

Second Takizawa City Comprehensive Plan

第2次

滝沢市総合計画

基本構想 令和6年度～令和13年度

前期基本計画 令和6年度～令和9年度

やさしさに
包まれた滝沢



第2次滝沢市総合計画の策定に当たって ～ごあいさつ～

本年1月、滝沢市は市制施行から10周年を迎えました。

さらに輝かしい未来へ飛翔するため、重要な年度となる令和6年度、滝沢市では令和13年度までの8年間を計画期間とする第2次滝沢市総合計画に基づいたまちづくりを始めます。

この第2次滝沢市総合計画につきましては、市では当初、令和5年度からの計画開始に向け、令和3年度中から策定を進めておりました。

しかし、令和4年11月に私が市長に就任した後、選挙公約等を総合計画に反映させることなどを目的として、策定途上であった総合計画を見直し、開始年度を1年繰り延べ、令和6年度開始として再検討することを表明しました。

再検討に当たり、新たな策定方針の拠り所としたものは、市民の思いをまとめてつくられた滝沢市自治基本条例です。同条例前文には、「思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、『住民自治日本一』を目指して市民主体の地域づくりを進める」と本市の地域づくりの原則を定めています。

その地域づくりの原則と、私が市民の皆さんとの対話によって実感した地域課題などの解決への道筋を考え、たどり着いた言葉が「やさしさ」でした。

新たな方針のもと、今回策定した第2次滝沢市総合計画は、やさしさの循環が生まれる地域環境「やさしさに包まれた滝沢」の実現を目指した計画です。

これまで、市民の皆さんが主体となりながら培ってきた地域づくりの歴史、市政懇談会や市民アンケートなどによっていただいた多くの御意見、市行政が着実に進めてきた各種政策の成果を土台としつつ、取り巻く環境の変化に対応しながら、滝沢市を形作ってきた取組をさらに

前進させるビジョン・取組がまとめられています。

国機関による将来人口推計では、これまで人口増加を続けてきた本市においても、今後は人口減少局面に進むことが示されています。また、テクノロジーの急速な進歩、混迷する国際情勢などを背景とする社会経済情勢の大きな変化など、将来の社会をはっきりと見通すことは簡単ではなく、地方自治体を取り巻く環境は今後一層厳しさを増すものと考えられます。

村政124年の歴史、そして単独による市制施行など、先人の努力により発展してきた滝沢市。現在を生きる我々は、市自治基本条例の理念の実現に向けて、一人一人の幸福感を大切にしながら、活力があって暮らしやすい、魅力ある滝沢を未来につなぐ役割を担っています。

ぜひとも、本総合計画が掲げるビジョンの実現にむけて、市民の皆さんと一緒に新たな1歩を踏み出すため、この計画を知っていただき、そして、市民主体の地域づくりを進めるために皆さんのなお一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

最後に、本計画の策定に当たり、滝沢市総合計画審議会委員の皆様、市議会議員の皆様、各地域の地域づくり懇談会の皆様をはじめ、この計画づくりに参画していただいた全ての方に感謝の意を申し上げあいさつといたします。

令和6年4月
滝沢市長 武田 哲





目次

I 序章	(経済産業部門)	54
1 滝沢市のまちづくり	(都市基盤部門)	56
2 市民及び市を取り巻く環境の変化	(教育文化部門)	58
II 基本構想	(政策支援部門)	60
第1章 基本構想ビジョン	第3章 地域別計画	
1 総合計画が掲げるテーマ「やさしさ」.....	1 市民が担う地域別計画	62
2 計画が目指す状態	2 地域別計画の計画期間	63
第2章 第2次滝沢市総合計画の意義と構成	3 計画地域	64
1 計画の意義	4 計画を構成する内容	65
2 策定方針	(小岩井地域)	67
3 計画の構成	(大釜地域)	71
第3章 取組方針	(篠木地域)	75
1 取組の基本方針	(大沢地域)	79
2 SDGsの一体的な推進	(鶴飼地域)	83
第4章 基本構想指標	(姥屋敷地域)	87
第5章 土地利用の基本方針	(元村地域)	91
第6章 広域連携における滝沢市の方向性	(室小路地域)	95
1 盛岡広域圏内の連携	(東部地域)	99
2 連携の方向性	(柳沢地域)	103
III 前期基本計画	(一本木地域)	107
第1章 基本計画概要	IV 資料編	
1 基本計画の役割	第1章 計画策定に係る基礎的指標分析	
2 基本計画の期間	1 将来人口	112
3 基本計画の構成	2 経済指標	113
第2章 市域全体計画	3 市民の幸福実感	115
1 市域全体計画の概要	4 暮らしに関する市民ニーズ	116
2 市域全体計画が果たすべき役割	第2章 計画付属資料	
3 セーフティネットの考え方	1 市域全体計画に係る	
4 市域全体計画の展開	分野別計画及び実施計画	118
5 SDGsとの一体的な取組の推進	2 めざす地域の姿及び	
6 財政運営の方針	SDGs目標(ゴール)との関連	118
7 土地の利用に関する計画	第3章 総合計画策定関係資料	
8 部門別計画	1 第2次滝沢市総合計画策定の経過	121
(市民環境部門)	2 関係例規	125
(健康こども部門)		
(福祉部門)	資料：部門別計画及び実施計画一覧表	140

第2次滝沢市総合計画

I 序章



1

滝沢市のまちづくり



POINT



滝沢市自治基本条例に掲げる市の将来像をはじめとする理念の実現のため、引き続き第2次滝沢市総合計画においても、市民主体による地域づくりを推進し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を創出するための取組を進めます。

滝沢市は、岩手山の裾野に広がる豊かな自然環境のもと、県都盛岡市に隣接する立地を踏まえた充実した都市基盤、大学や各種研究機関が集積した研究学園都市としての側面、チャグチャグ馬コなどに代表される彩り豊かな文化など、利便性と住環境の調和のとれた魅力あふれるまちとして、発展を遂げてきました。

第1回国勢調査が行われた大正9年に5,001人の人口であった滝沢村は、平成12年には人口5万

人超の「人口日本一の村」となり、日本の総人口が減少に転じた平成20年以降も人口の増加が続きました。平成26年1月には市制を施行し、令和2年に実施された第21回国勢調査では、人口が55,579人に達し、令和6年1月に市制施行から10周年を迎えました。

この間、平成26年4月1日に施行された滝沢市自治基本条例を頂点とし、市民、議会、行政のそれぞれの役割や目指すべき姿などを定めた滝沢市

地域コミュニティ基本条例、滝沢市議会基本条例、滝沢市行政基本条例に基づき、広く市民が方向性を共有しつつ、協力しながらまちづくりを展開する体制が構築されました。

滝沢市自治基本条例を根拠として策定された第1次滝沢市総合計画は、滝沢市の地域社会計画として、市の将来像に同条例第1条に定める「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」を掲げた取組を展開してきました。

第1次滝沢市総合計画では、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさを重要視するようになった国民の意識の変化を捉え、「モノ」の充足ではなく「心」の充足によって幸福を実感できる社会の構築が求められているとの現状分析の下、市民が幸せを感じるための重要な要素や、人とのつながり（社会関係資本）に着目した取組により、「幸福感を育む環境づくりの基盤構築」を進めてきました。

第1次滝沢市総合計画が掲げた『幸福感』の醸成をテーマとした計画策定は、策定当時先進的なものであり、現在では『幸福感』や『幸せ』を主題として掲げる計画が様々な自治体で策定されるなど、幸福感をキーワードとした地域づくりの浸透度は高まり、時代の潮流となっています。

第1次滝沢市総合計画の基本構想に、住民による主体的な地域づくりが盛んなまちとしての素地を活かした、「地域デザイン」・「地域ビジョン」の系譜を継ぐ地域づくりの指針となる「地域別計画」の推進、市行政による、安全・安心な市民生活の維持や人とのつながりを促進する政策体系からなる「市域全体計画」の展開を掲げ、市民と行政の両輪による活動によって、滝沢市自治基本条例の理念の実現に向けた「幸福感を育む環境づくり」の基盤の構築は着実に進展しています。

一方、これまで増加の一途であった本市の人口も今後減少が見込まれる転換期にあり、新型コロナウイルス感染症により加速した市民の暮らしの価値観の変容など、本市や地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化しており、社会経済情勢や多様化する行政ニーズを的確に捉えながら、将来を見据えた施策展開を行わなければなりません。

よって、本市では、第1次滝沢市総合計画で推進した幸福感を実感できる環境づくりに向けた取組を引き続き進めつつ、社会情勢の変化に伴い生じた課題に対応した新たな視点を加えながら、市の将来像の実現に向けて、市民みんなで地域づくりを進めていきます。



2

市民及び市を取り巻く 環境の変化（社会情勢の潮流）



POINT



人口減少や少子高齢化の進行、デジタル社会の進展、暮らしの価値観の変容等の市民や滝沢市を取り巻く環境の変化を捉えながら、本市の将来像の実現に向けた施策展開を行います。

1 人口減少・少子高齢化による影響

日本の総人口は、本格的な減少局面へ突入しており、本市においても今後人口の減少が拡大していくことが見込まれます。また、急速な少子高齢化の進行は、社会保障関連費用の増大や労働力人口(生産年齢人口)の減少による全国規模での経済規模の縮小、地域コミュニティの担い手不足など、

社会生活に対して様々な影響を与えることが懸念されています。

少子高齢化が進む地域コミュニティにおいては、地域内での見守りや支え合い活動の重要性が一層高まっていくものと考えられます。様々な世代が培った経験や能力を活かし、地域の担い手として地域づくりにかかわる機会を充実させながら、コミュニティの維持を図っていくことが求められます。

2 デジタル化の進展

国では、先端技術を取り入れ、経済発展と社会問題の解決を両立するSociety5.0^{*1}の実現を目指しています。我々の日常生活においても、テレワーク^{*2}の浸透や決済手段のキャッシュレス化、クラウドサービスの活用^{*3}、SNS等のコミュニケーション手段の多様化など、情報通信技術(ICT)の飛躍的な発展は大きな影響を与えています。

今後は、AI(人工知能)の技術革新の進展や、5G(第5世代移動通信システム)技術の一般化、ビッグデータ^{*5}やオープンデータ^{*6}の活用などの普及によって、暮らしや企業活動、行政運営、社会経済システム上で生じる課題をデジタル化で解消しようとする場面が増えることが想定されます。

一方、デジタル化の浸透を受けて、インターネットやスマートフォンの活用などICTを活用できる人と活用できない人との間に格差が生じることがないように社会全体で対策を講じる必要があります。



3 暮らしの価値観の変容

市民一人一人それぞれ異なる様々な暮らし方、働き方、学び方などがある中、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)という考え方も普及し、単なる生活水準の向上だけではない、個人のライフスタイルや生きがいを重視する価値観へと変化しています。



これら暮らしの価値観の変容は、地域における人とのかかわりや連帯感、支え合いの意識の希薄化の要因でもあり、それらを基盤として成り立つ地域コミュニティの維持に対する課題の一つとなっています。

本市においては、多様な価値観があることを尊重し、共感しながら、市民相互や市内で様々な活動を行う組織などのかかわりの中で、地域づくりを担う意識の醸成を図る必要があります。

- ※1 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的な課題の解決を両立する、人間中心の社会。
- ※2 ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
- ※3 従来は、利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。
- ※4 ソーシャル ネットワーキング サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
- ※5 日々生成される多種多様なデジタルデータ群。
- ※6 インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、許可された範囲内で複製、加工、利用ができるデータ。

4 持続可能なまちづくりへの 関心の高まり

平成27(2015)年、国連は多様化する国際課題に対し、持続可能な世界を実現するために17の目標と169のターゲットからなる国際社会全体の開発目標「SDGs」^{※7}を採択しました。これを受け、日本を含む各国では、「誰一人取り残さない」という理念に基づき、多様性・包摂性を備えた持続可能な社会の実現に向けてSDGsの取組を進めています。

地方自治体においては、SDGsに定められた目標を地域社会において実現するため、貧困、健康、経済、気候変動などの課題解決に向けたゴール(目標)とターゲット(具体的な達成水準)の達成に向けて、各地域の特色を活かした経済的な発展と生活環境の維持向上のバランスの取れた総合的な取組が求められます。

5 災害への備え、 持続可能な都市基盤づくりの推進

安全・安心な市民の生活の基盤となるよう、大規模地震のほか、地球温暖化に伴い増加している

風水害に対応するため、自主防災組織の育成・強化や、危険エリアの縮小など、災害対応能力の向上の取組が求められています。

都市基盤については、人口減少などの長期的な視野に立ち、都市機能や居住エリアを計画的に配置しつつ、連携軸や公共交通によって結節点をつなぐなどの持続可能なまちづくりを進める必要性が高まっているほか、災害への備えも考慮した計画的な公共施設などの更新及び再編が求められています。

6 産業環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による世界的な景気の悪化や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した、国際情勢の変化、原油や原材料の高騰などにより、企業の経営環境は、不確実性を増しています。

また、近年では、非正規雇用労働者が増加し、所得の減少や不安定な雇用形態の増加が、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少の要因の一つとなっていることが指摘されています。



※7 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画で、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

第2次滝沢市総合計画

II 基本構想



計画が掲げるテーマ 「やさしさ」



POINT



- 第2次滝沢市総合計画は、「やさしさ」をテーマに、社会的包摂性が高い地域を創出するための取組を推進する計画です。
- 市が考える「やさしさ」は、「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」です。

本市が進めてきたこれまでの地域づくり、また、取り巻く環境の変化を踏まえ、本市で引き続き、市民が幸せを実感できる地域社会を構築していくためには、新型コロナウイルス感染症の影響を受け希薄となった人とのつながりや絆の再構築を促すための取組、多様化の進展を踏まえた社会的包摂性の高い地域社会の形成へ向けた取組を進めるべきであると考えます。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、ポスト

コロナや価値観の多様化といった時代の変化に対応した新たな観点として、市民の思いをまとめた滝沢市自治基本条例前文に規定されている「思いやりのある社会の創造」という地域づくりの理念を踏まえ、寛容の心を広げ、様々な考え方を持つ人たちを包摂しながら、誰一人取り残されることができないと感じることができるとする社会の実現に向けた取組を行政と市民が、一緒になって進めていくため、「やさしさ」をテーマとした地域づくりを進め

ます。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たって、性別や年代、属性の異なる市民の皆さんと「やさしさ」をテーマに、市の将来像や第1次滝沢市総合計画の取組状況を踏まえた今後のまちづくりの方向性

について懇談会を行いました。

市民との意見交換では、「人とのかかわり」、「安全・安心な暮らし」、「充実した暮らし」「子育て」などの観点から、幅広い意見が寄せられました(図1参照)。

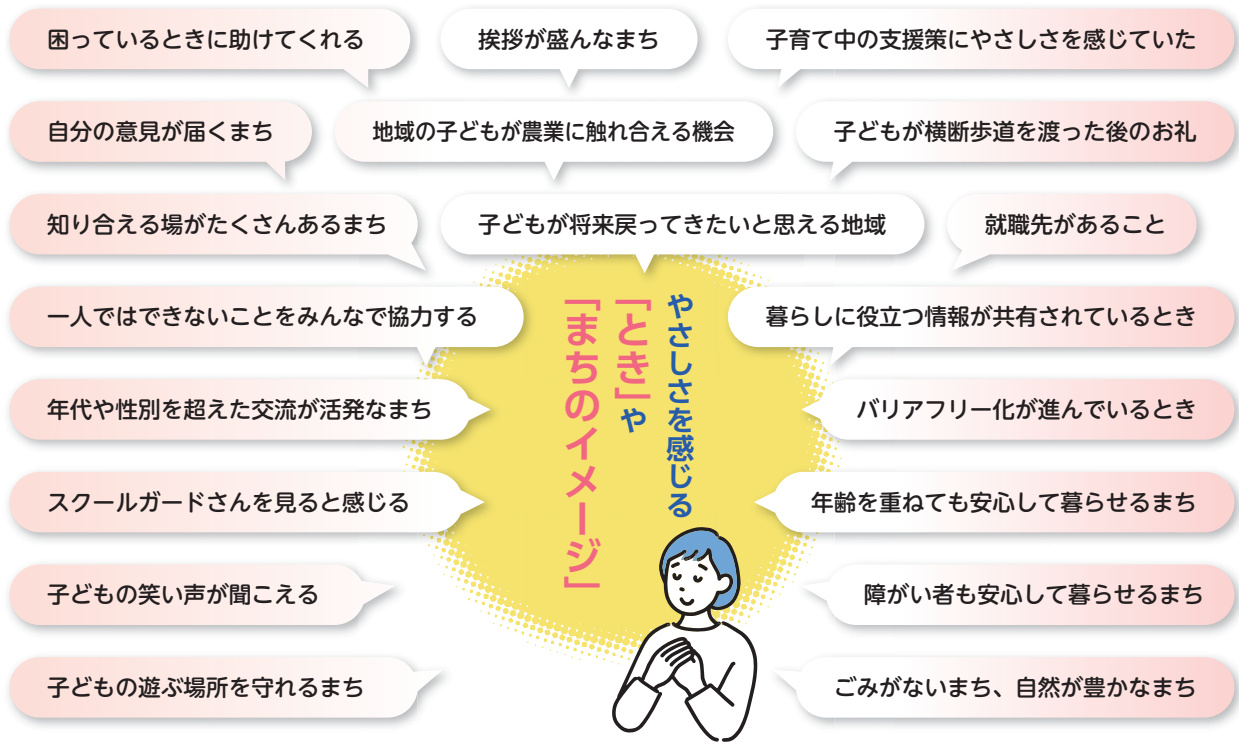


図1：懇談会で寄せられた市民からの意見の例

人とのかかわりの観点

人とのかかわりを感じながらいきいきと暮らせること(交流・人間関係、地域コミュニティなどに関すること)



充実した暮らしの観点

自分に見合った生き方の選択肢があり自分らしく活躍することができること(産業振興、雇用、観光、学び、伝統・文化の継承などに関すること)



安全・安心な暮らしの観点

安心して暮らすことができる生活環境基盤や制度が確保されていること(自然環境の保全、防災・防犯体制の構築、保健・福祉・医療体制の確保、社会インフラ整備、公共交通の確保などに関すること)



子育ての観点

未来のある子どもたちを伸び伸びと育てることができること(子ども、学校教育、子育て支援などに関すること)



また、複数の市民から、「自分が周囲の人たちから受けた「やさしさ」を、次は自分の行動で返していき、「やさしさ」を循環させていけるまちにしたい。」という意見も挙げられました。

寄せられた意見は幅広い分野にわたるものでしたが、「やさしさ」に関する共通した考えとして、「やさしさ」は、一人だけの感情ではなく、関係性の中で育まれる感情であり、お互いを「尊重」し、「共感」し合うことの重要性を指摘しています。

そこで本市では、滝沢市自治基本条例の理念や、

※8
本市が考える社会的包摂性の高い地域社会の姿、また、市民の皆さんの意見などを踏まえ、第2次滝沢市総合計画が考える「やさしさ」を「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」として捉え、これからの滝沢地域において「やさしさ」をキーワードとした地域づくりを推進し、社会的包摂性が高く、市民が生き生きと生活しながら幸せを実感でき、活力に満ちた地域社会の創造を目指します。



※8 全員が社会に参画する機会を持ち、支え合いながら共に生きてゆくこと。

2

計画が目指す状態



POINT



- 第2次滝沢市総合計画が目指す状態は、「やさしさに包まれた滝沢」です。
- 「やさしさに包まれた滝沢」は、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支える存在であるという実感を持ちながら充実した生活を過ごせる環境」になること」です。

市民が様々な活動の場面で「やさしさ」を感じられる雰囲気をつくり、滝沢の全市域へ広げ、更には、「やさしさ」を周りの誰かへと返していける環境づくりを進めること、つまり、自分の周囲にやさしさが巡る地域環境の創出は、本市の将来像である市民の幸福実感につながるものです。

市民の多様な活動によって市民の間に「やさしさ」が循環するような環境をつくっていくためには、本市を囲む豊かな自然との調和が取れた地域

環境や、安全・安心に暮らすための社会制度、生活インフラの確保を基盤としながら、思いやりの関係性を活用した市民主体による活動を展開することで自分らしい生き方が実現できるまちづくりを進める必要があります。(図2参照)

そこで、第2次滝沢市総合計画では、滝沢市でやさしさが循環する地域環境の創出を目指し、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支える存

在であるという実感を持ちながら充実した生活を
過ごせる環境」になること」を第2次滝沢市総合計
画基本構想が目指す状態「やさしさに包まれた滝

沢」として掲げ、総合計画を推進することにより、
その実現を目指します。



図2：やさしさに包まれた滝沢のイメージ

計画の意義



POINT



第2次滝沢市総合計画は、滝沢市自治基本条例の理念の実現を目指す計画として、同条例第9条の規定に基づき策定します。

滝沢市自治基本条例第9条の規定(「総合的かつ計画的な地域づくりの推進に向けた計画(=総合計画)」を策定すること)に基づき、市の将来像や目指す状態、それらの実現に向けた取組の方針など、まちづくりの方向性を明示し、共有することにより、みんなが一体となって地域づくりを進めるための「滝沢市に関わるみんなが共有する地域社会計画」として第2次滝沢市総合計画を策定します。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たっては、市民の思いをまとめた前文、「市の将来像」(第1条)、市民の思いを象徴する「市民憲章」(第4条)、市民、議会及び市が実現に努めるべき「めざす地域の姿」(第5条)などの条例理念の実現に向けた計画とするほか、同条例に規定する、基本原則や市民、議会、行政の役割とルールを踏まえた行動を促すことを目指す取組体系を構築します。

2

策定方針



POINT



第2次滝沢市総合計画は、市民の意見を反映した計画、市民に分かりやすい計画となることを目指しています。

1 市民の意見を反映した計画づくり

滝沢市自治基本条例と第2次滝沢市総合計画を有機的に連動させ、滝沢市自治基本条例の理念に則った総合計画となるよう策定を進めました。

そのため、市民から寄せられた様々な意見を計画に反映させることによって、市民と行政が自分達で作上げた計画という共通認識を持ち、目標を共有しながら、積極的な市民主体活動による市の将来像の実現に向けた計画となることを目指しています。

2 市民に分かりやすい計画づくり

全ての市民が、目標を共有し、市民主体による様々な活動を積極的に行うためには、計画が理解され認知される必要があります。そのため、「家庭でも地域づくりが話題になること」を目標として、子どもから高齢者まで、また、通勤・通学で滝沢市に通っているなど全ての市民が分かりやすく親しむことができるような計画を目指しています。

3

計画の構成



POINT



第2次滝沢市総合計画は、基本構想・基本計画・実行計画という3つの階層の計画で構成します。(図3参照)

1 基本構想

滝沢市の将来像の実現に向けて総合的かつ計画的に地域づくりを進めるために、計画期間内で本市が目指すべき姿を定めるとともに、その実現に向けた取組の体系を示した地域社会計画です。

計画期間は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間です。

2 基本計画

基本構想で示した市が目指すべき姿及びその実現に向けた取組の体系に基づき、各分野の現状と課題を明らかにしつつ、その目指すべき姿の実現と解決に向けた具体的な施策の体系を示した地域社会行動計画です。

市民主体による「地域別計画」と行政が主体となる「市域全体計画」の両輪により構成します。

ア 地域別計画

①計画期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間。

②計画の趣旨

前回の地域別計画を受け継ぎながら、滝沢市において「やさしさ」を意識しながら、幸せを実感できる地域づくりを地域自らで考え、行動するための計画です。

③計画の特徴

市内の11地域において、守るべき地域資源や地域づくりの方向を明確にし、地域の課題や将来像、活動プラン等が具体的かつ分かりやすい計画とします。また、全体計画以下の各地域計画については各地域にそれぞれ配付するものとし、市民一人一人が手に取り活用しやすく、親しみやすい計画を目指します。

イ 市域全体計画

①計画期間

前期基本計画

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間。

後期基本計画

令和10(2028)年度から令和13(2031)年度までの4年間。

②計画の趣旨

やさしさに包まれた滝沢の実現に向け、主として「かかわりによる市民主体の地域づくりへの支援」及び「市民が安全・安心に暮らせる環境の整備」を推進するための行政の行動計画です。

③計画の特徴

計画の中に部門別計画を内包し、部門別計

画に政策(部)、施策(課)を設け、毎年度策定する政策方針によって展開します。また、部門別計画実施の裏付けとなる財政方針及び個別に策定する各種計画を分野別計画又は実施計画として整理し、一体的な政策展開を期します。

3 実行計画

実行計画は、市域全体計画部門別計画に示した各施策を具体的に実現するため、財政方針や毎年度の市長方針などとの整合を図りつつ、事務事業の内容や、年度別事業費などをまとめた執行計画として、毎年度策定する計画です。

実行計画の計画期間は、社会経済情勢や市民ニーズの変化、財源を含む国・県の制度改正に対応するため、各計画初年度を含む4か年間とし、別冊の実行計画書を策定し、進捗管理を行います。また、実行計画事業に係る事業評価を実施し、毎年度見直ししながら事務事業を展開します。



滝沢市自治基本条例

市の将来像：誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域

滝沢市地域コミュニティ
基本条例

滝沢市議会基本条例

滝沢市行政基本条例

第2次滝沢市総合計画

基本構想（8年間）

基本構想

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度
目指す状態：やさしさに包まれた滝沢

かかわりによる
市民主体の地域づくり

市民主体活動を
後押しできる環境づくり

市民生活の基盤となる
セーフティネットの堅持

基本計画（4年間）

前期基本計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

後期基本計画

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

地域別計画

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度（※令和9年度に見直し）

支
援

協
働

地域づくり懇談会ごとに策定する活動計画
（市民・家庭での活動）（自治会、各種団体、NPO等の活動）

市域全体計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

市域全体計画（仮）

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

各部門別計画
（政策・施策）

財政方針

分野別計画

（環境変化、前期基本計画の進捗を
踏まえ、令和9年度に策定予定）

実行計画（毎年度策定）

市域全体計画に内包する部門別計画の施策実現の具体的な取組等



毎年度見直しを行いながら、年次計画を策定

図3：第2次滝沢市総合計画の体系



取組の基本方針



POINT



第2次滝沢市総合計画が目指す状態の実現に向け、かかわりによる市民主体の地域づくりの推進、市民主体活動を後押しする環境づくりを進めるとともに、市民の生活のために保障しなければならないセーフティネットを堅持します。

1

かかわりによる 市民主体の地域づくりの推進

「お互いに共感し合いながら、寄り添い、ともに生きてゆく」という本市が考えるやさしさの実現に向けては、市民の皆さんが、他者とかかわり、自律的に行動しながら、人と人が互いに支え合うコミュニティを築き上げていくことが必要です。

第1次滝沢市総合計画では、滝沢市自治基本条例に掲げる住民自治日本一を「市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福」を日本一実感できる地域」と定義し、市民主体による地域づくりを進めてきました。第1次滝沢市総合計画の展開を踏まえ、第2次滝沢市総合計画では、本市における住民自治活動を、「市民みんながやさしさに包まれた地域の実現に向けて、地域や仲

間と積極的に地域づくり活動に関わること」と定義し、かかわりによる市民主体による地域づくりを展開します。

2 かかわりによる市民主体活動を後押しできる環境づくり

市民がかかわりの中で、地域づくりを進めるためには、行政も含めた地域づくりの担い手の相互の連携や協力が必要になります。そのような関係性を構築するためには、まずは、市民が地域や市政について考え、主体的に学ぶことができる環境づくりが重要であり、そのほか、主体的な活動につながる手がかりの提供、地域や状況に応じた活動を継続して展開するための支援、また、交流し、連携するための場や機会の創出が必要になります。

市民がかかわりの中で市民主体による地域づくりを進めるために、市民の行動を後押しできる環境の整備を進めます。

3 市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持

滝沢市がやさしさに包まれた雰囲気の中で、市民が相互にかかわりながら自律的に幸せづくり活動や充実した生活の実現に向けた取組を進めるためには、市民が日々の暮らしに不安を感じる事が少なくなるよう環境づくりを進め、その基盤の上で他者へのやさしさを育みつつ、市民主体による地域づくりが展開されるような取組が必要です。

「ヒト・モノ・カネ」と言われる経営資源の状況が厳しさを増す中、自治体の最も重要な責務としてあるのは、限られた資源の中でも、生活に関わる様々な制度や適切なインフラの維持、防災・防犯への対策や地域医療体制の構築など、市民の皆

さんの生活を支えるいわゆる「セーフティネット」を守ることであり、滝沢市自治基本条例第5条に掲げるめざす地域の姿を踏まえつつ、第2次滝沢市総合計画においても堅持します。

そのため、滝沢市において市民の生活のために保障しなければならない最低限度の生活環境基準を第2次滝沢市総合計画では「滝沢市のセーフティネット」とし、国が国民に対して保障する生活の最低水準と、地域の実情を踏まえ国が定める生活の最低水準に関する事務のほか市民が安全・安心な市民生活を送るために、市民と市行政がそれぞれの役割を踏まえながら共に取り組む最低限度の生活環境基準までを含めた範囲を指すものとします。



ただし、「滝沢市のセーフティネット」の範囲については、社会経済情勢の変化によって求められる水準は変化します。「やさしさに包まれたまち」を目指すという基本的な方向性の下、市民ニーズの変化や受益と負担のバランス等を考慮し、施策を推進していく必要があります。

2

SDGsの一体的な推進



POINT



第2次滝沢市総合計画の推進に当たっては、国際的な共通の目標であるSDGsの達成に寄与できるよう、一体的な取組を推進します。

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの先進国、発展途上国など全ての国々を含めた全世界の共通の国際目標です。

SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、17のゴールとそれらに紐づく169のターゲット

トで構成しています(図4参照)。



図4：SDGsの17のゴール

SDGsが目標とする持続可能な社会は、現在の世代の幸せと、将来の世代の幸せの両立が図られた社会の実現を意味しており、「誰一人取り残さない」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」といったSDGsの理念とともに、第2次滝沢市総合計画の方向性と共通しています。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、経済・社会・環境などのうち、市が市民と共に取り組むことが可能な分野における課題の解決に向けて、SDGsと市の政策との関連性を明らかにしながら、一体的な取組を推進することにより、SDGs目標の達成へ寄与することを目指します。

第4章 基本構想指標



POINT



市の将来像や総合計画の取組効果の測定、実現に向けた進捗度を測るため、16項目の「たきざわやさしさ指標」を設定し、毎年度のたきざわ幸福実感アンケート調査等により測定します。

第2次滝沢市総合計画基本構想において設定する指標は、市民主体による地域づくりの進捗度合い、社会の影響や個人の価値観等の変化、行政の

各種取組の効果がどのように表れているか、推移しているかを明らかにするための指標です。

指標の検討に当たっては、「やさしさに包まれ

「たまち」をテーマとした市民の皆さんとの懇談の中から、いただいた意見が多かったものなどを、「たきざわやさしさ指標」(表1参照)として設定します。

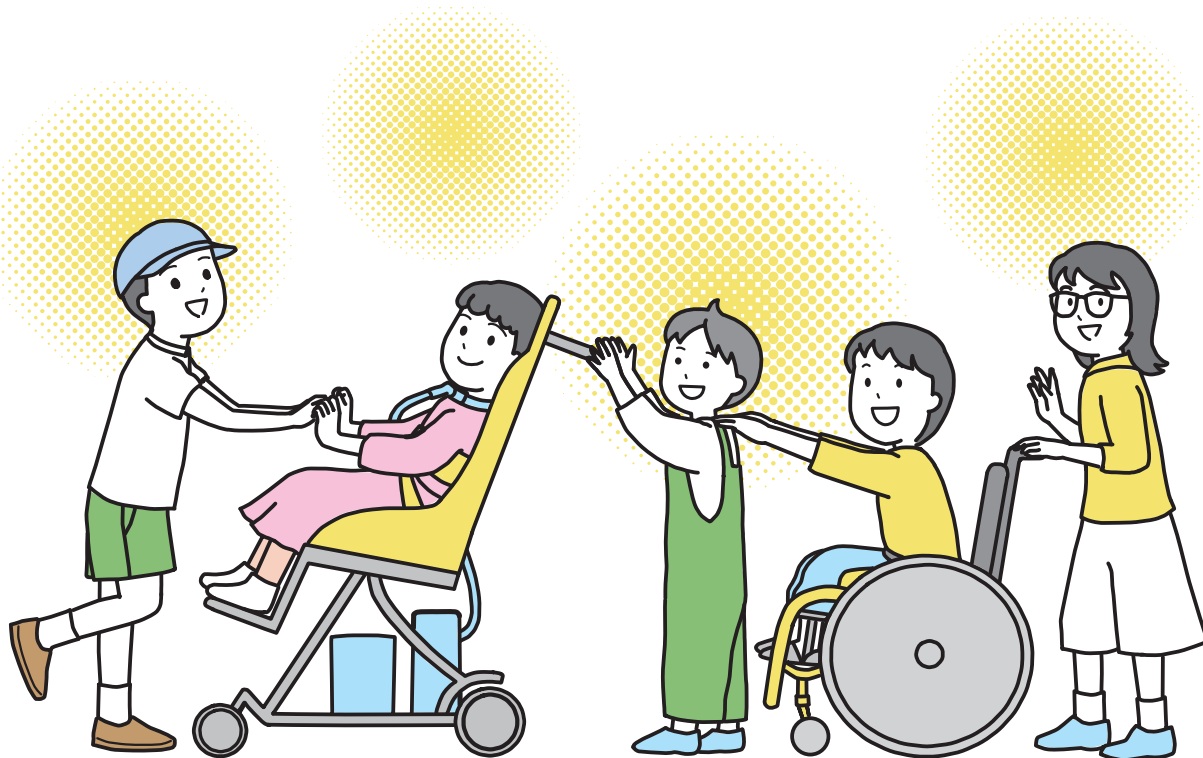
たきざわやさしさ指標は、将来像の実現状況の目安となる「将来像指標」、基本構想の取組の方向性として示した「かかわりによる市民主体活動」の進捗状況をあらわす指標(市民のかかわり指標)、市民生活の基盤の維持の進捗状況をあらわす指標(暮らしやすさ指標)の16項目によって構成します。

市民のかかわり指標と暮らしやすさ指標には、第2次滝沢市総合計画の進捗度合いを測定するものとして、性質別に市民の意向の推移を捉える主観的な指標項目(主観的項目)と、市民のかかわりと市民生活を客観的に捉えるための指標項目(客

観的項目)を定めます。











また、「たきざわやさしさ指標」には、第2次滝沢市総合計画の8年間で目指すべき目標値を設定し、毎年度行う「滝沢地域社会に関するアンケート調査(通称:たきざわ幸福実感アンケート調査)」によって、現状値を測定し、滝沢市が全体として「やさしさに包まれた滝沢」に向けて変化しているか推移を捉えつつ、第2次滝沢市総合計画の取組を進めます。

目標値の設定に当たっては、第2次滝沢市総合計画策定時点の実績値を基準値とし、主観的項目については、AIシミュレーション^{※9}を踏まえた目標値を設定します。また、客観的項目については、第1次滝沢市総合計画の評価、また、第2次滝沢市総合計画に基づく取組の進展や今後の社会情勢の推移等を踏まえた目標値を定めています。




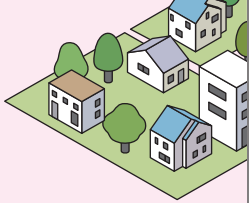


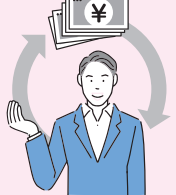


※9 AIを用いて、様々な社会指標等を連関させたモデルの構築や分析を行い、多様な未来シナリオの分岐構造と分岐要因を明らかにするシミュレーション技術。本市では、第2次滝沢市総合計画の策定に当たり、計画的かつ効果的な計画推進を期すためにシミュレーションによる未来シナリオを比較検討し、計画の期間内に目指すべき状態を明らかにすることを狙いとして、「政策提言A1」による市の未来像のシミュレーションを行いました。

表1：たきざわやさしさ指標と目標値

区分	項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	令和13年度 目標値
将来像指標	①滝沢市で幸せに暮らしている人の割合 	56.8% (令和5年度)	61.0%	65.0%
	②滝沢市は活力に満ちた地域だと感じている人の割合 	29.7% (令和5年度)	35.0%	40.0%
市民のかかわり指標(主観的)	③自分が誰かを支える存在であると感じている人の割合 	58.1% (令和5年度)	62.0%	66.0%
	④周囲の人たちと「お互い様」の関係性があると感じている人の割合 	69.6% (令和5年度)	73.0%	76.0%
	⑤地域の居心地が良いと感じている人の割合 	63.4% (令和5年度)	68.0%	72.0%
	⑥積極的に挨拶を交わす人が多いと感じている人の割合 	39.0% (令和5年度)	44.0%	48.0%
	⑦人々が集まり活動できる「場」があると感じている人の割合 	43.1% (令和5年度)	46.0%	50.0%
(客観的)	⑧ -1 直近の市議会議員選挙投票率 	43.28% (令和5年度)	50.00%	55.00%
	⑧ -2 直近の市長選挙投票率 	44.49% (令和4年度)	50.00%	55.00%
	⑨市内公共施設利用者数 ^{※10} 	726,020人 (令和4年度)	785,500人	805,500人

※10 市内公共施設…ビッグルーフ滝沢、北部コミュニティセンター、滝沢ふるさと交流館、葉の木沢山活動センター、地区コミュニティセンター及び市内体育施設

区分	項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	令和13年度 目標値
(主観的)	⑩心身ともに元気に暮らしている人の割合 	56.3% (令和5年度)	59.0%	62.0%
	⑪働く場があると感じている人の割合 	22.1% (令和5年度)	25.0%	28.0%
	⑫困っている人の声が届きやすいと感じている人の割合 	24.5% (令和5年度)	28.0%	31.0%
	⑬滝沢市は住みやすい市だと感じている人の割合 	68.3% (令和5年度)	72.0%	75.0%
	⑭子ども達が生き生きとしていると感じている人の割合 	42.6% (令和5年度)	46.0%	50.0%
(客観的)	⑮人口(岩手県毎月人口推計における毎年度10月1日時点の滝沢市の人口推計値) 	55,467人 (令和4年度)	55,500人	55,500人
	⑯一人当たり課税対象所得額 ^{※11} 	2,624千円 (令和4年度)	2,700千円	2,800千円

※11 一人当たり課税対象所得額…市民税課税の対象所得額(非課税者を除く。)を納税義務者数で除して得た金額(翌年度の7月末日現在)

第5章 土地利用の基本方針



POINT



市民の安全・安心の確保と、市民主体の活動を支えるため、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ります。

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。そのため、利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、市民が健康で文化的な生活ができる環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

したがって、市土の利用については、市民の安全・安心を確保しつつ、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保

を図ることを念頭に、以下の基本方針とします。

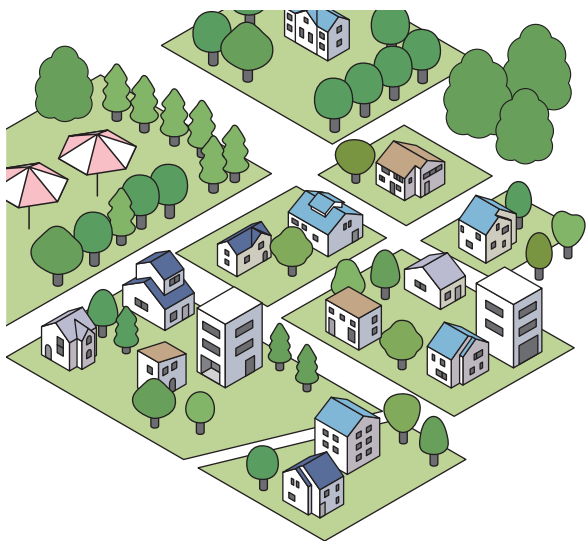
1

都市の利便性や各地域の特色を活かしつつ、自然の心地よさを体感できるまちづくり

活力とにぎわいのある利便性の高い都市空間の創出や、高等教育機関や研究機関が集積する本市の特色を活かしたまちづくりを進めるとともに、岩手山や北上川に代表される豊かな自然に恵まれた心地良い環境の実現を両立させることによって、住みよい滝沢の実現を目指します。(図5参照)

ア 暮らしのエリア

市街地については、かかわりによる市民主体活動の土台となる地域コミュニティなど生活環境の維持・向上を図り、自然との調和や、空間的なゆとりの確保に努め、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる住居空間を形成します。



また、多様な立場の人たちが相互にコミュニケーションを図りつつ、かかわりによる市民主体活動を進められるよう、それぞれの地域を中心に、多様な属性の人たちが集まり、多様な立場の人たちがコミュニケーションや交流を図れるよう、「場」の創出を念頭に置いた土地の利用を進めます。

さらに、地域を超えた人とのつながりが創出され、多様なコミュニティが集まり、人とのかかわりを育む市の「中心拠点」として、市役所周辺を対象とし、商業、行政、医療・社会福祉等の各機能の強化を図りながら中心市街地の形成を進めていきます。

イ 産学官連携による産業拠点エリア

商工業については、既存商工業の活性化を図り、

にぎわいと活力あふれる都市空間を維持・向上させ、岩手県立大学及び滝沢市IPUイノベーションセンター周辺については、産学官連携によるイノベーションの拠点である強みをさらに発揮するため、拡張等を含めた土地利用の強化についても検討を進めます。高等教育機関及び研究機関が集積する、市東部を中心とした地域においては、産学官連携の推進により、新たな技術研究や社会実装に向けた土地利用、さらには先端技術等の実証フィールドとしての土地活用の検討や、研究をはじめとする人的資源を育む教育的機能を有する土地利用を進めます。

ウ 自然との調和のエリア

優良な農地の保全を図るとともに、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

また、積極的な森林保全に努め、適正な管理による自然環境の維持を前提としつつ、市民の憩いの場や自然とのふれあいの場としての活用を進めます。



2 将来世代を見据えた土地利用

SDGsの理念を踏まえ、地球温暖化への対応

として目指されているカーボンニュートラル^{※12}と
 いった観点、森林などにおける生物多様性や生態
 系の維持といった環境保全などはより重要性を増
 すものと考えられ、子どもや孫の世代といった将
 来世代まで持続可能な滝沢市となるような土地利

用の方向性を考える必要があります。

また、各種施設、インフラの維持管理及び更新
 並びに生活関連施設や住宅基盤等の土地利用を検
 討する際には、利便性とのバランスを取りつつ、
 持続可能性を意識した土地利用を推進します。

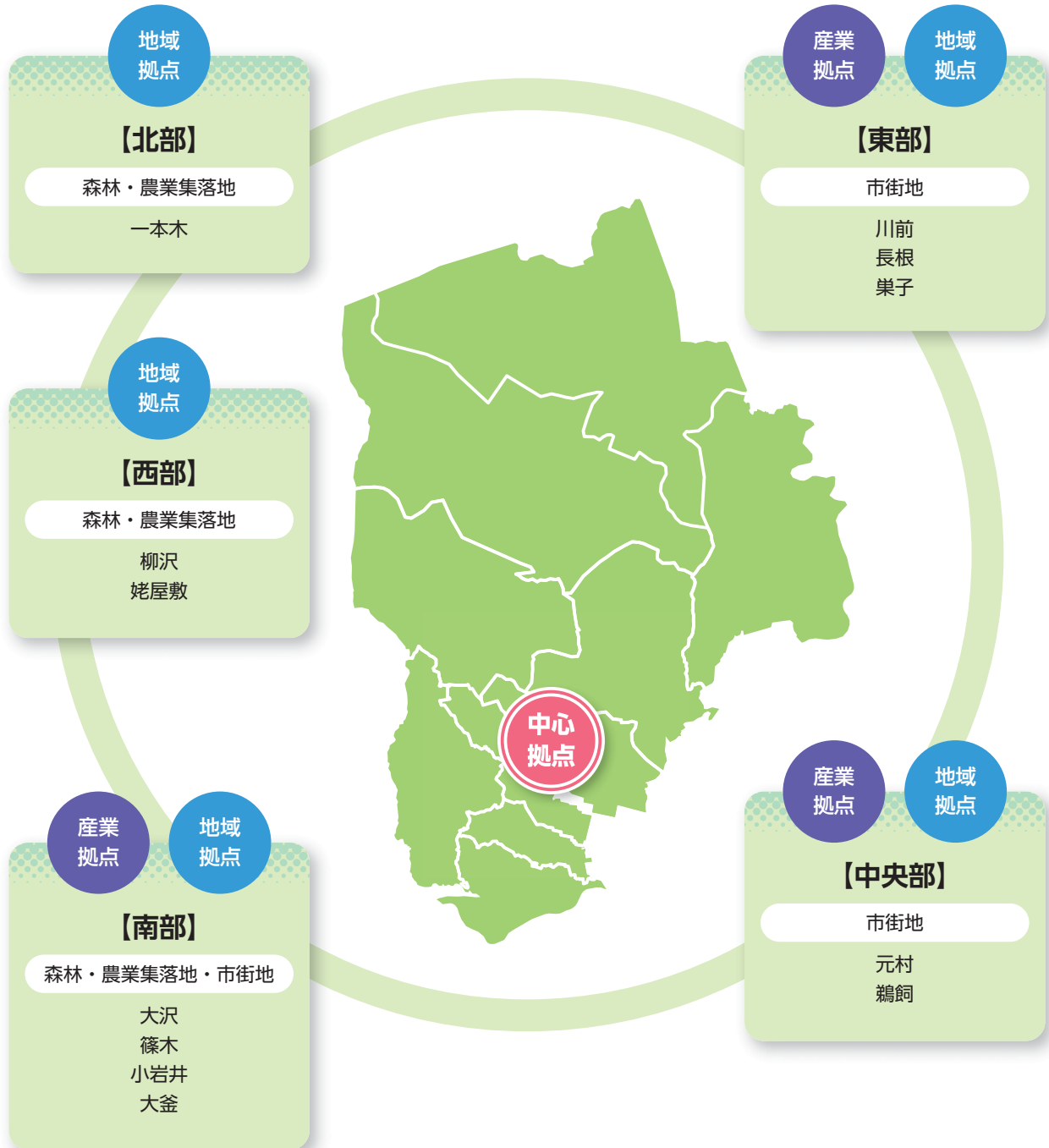


図5：土地利用のイメージ

※12 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は、令和2年(2020年)10月に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を30年後までに目指すことを宣言しています。

第6章 広域連携における滝沢市の方向性



POINT



盛岡広域圏における連携と役割分担の視点のもと、滝沢市の特徴を活かした広域連携を推進します。

第2次滝沢市総合計画の実現に際しては、市内外の環境を踏まえてより効果的に取組が推進できるよう、広域での連携を進めます。連携に際しては、盛岡広域8市町で定める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）」を踏まえた上で、滝沢市の特徴を活かす形で進めることを基本とします。

1

盛岡広域圏内の連携

広域で定める都市圏ビジョンを踏まえ、連携中枢都市圏構想を進めていくためには、広域圏を構成する8市町が、それぞれの特徴や強みを活かし、

また弱みや足りない部分については互いに補い合うよう連携していくことが必要です。

例えば産学官連携においては、滝沢市が特徴を

活かす形で広域でのリーダーシップを取りつつ、一方で観光や環境といった面では、相対的に強みを持つ周辺自治体と連携した取組を進めるなど、広域におけるそれぞれの役割を踏まえた連携を進めます。

また都市圏ビジョンでは、大きな戦略として

①産業の営みをつなぐ

②人の流れをつなぐ

③暮らしの安心をつなぐ

という3つが掲げられています。これらの戦略と、高等教育機関と研究機関が集積する滝沢市の特徴を踏まえ、主な連携の方向性について次のとおり定めます。

2 連携の方向性

1 産業・雇用等経済的な連携 (産業の営みをつなぐ)

都市圏ビジョンにおける産業の戦略では、産学官の連携によるイノベーション創出や、AI等新たな技術の活用を進め、産業の活性化を図ることを目的としています。これらは、岩手県立大学と滝沢市IPUイノベーションセンターを中心に、IT関連産業の集積を進めている滝沢市の特徴と強く合致しており、引き続き、産学官連携などを推進します。

2 交通・都市機能的な連携 (人の流れをつなぐ)

公共交通面をみると、滝沢市と盛岡広域圏は強くつながっています。特に、滝沢市における東部、鶉飼、南部などの各地域と盛岡市のアクセスは良く、人の流れは恵まれた状態といえます。

一方で、滝沢市内各地域を結ぶ公共交通網は弱く、市内における人と人との交流が課題となって

います。市内各地域の交流人口の増減は、産業面などにも影響を及ぼすため、盛岡との交通的つながりを活かしつつ、滝沢市役所周辺を中心市街地形成と合わせ、公共交通の在り方と、盛岡西廻りバイパス・北バイパスの整備に向けて検討していく必要があります。

3 安心・福祉等生活的な連携 (暮らしの安心をつなぐ)

都市圏ビジョンでは、圏域で暮らす安心感や快適さを高めていくことを目指しています。これらに強く関連する要素として、福祉や地域医療、そして人とのつながりなどが挙げられ、これらについては、盛岡広域圏、特に盛岡市へのアクセスの良さを活かした連携により高めていくことを目指します。

また、滝沢市役所周辺を中心市街地の形成でも暮らしの安心や快適さの強化を図り、中心市街地と市内各地区のアクセス強化に向けた検討を進めていくこととします。

第2次滝沢市総合計画

Ⅲ 前期基本計画



第1章 基本計画概要



1

基本計画の役割

基本計画は、基本構想で示した目指す状態や、その実現に向けた取組の基本方針などを受け、各分野の現状と課題を踏まえながら、「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向けた方向性や、実際に市民と市行政が共に取り組む具体的な施策などを体系的に示した「地域社会行動計画」です。

2

基本計画の期間

基本計画は、基本構想期間8年を前後期に区分して、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年を前期基本計画、令和10(2028)年度から令和13(2031)年度までの4年を後期基本計画とします。

3

基本計画の構成

基本計画は、市民主体による「地域別計画」と行政が主体となる「市域全体計画」の両輪により構成します(図6参照)。それぞれの計画の期間及び趣旨並びに特徴は以下のとおりです。

1 地域別計画

ア 計画期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までとし、令和9年度に見直しを実施します。また、地域による毎年の振り返りを推奨しています。

イ 計画の趣旨

前回の地域別計画を受け継ぎながら、滝沢市において「やさしさ」を意識しながら幸せを実感できる地域づくりを地域自らで考え、行動するための計画です。

ウ 計画の特徴

市内の11地域において、守るべき地域資源や地域づくりの方向を明確にし、地域の課題や将来像、活動プラン等が具体的かつ分かりやすい計画とします。また、全体計画以下の各地域計画については各地域にそれぞれ配付するものとし、市民一人一人が手に取り活用しやすく、親しみやすい計画を目指します。

2 市域全体計画

ア 計画期間

- ・前期基本計画 令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間
- ・後期基本計画 令和10(2028)年度から令和13(2031)年度までの4年間

イ 計画の趣旨

やさしさに包まれた滝沢の実現に向け、主として「かかわりによる市民主体の地域づくりへの支援」及び「市民が安全・安心に暮らせる環境の整備」を推進するための行政の行動計画です。

ウ 計画の特徴

計画の中に部門別計画を内包し、政策(部)、施策(課)という階層を設け、政策方針によって展開します。施策以下の詳細については、実行計画書を別冊として毎年度策定し、進捗管理を行います。

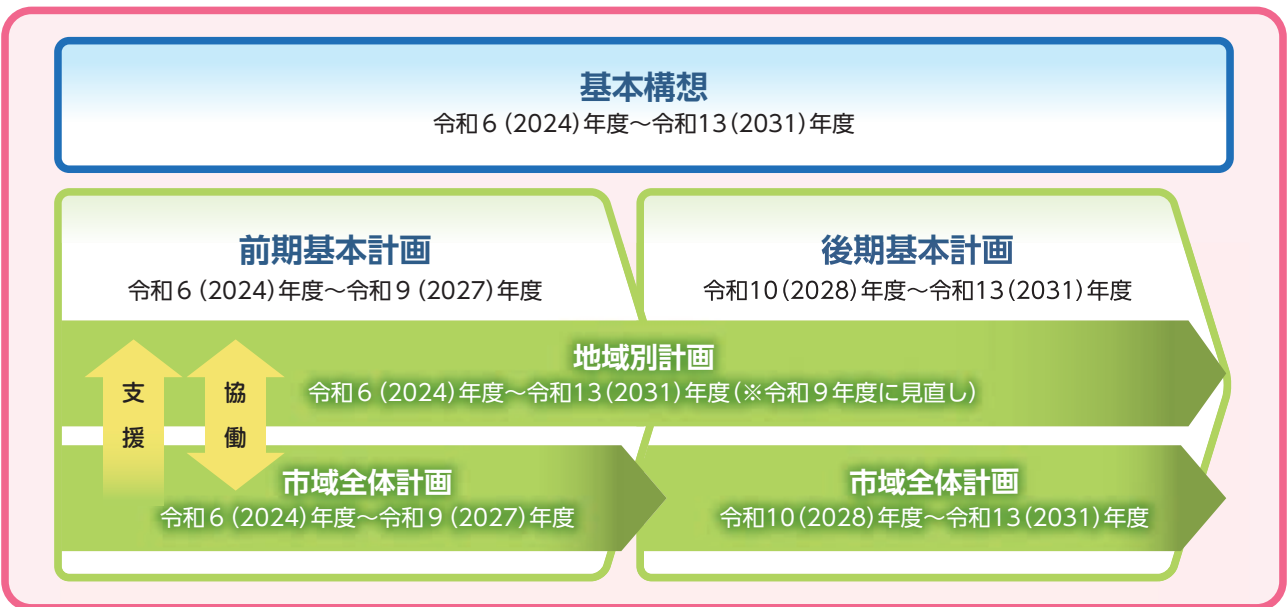


図6 基本構想及び基本計画の関係図

第2章 市域全体計画



1

市域全体計画の概要

市域全体計画は、基本構想の実現に向けて行政の行動を体系的に示した計画です。第2次滝沢市総合計画では目指す状態として「やさしさに包まれた滝沢」を掲げており、実現に向けた取組の方向性のうち、行政が主として担う分野は「かわりによる市民主体活動を後押しできる環境づくり」と「市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持」であると考えられます。

これらの方向性を踏まえて、令和6(2024)年

度から令和9(2027)年度までの4年間の前期基本計画期間の取組を部門毎にまとめ、行政はこの取組の推進を通じて基本構想の実現を目指します。

なお、令和9年度には、社会経済情勢や生活環境等の変化、前期基本計画期間の取組を踏まえて、新たな市域全体計画(後期基本計画)を策定し、基本構想の実現に向けた取組を継続します。

2

市域全体計画が果たすべき役割

市民主体の地域づくり活動への支援と市民生活の基盤の堅持

前期基本計画における市域全体計画の展開は、第2次滝沢市総合計画基本構想の目指す状態である「やさしさに包まれた滝沢」に向けた取組の第一歩であり、その実現に大きく影響するものです。

市域全体計画では、個人のライフスタイルや生きがいを重視する価値観の変容や、コロナ禍によ

り薄れたつながりやかかわりの再構築を促し、「かかわりによる市民主体の地域づくり」に向けた支援を進めます。そして、計画の推進により、最終年度となる令和9年度には、地域においてコロナ禍以前にも増して地域づくり活動が行われている状態を実現するとともに、それら地域づくり活動を展開するための土台となるセーフティネットの確保等、市民生活の基盤が堅持されている状態を目指します。

3

セーフティネットの考え方

セーフティネットは、国が保障する生活の最低水準のみを指すものではなく、市民と市が共に取り組む滝沢市の最低限度の生活環境基準までを含めるものです(図7参照)。

国が国民に対して保障する生活の最低水準と地域の実情を踏まえ、市民の生活のために保障しなければならないとされる最低限度の生活環境基準は次のとおりです。

滝沢市の最低限度の生活環境基準及び生活の最低水準

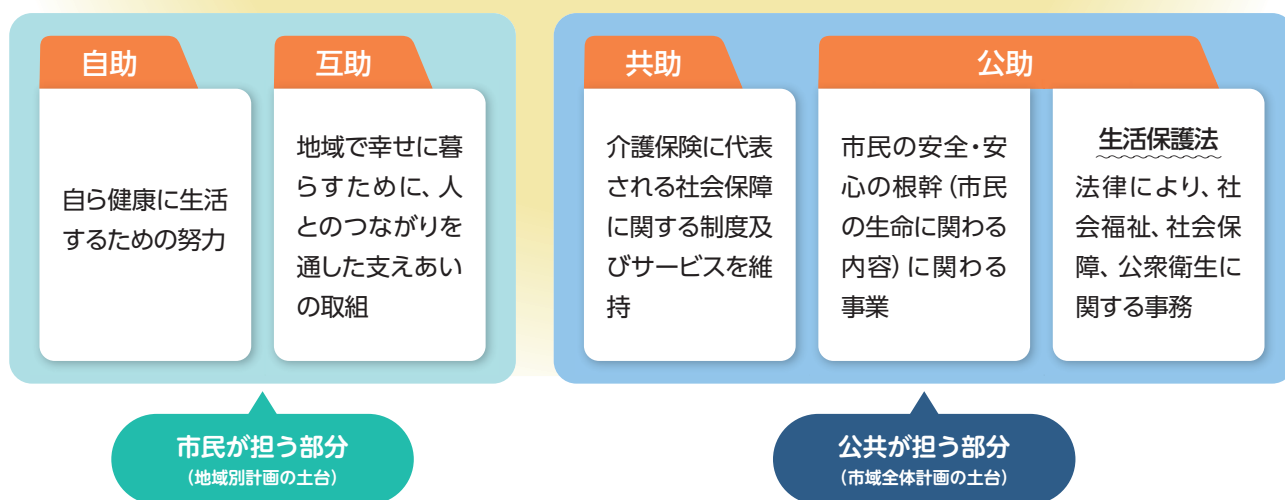


図7 滝沢市の最低限度の生活環境基準及び生活の最低水準

1 国が保障する生活の最低水準

憲法第25条に規定される「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という、いわゆる「生存権」に基づき国が生活保護法により具体的権利として明らかにしたものです。生活保護法その他、憲法第25条第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」の規定に基づき、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの各種社会福祉立法、国民健康保険法、国民年金法、雇用保険法等の各種の社会保険立法による社会保障制度、更には、公衆衛生の整備についての保健所法、食品衛生法、環境基本法等の各種法律が制定され、国民の生活の最低水準に関わる基準を定めています。



2 市の最低限度の生活環境基準

国が定める「生存権」に関わる各種法律に加え、滝沢市民としての安全で安心して暮らせるための最

低限度の生活環境基準を明らかにすることにより、滝沢市で暮らすことに幸せを感じ、愛着を持つ土台が築かれることから、市民一人一人が自ら努力することを始点として、滝沢市の最低限度の生活環境基準を満たすための市民と行政の取組（互助・共助・公助）の基本的な考えを次のとおりとします。

ア 市民の自助・互助

- ・自助 滝沢市民として、自らの努力により自らの健康を維持し、生活を支えること。
- ・互助 家族、隣近所、地域コミュニティなどにより、市民が互いに助け合いながら地域での生活を支えること。

イ 滝沢市による共助・公助

- ・共助 介護保険に代表される社会保障に関する制度及びサービスを維持すること。
- ・公助 国が定める生活の最低水準に関する事務の実施のほか、市民が、安全・安心な市民生活を送るために必要な最低限度の生活環境基準の維持に必要とする行政サービスを実施すること。



4

市域全体計画の展開

1 市域全体計画の展開に当たって

市域全体計画の目標ひいては基本構想の実現に向けて、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用するために、市域全体計画では、重要な視点を定め、この視点を念頭に置いた計画を展開します。

なお、視点の設定に当たっては、次に掲げる本市の特徴、市政懇談会やたきざわ幸福実感アンケート調査などによって寄せられた市民の皆さんの意向等の分析のほか、市長の選挙公約の反映なども踏まえ、選定します。

2 重要な視点を定めるための検討要素

ア 市の特徴

県都盛岡市に隣接した良好なアクセス環境、充

実した都市基盤と調和のとれた豊かな自然環境という良好な生活環境を背景に、住宅都市として多くの転入者を受け入れ、人口の増加を続けてきました。県内他自治体との人口構成比較では、年少人口の割合が高く、県内では平均年齢の一番若い自治体となっています。

また、大学などの高等教育機関や各種研究機関が所在しているといった特色を有し、市内の大学に通う学生による主体的な活動や、産学官連携による取組など、若い世代の活動・活躍のフィールドの存在が本市の大きな特徴ともいえます。

イ 市民の皆さんの意見

市民が幸福感を感じる時に重視する項目は、「心身の健康」「家族関係」「収入・所得」が上位を占めています。「家族関係」や「子どもと孫の成長」、「友人関係」といった人とのかかわりに関する項目も高い値にあります。^{※13}

また、「市政懇談会」や「市長と話そう」^{※14}では、「や



※13 令和4年度たきざわ幸福実感アンケート報告書より。

※14 第2次滝沢市総合計画の策定に当たって、合計34回、500人を超える市民の皆さんと「市政懇談会」や「市長と話そう」を実施し、「やさしさ」や「やさしさに包まれたまちの状態」について意見交換を行ったもの。

さしさ」に関わる意見の例として、「地域の人同士がつながり、お互いを思いやる雰囲気があること」、「豊かな自然環境や、きれいな環境が保たれていること」、「特色を活かした産業振興が行われていること」などが挙げられ、「やさしさに包まれたまちの状態」の例としては、「さまざまな世代の方が生き生きと過ごせる地域」、「多様なつながりのきっかけがあるまち」、「世代を越えて市民同士が支え合い、市民のつながりを市が後押ししてくれるまち」など幅広い考えが寄せられています。

重要な視点の設定に当たっては、市民の皆さんに多様な価値観があることを前提として、寄せられた意見を踏まえた検討を要します。



ウ 市民アンケート結果の活用

令和4年度たきざわ幸福実感アンケート調査結果では、働く場の確保、安全・安心な暮らし、子育てなどに関する市民ニーズが高くなっています。^{※15}

また、市では、これまで蓄積してきたアンケート調査結果のデータを用いて、市の将来像のAIシミュレーションを実施しました。シミュレー

ションでは、経済面をはじめとして、環境、子育て面を含め、全体的に幸福の度合いが向上する将来像に向かうためには、出生数や労働率といった客観的な要素の向上のみならず、市への愛着醸成や人とのかかわりに関する指標の向上、心身の健康など主観的な要素も向上させることが重要であるとの分析結果が示されています。

3 重要な5つの視点

視点を検討するための要素として、市民の皆さんからは、人とのかかわりや交流に関する意見を中心として、お互いを尊重しながらも、誰もが生き生きと暮らしていける地域の実現へ向けた声など、様々な考えが寄せられました。

市民の皆さんに多様な価値観があることを前提としながらも、こうした思いを的確に捉え、未来を担う若い世代から高齢者まで、また本市の特徴の1つでもある大学の立地などの様々な要素を踏まえ、「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向けて重要となる視点を5つ設定し、それらの視点に特に関連する部門を明らかにしながら、計画を展開します。



※15 令和4年度たきざわ幸福実感アンケートの暮らしの最適化条件の重要度・満足度分析結果より。調査結果は、p116、117に記載。

視点1 ● つながる滝沢

家族や周囲の仲間、地域で共に活動する人のほか、多様なかかわりあいの中で信頼関係を築きながら、住民協働による住民自治の深化を目指して、人と人とのつながりの構築を進めます。

また、つながりの構築を通じて、お互いが共感し合う関係性をより深め、本市の考える「やさしさ」を実感できる環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門)

視点2 ● こどもまんなか滝沢

急速に変化する社会においても、次代を担う子どもたちが笑顔で健やかに暮らすことができるように、子どもを安心して産み育てられる子育て環境の充実に取り組むとともに、子育てをみんなで助けあいながら、家庭や地域が一体となって子どもの成長を後押ししていく「こどもまんなか」の地域社会の創出を目指します。

(特に関連する部門：健康こども部門、教育文化部門)



視点3 ● いきいき滝沢

多様なライフスタイルが尊重される中、子どもから高齢者まで、また障がいのある方もない方もそれぞれが共に支え合い、健やかに安心していきいきと暮らせる取組を進めるとともに、生きがいややりがいがある環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：健康こども部門、福祉部門、教育文化部門)



視点4 ● まなぶ滝沢

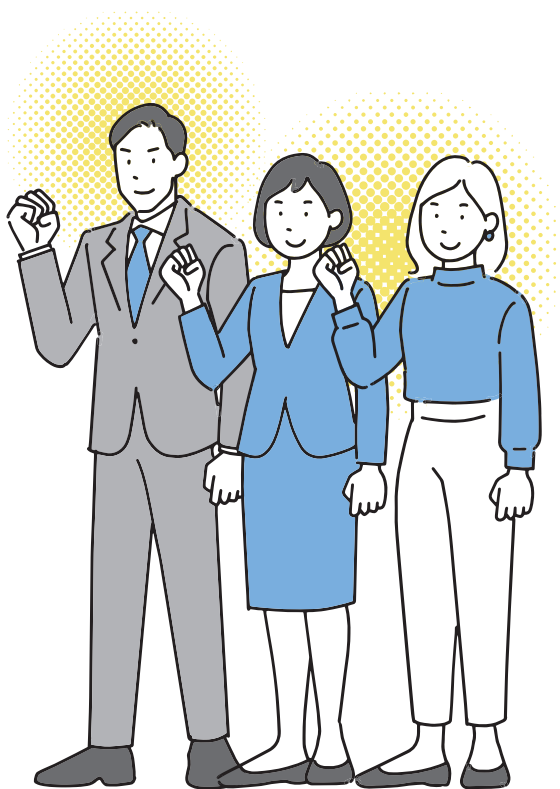
岩手県立大学や盛岡大学が立地している本市の特徴を活かし、^{※16}門前町構想の深化を図りながら、高等教育機関の専門的な知見を生かした学びの機会創出のほか、社会に出たあともそれぞれが必要なタイミングで学びなおしに取り組むリカレント教育の振興など、市民の皆さんの学びにつながる環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：経済産業部門、教育文化部門)

視点5 ● はたらく滝沢

本市の特徴でもある若い世代の存在に加え、大学が立地している本市の特徴を生かして、市内に働く場を創出するための取組を進め、若者を中心とした市民の皆さんが、自分らしく働くことができる環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：経済産業部門)



4 実行に向けた取組

これらの視点を実行するための取組として、次年度における政策展開の基礎として毎年策定する市長の単年度の方針に、重要な5つの視点に基づいた取組方針等を定めます。

あわせて、部門別計画の各施策に紐付く実行計画事業の中から、重要な5つの視点に特に関連す

る事業を重点事業として選定し、毎年度策定する「実行計画書兼事業説明書」及び「事業実績報告書」において、重点事業として選定した事業の計画及び実績を明らかにしながら、重要な5つの視点を踏まえた事業展開の実効性を高めます。



5 事務事業の展開手法

実行計画事業以外の体系外事業も含めた全ての事務事業の展開に当たっては、社会情勢や環境変化、市民ニーズを捉える意識に加えて、本市の特徴や強みを積極的に生かす発想を取り入れていくことが重要と考えます。

本総合計画策定に当たっての基礎的指標分析では、本市の人口動態を踏まえた考え方として「若者の流出を食い止め、活力ある持続可能なまちづくりを展開するためには、滝沢で生まれ育った人や、市にかかわりのあった若い世代の人たちが自分らしさを発揮できるような環境をつくり、戻ってくるのできる場所、または住みたい場所と

※16 岩手県立大学初代学長である故西澤潤一氏による構想。「大学を創設するだけではなく、大学を中心としたまちづくりを進め、産業集積をめざすこと」を大学開学前より提唱していた。

して滝沢市が選ばれるようにしていくことが重要」としています。

こうした考え方を踏まえ、事務事業の目的や性質を十分に勘案しながら、市域全体計画では次の2項目を展開手法として全ての事務事業を推進します。

また、全庁横断的に展開手法を意識した取組を推進するため、展開手法に関する企画調整及び司令塔的な役割を担う部署を設置し、積極的な事務事業の展開を推進します。



ア 未来を担う若い世代× 自分らしさの発揮「若者の活躍推進」

本市には岩手県立大学と盛岡大学が所在しているほか、県内自治体の中でも若い世代が多いことなど、学生のみならず、若い世代の存在が本市の強みであると捉えています。この強みを生かし、人とのつながりづくり等を通じた若者定住の推進と展開をこれまで図ってきました。

一方で、若い世代にとっては、仕事の場や定住環境といった生活の基盤となる視点に加えて「自分が望む生き方が実現できる環境」への重要性が増しています。

このことを踏まえ、引き続き本市の強みを生かしたまちづくりを意識し、若い世代が定住できる環境づくりを進めるとともに、若い世代の活躍にも焦点を当てた事業の展開を図ります。

イ コミュニケーション手段の多様化× 人と人のかかわり「魅力ある情報の発信」

デジタル化の浸透や人々の価値観の多様化も相まって、人と人のコミュニケーション手段やかかわり方は変化しており、今後も様々な媒体や方法が広がるものと考えられます。

こうした変化の状況を見極めながら、適切な媒体等の活用をはじめとした効果的な取組を進めます。さらには、これまでの情報発信に加えて、市の魅力やつながりづくりに資する情報発信により、市への愛着を醸成するだけでなく、人と人のかかわりの機会づくりへも繋げることを目指します。





図8 第2次滝沢市総合計画基本構想と前期基本計画の関連図

5

SDGsとの一体的な取組の推進

1 めざす地域の姿とSDGs目標との関連性

本総合計画基本構想では、経済・社会・環境などのうち、市が市民とともに取り組むことが可能な分野における課題の解決に向けて、SDGsと市の政策との関連性を明らかにしながら、一体的な取組を推進することとしています。

市民、市及び議会が共に実現に向けた取組に努めることとされているめざす地域の姿と、経済発展だけではなく社会や環境の問題解決にバランスよく取り組むSDGsが目指す社会像は、その理念、目指す方向性、実現手段など類似事項が多くあることから、関連性を整理した上で一体的な取組を展開します。

そのため、本市域全体計画では、内包する部門別計画において、めざす地域の姿及びSDGsの実現に向けて特に関連の深い部門を整理・関連付け、市域全体計画の展開により、SDGs目標の達成に向け、取組の着眼点を踏まえた市の寄与が明らかとなるような計画展開を進めます。

2 SDGs実現への寄与に関する評価の実施

市域全体計画の展開による本市域におけるSDGs目標の達成への寄与に関する評価については、前期基本計画期間中の総合的な評価の実施にあわせて、めざす地域の姿、取組の着眼点を踏まえた取組に対する評価等を取りまとめるものとします。



※17 p118～120にめざす地域の姿及びSDGs目標(ゴール)との関連を整理した表を掲載。国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)―導入のためのガイドライン―(2018年3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)に記載されている国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が示した内容を日本語訳したものを取組の着眼点とし、めざす地域の姿との関連性を整理し記載したもの。

6

財政運営の方針

市では、これまで歳入の確保、財源の重点的かつ効果的な配分、事業全般の見直しなどを行いながら、健全な財政運営に取り組み、第1次滝沢市総合計画を推進してきました。

第2次滝沢市総合計画においても、重要な5つの視点に関連する重点事業をはじめ各事業を推進し、市の諸課題に対応するとともに、デジタル・トランスフォーメーション(DX)^{※18}の推進等の社会経済活動の変化に臨機応変に取り組み、歳入の確保、財源の重点的かつ効果的な配分により、健全な財政運営を行います。

しかしながら、今般の原油価格・物価高騰等の国際・社会情勢の変化により、市内の企業活動や市民の皆さんの暮らしは大きな影響を受けており、今後も先行きが不透明な状況が続くものと思われ、市の財政運営にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。

これらのことを踏まえ、市域全体計画の推進に当たっては、次の方針に基づいて次世代につながる健全な財政運営を目指します。

歳入については、高位で推移している市税等の収納率の維持に努め安定的な自主財源の確保に取り組み、かつ、国の動向等を十分に見極めながら、積極的に国、県の補助制度や財政措置のある市債を活用するとともに、歳入拡大の可能性を検討します。

歳出については、各事業の効果、緊急性等から優先的に取り組むべき事業の選択と集中により、既存事業の見直しを図りながら、限られた歳入を

有効に活用します。

次に、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を推進するため、将来の財政見通しについて推計を行い、後年に多大な財政負担が生じることのないよう財政負担の軽減・平準化に努めるとともに、市の諸課題に対応するための市債の借入については、著しく市債残高が増加することのないよう必要とする建設事業の実施時期を見極めながら借入を幅広く検討します。また、将来的に見込まれる大規模事業等及び自然災害、感染症等不測の事態による財政状況の悪化に備えて基金の現在高を確保し、併せて基金の運用収入の向上を図るため、債券等による効率的な運用を検討します。

なお、この方針については毎年度その時点における財政状況を勘案して見直し、中期財政運営方針として策定・公表をしていくこととしています。



※18 情報通信技術の活用の浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

7

土地の利用に関する計画

1 土地利用の現状

本市は、市域182.46km²で、おおむね東西14km、南北20kmの長形となっています。市の中央部に奥羽山脈の支系が走り、それを境として南部・東部は田園、宅地、北部・西部については森林と畑、酪農地を中心とした土地利用形態となっています。

利用用途別には、山林や原野等が74%、次いで農用地が20.3%、宅地5.7%となっており、宅地需要に対応する形で宅地が増加しています。

本市は、盛岡広域都市計画区域に属し、市域の約35%が都市計画区域に指定されています。都市計画区域内の市街化区域は726ha(11.2%)となっており、道路・公園・下水道などの都市基盤整備と、民間開発の誘導等による面的な市街地整備を推進しています。また、市街化区域726haのうち住宅系用途区域が655ha(90.2%)と、宅地需要に対応した用途設定となっています。

2 土地利用に関する基本的な視点

第2次滝沢市総合計画基本構想が目指す状態である「やさしさに包まれた滝沢」の実現を念頭に置いた土地利用のため、以下のような将来的な視点を持ちながら、全体として調和のとれたまちづくりを進めます。

ア 人々が集まり交流できる環境の整備

安全・安心な居住空間の形成や、日常的な生活

サービスを提供する商業、業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能強化を図り、市内外から人が集まり交流する環境を整えます。

イ 技術・産業の拠点形成

岩手県立大学及び滝沢市IPUイノベーションセンター周辺や滝沢中央スマートインターチェンジ周辺等、大学立地や交通条件を生かした産業拠点の形成に向けた検討を進めます。

ウ 自然を活かした生活






生物多様性や生態系の維持、カーボンニュートラル、防災的な機能維持等の観点に加え、田園景観・牧歌的景観等にも配慮した自然環境・景観の保全を図ります。

3 土地利用の基本方針

本市においては、歴史や文化、産業など、地域の特色があります。地域の活性化を考える上では、各地域の特色を活かし、良い部分を伸ばしていくことが、土地利用の観点からも重要です。

したがって、本市の土地利用を進めるに当たっては、各地域の特色を重要な要素として活かしつつ、市全体として調和のとれた、秩序ある土地利用を行うことが求められます。

このことから、土地利用に関しては、次に挙げる基本方針と、国土利用計画滝沢市計画を柱に、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及び森林法等の各個別法との調整を図ることで、秩序ある土地利用を進めます。

<p>①農地</p> 	<p>農業の経営形態等が多様化しているなか、農地集積により耕作放棄地の発生を抑制するとともに、地域や農家の実情に応じた経営支援や農地のゾーニング、スマート農業の取組等により、優良農地の将来にわたる効率的な保全に努めます。</p>
<p>②森林</p> 	<p>土砂災害防止機能・土壌保全機能、生物多様性保全機能、二酸化炭素の吸収等の地球温暖化の緩和に寄与する機能、水源涵養機能等、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう維持管理を図ります。</p>
<p>③工業</p> 	<p>滝沢市 I P U イノベーションパーク周辺の I C T 等技術集積拠点としての強みを活かし、「産学官連携」の更なる推進につながるよう、用地拡大を図りながら、引き続き企業誘致活動に取り組みます。また、滝沢中央スマートインターチェンジの周辺については、国、県と連携し、周辺道路環境の整備等を検討しながら、交通の利便性を生かした産業拠点の在り方について検討します。</p>
<p>④商業</p> 	<p>市役所周辺を対象とした「中心拠点地区」について、中心拠点地域コンセプト「結のまち滝沢」に沿って都市機能を集約し利便性を高めます。また、地元の住民のみならず市外からも様々な人が集まり交流する環境整備を進め、中心拠点を核に滝沢への人の流れを創ることで、地域経済の活性化、雇用の拡大等につなげます。</p>
<p>⑤住宅地</p> 	<p>本市の今後の人口動向を捉えながら、都市と自然が調和した良好な住環境の形成を進め、移住や定住の促進を図ります。未利用地や残存農地については、市民のライフスタイルや家族形態等の観点から、用途地域の変更を含めた適正な土地利用を推進します。</p>
<p>⑥道路</p> 	<p>市道については、「滝沢市の道路整備計画」に基づき、優先順位を意識した維持管理、整備を推進します。また、基幹道路としての機能を有している国県道についても、国、県と連携しながら、道路環境の整備等について協議、要望します。</p>
<p>⑦水面・河川水路</p> 	<p>水面・河川・水路については、防災機能の維持を最重要事項としながらも、ゆとりある水辺空間の形成や、生物多様性等環境面にも配慮した保全に努めるとともに、市管理河川等の治水対策及び親水機能保全等を計画的に推進します。</p>

8

部門別計画

部門別計画では、滝沢市自治基本条例に定める「めざす地域の姿」と、第2次滝沢市総合計画基本構想が目指す状態として掲げる「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向けて、部門ごとの計画を策定し、政策を展開します。

部門計画の中では、各部門が目指すまちの姿や、その姿に向けた取組と関連する指標、取組を進めるための政策体系等について示しています。

部門計画の記載内容は、次のとおりです。



1 部門のビジョン

各部門が4年間で目指すまちの姿(=ビジョン)を表し、その設定理由を付しています。また、ビジョンを政策名称として定めています。

2 部門のミッション

目指すまちの姿の実現に向けて、各部門が4年間で取り組む内容(=ミッション)や手段を簡潔に表し、その設定理由を付しています。

3 「めざす地域の姿」との関連性

部門計画の展開が、滝沢市自治基本条例第5条の「めざす地域の姿」の実現性に特に関連している項目を記載しています。

4 部門の進捗に関連する指標

部門が4年間で目指すまちの姿に向けた進捗度合や取組の効果の測定を行い、効果的な計画展開を期すことを目的とし、各部門の進捗に関連する指標を設定理由とともに記載しています。また、令和5年度測定値を基準値とし、前期基本計画の最終年度である令和9年度の目標値についても、

設定しています。

なお、この指標は、たきざわ幸福実感アンケート調査で測定している項目の中から選定し、記載しています。

5 部門を構成する政策と施策

部門のビジョンを政策とし、その政策の実現手段となる施策を体系化し記載しています。また、各施策には4年間で主に取り組む内容及び施策所管部署も記載しています。

なお、施策の展開などの詳細については、環境の変化等に柔軟に対応しながら進めていく必要があることから、毎年度策定する実行計画書兼事業説明書及び事業実績報告書において、展開方針及び実績評価を示し、環境の変化に対応した見直しを適時行いながら施策展開を進めます。

6 実現に寄与するSDGsの目標(ゴール)

めざす地域の姿とSDGs目標との関連性を整理した市域全体計画の展開に当たり、部門計画を展開することによって、その実現に寄与するSDGs目標をアイコンにより示しています。

1 市民環境部門

つながる
滝沢

(1) 部門が目指す4年後のまち(ビジョン=政策名称)

やさしさと絆で結ばれた、みんなで支え合い共に行動するまち

【設定理由】

お互いを思いやり個性や多様性を尊重し合うとともに、つながりによる絆を深めながらお互いを支え合い、市民一人一人が安全で安心な住み良い地域の未来を考え、共に行動しているまちを目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと(ミッション)

人がつながる仕組みづくりと持続可能な地域活動の支援

【設定理由】

自らが暮らす地域をより良くするため、将来にわたって地域活動が持続可能となるよう、様々な地域活動にかかわる人や団体を繋ぐ仕組みづくりを進めるとともに、あらゆる世代がかかわり共に支え合い行動するための環境づくりを支援します。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- ・みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- ・地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- ・年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

地域とつながっていると
感じている人の割合

基準値
令和5年度
42.7%



目標値
令和9年度
45.1%

【設定理由】

「市民主体の地域づくり」、「安全・安心なまちづくり」、「良好な生活環境づくり」、「信頼される窓口づくり」など様々な施策展開の場面において、住み良い環境づくりや持続可能な地域活動の支援を推進するうえで「人のつながり」、「支え合い」など、地域とのつながりは重要要素であるため指標として設定しています。

1 市民環境部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：やさしさと絆で結ばれた、みんなで支え合い共に行動するまち	
施策1：つながり支え合う、市民主体の地域づくり	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いを尊重し支え合い自分らしく輝ける社会づくり ・市民主体の地域づくりの推進 ・市民活動拠点によるにぎわいの創出 <p>所管：市民環境部地域づくり推進課</p>
施策2：安全で安心できるまちづくり	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりの醸成につながる連携の推進 ・消防団活動の強化、充実及び常備消防の維持と連携の推進 ・自主防災組織の活動支援と連携の推進 ・交通事故及び犯罪の減少による安全なまちの構築 <p>所管：市民環境部防災防犯課</p>
施策3：自然と共生し、資源を大切にする生活環境づくり	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会に向けた気候変動緩和策の推進 ・豊かな自然と生物多様性の保全 ・資源循環に配慮したごみ減量化の推進 ・快適な生活環境対策と環境活動の推進 <p>所管：市民環境部環境課</p>
施策4：環境変化に対応し、安心して信頼される窓口づくり	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用したオンラインサービスの推進 ・誰にもやさしい窓口の推進 ・高度な知識の習得による、専門性の高い人材の育成 ・情報セキュリティの維持及び個人情報保護の徹底 <p>所管：市民環境部市民課・東部出張所</p>

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



2 健康こども部門

こどもまんなか
滝沢

いきいき
滝沢

(1) 部門が目指す4年後のまち(ビジョン=政策名称)

こどもから大人まで安心して暮らし、健やかに成長できるまち

【設定理由】

「心身の健康」は誰もが望むことであり、いくつになっても健康に関心を持ち、身体的、精神的に成長することで生きがいづくりにもつながります。また、未来を担うこどもの健やかな成長は、保護者はもちろん、地域全体の願いです。地域で子育てを支える機運を高め寛容性の向上を図ることは、社会全体が成長していくことでもあります。このように、全ての年代の人が安心して暮らし、健康で成長できるまちを目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと(ミッション)

市民の健康保持と子育て世代や若者の社会活動への参画の推進

【設定理由】

市民が安心して暮らし、生涯にわたって健康づくりができる仕組みづくりを進めていきます。また、令和5年4月のこども家庭庁の発足により、こどもまんなか社会を実現するため、こどもの権利を守ることや子育て家庭への支援などが強化されました。このため結婚・妊娠前から、こどもや子育てに関心を持てるような社会参加の機会を提供していきます。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

① 自身が心身ともに元気と感じている人の割合

基準値
令和5年度
56.3%



目標値
令和9年度

59.0%

② こどもが大切に育てられていると感じている人の割合

基準値
令和5年度
79.0%



目標値
令和9年度

83.0%

【設定理由】

市民の幸せに重要な要素のひとつに「健康」が挙げられており、心身の健康が保たれ安心して暮らせることが、やさしさや寛容性を持つことにもつながります。「こどもまんなか滝沢」の実現のため、これから子育てをする人や子育て中の人、それを包む地域の人も一体となって子どもたちを育てることが必要です。これらのことから「健康」と「こども・子育て」に関することを指標として設定しています。

2 健康こども部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：こどもから大人まで安心して暮らし、健やかに成長できるまち	
施策1：健康意識と行動を変える健康づくりの総合企画	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくり意識の醸成 ・健康行動につながる機会の提供 ・健康づくりを支える社会環境の整備と活用 ・地域医療体制の維持・充実のための医療機関等との連携 <p>所管：健康こども部健康づくり課</p>
施策2：こどもが安心して暮らせる環境づくり	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な子育て支援サービスの質と量の充実 ・ひとり親の支援と子育てに係る経済的負担の軽減 ・こどもの居場所づくりと環境改善 <p>所管：健康こども部子育て課</p>
施策3：妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の強化	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援の実施 ・思春期における生命・人権を尊重する意識を育む取組の継続 ・児童虐待の未然防止のための関係機関との連携強化 <p>所管：健康こども部こども家庭センター</p>
施策4：安心して暮らせる社会保険制度の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療制度の適正かつ円滑な運営と実施 ・年金相談の実施による経済的基盤確保の支援 ・安心して医療を受けるための医療費給付事業の充実 <p>所管：健康こども部保険年金課</p>

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



3 福祉部門

いきいき
滝沢

(1) 部門が目指す4年後のまち(ビジョン=政策名称)

誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち

【設定理由】

人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと(ミッション)

分野を超えた包括的な相談支援と支え合う地域づくりの推進

【設定理由】

人口減少・少子高齢化がさらに進展し、経済情勢の変化や個人の価値観の多様化、グローバル化などにより、家族機能の低下や地縁・血縁・社縁による助け合いの基盤が弱まってきている中、分野ごとの『縦割り』の制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、包括的相談支援と支え合う地域づくりを推進するものです。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

老後が不安なく暮らせると
感じている人の割合

基準値
令和5年度
16.2%



目標値
令和9年度

18.2%

【設定理由】

高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者など分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、高齢になっても一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティの醸成をはかるための指標として設定しています。

3 福祉部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち	
施策1：住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な相談支援体制の構築や福祉サービス等の充実 ・地域福祉活動の担い手育成や支え合いの心を育てる啓発の推進 ・障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し支え合う地域福祉の醸成 ・民生委員・児童委員や関係機関等のネットワークの強化 <p>所管：福祉部地域福祉課</p>
施策2：生活困窮者が安定した暮らしができるようになるための支援の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による生活保護受給者への支援の強化 ・関係機関との連携による生活困窮者各事業利用者への支援の強化 ・多様複雑化した問題を抱える人を円滑に支援できる人材の育成 <p>所管：福祉部生活福祉課</p>
施策3：自分らしく暮らせる長寿社会の実現	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が尊厳を保持し能力に応じ自立して生活できる取組の推進 ・高齢者が興味をもちやりたいことができるようになる取組の推進 ・介護保険の安定的な運営 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）の展開 <p>所管：福祉部高齢者福祉課</p>
施策4：高齢者が地域で暮らし続けられるための支援の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化 ・フレイル予防の推進と、主体的な介護予防の活動支援 ・医療と介護の連携強化及び認知症地域支援の充実 ・日常生活に必要な地域での支えあいの仕組みづくりの推進 <p>所管：福祉部地域包括支援センター</p>

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



4 経済産業部門

まなぶ
滝沢

はたらく
滝沢

(1) 部門が目指す4年後のまち(ビジョン=政策名称)

様々な産業の活性化が繋がり広がるまち

【設定理由】

地域の産業に関わる方々が活動しやすい、挑戦しやすい環境をつくることで、1次産業、2次産業、3次産業など様々な分野において産業の活性化に繋がる取組が生まれ、これら一つ一つの取組を繋ぐことで、連携が生まれ、分野を超える大きな産業の活性化へと広がる取組を推進します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと(ミッション)

人材育成と公民連携、誘致等の更なる推進とチャレンジの創出

【設定理由】

滝沢市の優位性を生かし、大学、研究機関、農業者、企業等の連携を更に促進し、人材育成を進め、技術、知識を生かした取組を推進します。また、これら人材育成、公民連携、誘致等の取組を推進し、さらには発信することで、様々な人がチャレンジしやすい環境を創ります。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・ 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

①

現在の仕事に
満足している人の割合

基準値
令和5年度
48.5%



目標値
令和9年度

53.0%

②

活躍している若者が多いまち
であると感じている人の割合

基準値
令和5年度
20.4%



目標値
令和9年度

24.0%

【設定理由】

経済産業部門は市民の雇用の確保、所得の向上を目指している部門であり、市民の雇用の確保、選択の広がり、所得の向上が仕事に対する満足につながるということから、「現在の仕事に満足している人の割合」を指標として設定しています。また、若者が活躍できる環境づくりが将来的な産業の活性化に繋がると考えることから「活躍している若者が多いまちであると感じている人の割合」を指標として設定しています。

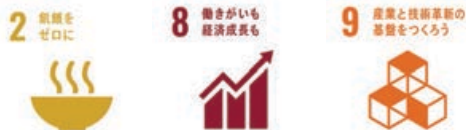
4 経済産業部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：様々な産業の活性化が繋がり広がるまち	
施策1：連携による観光産業の創出及び競争力のある物産振興と安心して働く環境の整備	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滝沢市観光物産協会と連携、協力による観光産業の推進 ・ チャグチャグ馬コの保存と活用による観光振興 ・ 特産品開発への支援とふるさと納税制度を活用した物産振興 ・ 雇用確保支援事業の実施 ・ 高齢者の就労促進による活力ある地域社会づくり <p>所管：経済産業部観光物産課</p>
施策2：ICT関連を中心とした産業集積の促進と産学官連携による人材育成、地域産業の活性化	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT産業集積を目指し、イノベーションパーク拡張の具体的検討 ・ IT企業の誘致推進による盛岡広域都市圏におけるICT産業の拠点化 ・ 滝沢市産業振興条例に基づいた市内商工業者の振興 ・ 産学官連携によるIT企業人材・地域DX人材の育成支援 <p>所管：経済産業部企業振興課</p>
施策3：多様な連携による若者が活躍できる環境づくりと価値創造	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生を切り口に若者を応援する「学生応援プロジェクト」の実施 ・ 学生や若者の人材育成事業等地域や企業と連携した取組の推進 ・ 若者の「自由な発想」により、若者自らが価値を生むための取組支援 <p>所管：経済産業部若者活躍推進室</p>
施策4：新たな担い手育成や環境保全による持続可能な農林水産業の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手育成・確保や農地集積・集約の推進、基盤整備の促進 ・ 農商工連携による6次産業化や農産物の高付加価値化の推進 ・ 相の沢牧野の活用による畜産農家の経営基盤強化の促進 ・ 森林環境譲与税を活用した適正な森林管理の促進 ・ 鳥獣被害防止対策の強化 <p>所管：経済産業部農林課</p>

第2次滝沢市総合計画 前期基本計画

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



5 都市基盤部門

つながる
滝沢

(1) 部門が目指す4年後のまち(ビジョン=政策名称)

ひとにやさしく、誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまち

【設定理由】

市民の理解や共感を得ながら、豊かな自然と調和のとれた生活基盤の整備や維持を計画的に行うことにより、ひとにやさしく、快適で、安全・安心に暮らすことができる住みやすいまちづくりを推進します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと(ミッション)

市民の暮らしを支える生活基盤の整備・維持の推進

【設定理由】

道路、河川、都市公園、上下水道など、市民生活の基盤となる施設の整備・維持管理等を計画的に推進し、快適で、安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組みます。また、市民の理解と共感を得られるよう情報発信に取り組むほか、事業の持続性確保に向け、課題解決に向けた産学官連携による情報共有の実施、新技術による業務効率と精度の向上、上下水道施設の強靱化と省エネルギー化等を図るとともに、技術力向上と専門的知識の蓄積による技術継承など人材の育成を図ります。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・ 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- ・ みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- ・ 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- ・ 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

滝沢市は住みやすい市だと
感じている人の割合

基準値
令和5年度
68.3%



目標値
令和9年度
72.0%

【設定理由】

「ひとにやさしく誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまち」の実現は、市民生活の基盤である住みやすい住環境を維持することを目指しています。道路や公園、上下水道など生活基盤の整備・維持管理を着実に推進することによって、住みやすい市だと感じる市民の割合も増加すると考えられることから、市民の暮らしを支える生活基盤の整備・維持の進捗を示す指標として、滝沢市は住みやすい市だと感じている人の割合を設定しています。

5 都市基盤部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：ひとにやさしく、誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまち	
施策1：活力ある都市づくりの推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の維持及び利便性向上と交通施設の適正な管理 ・まちづくり活動の拠点となる中心拠点地域の整備促進 ・雇用や活力を生む産業拠点形成に係る土地利用計画の推進 ・空き家対策を中心とした住宅環境改善施策の推進 <p>所管：都市整備部都市政策課</p>
施策2：計画的な道路整備と維持管理の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の地域間を安全かつ円滑に移動できる道路ネットワークの構築 ・中心拠点形成に向けた幹線市道の整備の推進 ・市民・除雪業者・市の三者協働除雪の浸透と展開 ・計画的な老朽化対策と適正な維持管理 <p>所管：都市整備部道路課</p>
施策3：河川及び公園の計画的な整備・改修と維持管理の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金や補助金等財源を確保した河川整備の計画的な推進 ・準用河川及び普通河川等法定外公共物の適正な維持管理 ・住民協働の取組を推進した公園管理と計画的な公園施設改修 ・国、県が所掌する砂防事業等、治水施設の整備促進に係る連携 <p>所管：都市整備部河川公園課</p>
施策4：上下水道事業の健全かつ持続可能な経営と理解促進のための情報発信	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政の健全化 ・利用者に密着したサービスの向上 ・事業運営への参画意識醸成のための広聴広報の充実 ・人材育成と組織力の強化 ・官民連携及び広域連携による業務効率化の検討 <p>所管：滝沢市上下水道部経営課</p>
施策5：安心・安全かつ強靱な上下水道施設の整備と自然環境保全及び水循環の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源の保全と適正な水質管理の継続 ・水道施設更新計画策定と施設耐震化の促進及び漏水防止対策の継続 ・不明水対策を含めた下水道施設の適正な維持管理 ・下水道施設の更新・改築の中長期計画の策定 ・市街地等の浸水対策の推進 <p>所管：滝沢市上下水道部施設課</p>

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



6 教育文化部門

こどもまんなか
滝沢

いきいき
滝沢

まなぶ
滝沢

(1) 部門が目指す4年後のまち(ビジョン=政策名称)

学びにより充実した人生を送ることができるまち

【設定理由】

市民の誰もが生涯にわたりそれぞれのステージで学ぶことができる環境が整っていることは、充実した人生を送るうえで重要です。そのために、子どもたちの学習環境をはじめ、すべての世代が教育や文化によって心豊かに暮らすことができる環境の充実を図ることで、市民一人一人が充実した人生を送ることができるまちを目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと(ミッション)

学びあいの場の創出と学びの基盤整備

【設定理由】

すべての世代を対象とした、スポーツ・文化芸術などを含めた学びあいの場の創出や、子どもたちの学校教育環境の整備は、心豊かな生活を送るうえで重要です。そのために、人と社会とのつながりが感じられる「学びあいの場」や、多種多様な「学びの場」を創出します。また、未来を担う子どもたちが伸び伸びと学校生活を送るために必要となる安全安心な教育環境を整備し、学校教育の充実を図ります。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・ 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- ・ 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

①

子どもの教育について、学校、家庭、地域の連携があると感じている人の割合

基準値
令和5年度
59.0%



目標値
令和9年度
63.0%

②

趣味や特技を披露できる機会が地域にある人の割合

基準値
令和5年度
13.8%



目標値
令和9年度
17.0%

【設定理由】

市民の生きがいや心の豊かさの増進につながる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」を実現するためには、学校、家庭、地域が連携・協働した教育環境の創出により、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環が形成されることや、多様な学びが地域に活かされる場があるということが大切であることから、上記の2つの指標を設定しています。

6 教育文化部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：学びにより充実した人生を送ることができるまち	
施策1：安全安心でいきいきと学習できる教育基盤の充実	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等の老朽化に伴う修繕実施と長寿命化（改修）の検討 ・学校規模の適正化についての検討 ・経済的に困窮している世帯への支援による就学機会の確保 ・学校のICT環境の充実 ・学校衛生委員会の開催等による教職員の安全と健康の確保 <p>所管：教育委員会事務局教育総務課</p>
施策2：「生きる力」を育む学校教育の充実	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進 ・郷土を愛する児童生徒を育む「滝沢魅力学」の推進 ・児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進 ・「滝沢市部活動ガイドライン」に基づく適切な部活動の推進 <p>所管：教育委員会事務局学校教育指導課</p>
施策3：生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学びプランたきざわに基づく生涯学習とスポーツの推進 ・子どもから高齢者まで全ての世代を対象とした学びあいの場の創出 ・教育振興運動と連動した地域学校協働活動の推進 ・スポーツ共生社会を目指した地域スポーツの推進 <p>所管：教育委員会事務局生涯学習スポーツ課</p>
施策4：文化に親しみ学ぶ環境の充実と文化芸術の振興	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術祭や郷土芸能まつりなどの市民活動の場の確保 ・文化財の保護・活用と伝統文化の継承 ・図書館及び埋蔵文化財センターにおける学びの支援 ・滝沢市を知るための図書や文化財などの郷土資料の保護と充実 <p>所管：教育委員会事務局文化振興課、教育委員会湖山図書館・埋蔵文化財センター</p>
施策5：望ましい食習慣を育む学校給食の充実	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な衛生管理や調理環境の改善による安全安心な学校給食の提供 ・学校給食を生きた教材として活用する「食に関する指導」の充実 ・滝沢市学校給食食材生産供給組合等と連携した地場農産物の活用 <p>所管：教育委員会学校給食センター</p>

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



7 政策支援部門

この部門は、経営資源の配分や管理を通じて、他の部門を支える部門であることから、「目指す4年後のまち」ではなく、「目指す4年後の部門の姿」として、ビジョンを設定しています。

(1) 部門が目指す4年後の部門の姿(ビジョン=政策名称)

新たな価値を創造する人材の育成と持続可能な行財政経営を進める部門

【設定理由】

市税の適正な賦課と公平な徴収を行うことで自主財源を確保するとともに、公金の適正な管理と運用を行うことで市政経営の安定した基盤を確保します。また、多様な環境変化の中、「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」の実現に向け、「市民生活の堅持」と「市民の行動を後押しできる環境整備」のため、滝沢の価値と未来を創造する人材の育成や経営資源の確保と資源配分の最適化により、持続可能な行財政経営を進める部門を目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと(ミッション)

経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)の確保・最適化とたきざわへの愛着づくり

【設定理由】

職員の資質の向上を図り、専門性の高い知識の習得に努めながら、働き方改革を踏まえた職場環境の整備を図るとともに、デジタル技術やAI等を活用しながら行政DXを推進し人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。また、滝沢市の様々な情報を多様な媒体で積極的に発信することにより、滝沢への愛着を育む取組を推進し、市の活動への参画に繋げていきます。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



(4) 部門の進捗に関連する指標

① 滝沢市の行政サービスは良いと感じている人の割合

基準値
令和5年度
36.8%

目標値
令和9年度
40.8%

② 市役所の仕事は信頼できると感じている人の割合

基準値
令和5年度
46.6%

目標値
令和9年度
50.6%

【設定理由】

①は、セーフティネットや市民の行動を後押しできる環境整備を含めた「行政サービス」へ経営資源を投入し、その成果を継続的に測定しながら「行政サービスの向上」に繋げていく点で、また、②は、適正に賦課された市税を公平に徴収すること、また、公金を適正に管理し運用することが、市役所の仕事の信頼につながるという点で、この部門に関連していることから指標として設定しています。

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：新たな価値を創造する人材の育成と持続可能な行財政経営を進める部門	
施策1：新たな価値を創造できる職員の育成と行政体制の構築	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保と滝沢市人材育成基本方針に基づく職員の育成 ・快適な職場環境の形成及び働き方改革の推進 ・法律等、上位法令に基づく例規整備及び法制執務研修の実施 ・DX推進を踏まえた効率的な文書管理事務の推進 <p>所管：企画総務部総務課</p>
施策2：行政経営による総合計画の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の確実な推進 ・トップマネジメントに基づく各政策、施策の確実な展開と評価 ・社会の変化に柔軟に対応する行政改革の展開 <p>所管：企画総務部企画政策課</p>
施策3：たきざわの魅力発信による愛着づくり	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、SNS等各種媒体を通じた魅力発信 ・市の施策の積極的な発信による市政への理解促進 ・市民の市政への参画を進める取組の検討と展開 ・ヒト・モノ・コトをつなぎ地域愛着の醸成を図る取組の推進 <p>所管：企画総務部たきざわ魅力発信室</p>
施策4：デジタル社会を見据えた情報システムの構築と運用	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなデジタル技術による業務効率化や電子申請などDXの推進 ・社会情勢等の変化への対応を見据えた情報システムの最適化 ・住民情報システム等の標準準拠システムへの円滑な更新 ・情報セキュリティ運用の継続的な見直しと安全確保 <p>所管：企画総務部情報システム課</p>
施策5：次世代につなげる財政運営	<p>【この施策が4年間で主に取り組むこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な財政運営の保持 ・財源配分の選択と集中 ・公有財産の管理と活用 <p>所管：企画総務部財務課</p>
施策6：適正で効率的な課税事務の推進	<p>【この施策が4年間で主に取り組むこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正、公平及び適正な賦課の推進 ・電子化の推進とシステム標準化への計画的取り組み ・内部研修の実施と外部研修の活用による専門性の高い人材の育成 <p>所管：税務部税務課</p>
施策7：市政経営のための確実な税財源の確保	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ速やかな納税緩和措置 ・滞納処分による税の公平性の担保 ・賦課徴収に関するシステムの適切な運用による信頼性の向上 ・市税を取り巻く情勢の変化に応じた納めやすい納税環境の確立 <p>所管：税務部収納課</p>
施策8：市民に信頼される会計事務の実現	<p>【この施策が4年間で主に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な会計事務の維持 ・会計事務に関する知識の周知と意識共有による正確性向上への取組 ・効果的な公金の管理と運用 <p>所管：会計課</p>

第3章 地域別計画



1

市民が担う地域別計画

第2次滝沢市総合計画の基本構想では「やさしさに包まれた滝沢」を基本的な考え方として掲げております。

地域別計画は、滝沢市地域コミュニティ基本条例第8条により、市民主体の地域づくりの推進を目指して、地域ごとに課題解決と幸せづくりを目的として策定する計画であり、市民自身が想像する「目指す地域の姿」を実現し持続していくための根幹となる行動計画です。

地域別計画は、平成12年度に市民主体で策定した「地域デザイン」と、その具現化を図るために、市民と行政との役割分担の下で平成17年にまとめられた「地域ビジョン」の取組を踏まえ、第1次

滝沢市総合計画において、同総合計画基本構想の実現のために市民主体の地域づくりに向けた市民のための行動計画として、基本計画の中に位置付けられました。

その基本的な仕組みは、市民が地域で幸せに暮らすために自ら行動すること、家族や仲間、地域で共に活動することを通して、人とのつながりを深め、住民自治につながる多様な活動が地域で自主的に展開されることにより、幸福感を育む地域環境の創出を目指すものです。

第2次滝沢市総合計画においても、その基本的な仕組みを引き継ぎながら、地域が考えるやさしさと幸せにあふれる「目指す地域の姿」を地域の将来像と位置付け、それぞれの幸せづくりから地域全体の幸せづくりを探求し、市民が主体的に取り

組むための行動計画です。

それは、市民相互の信頼、お互い様という気持ち、市民の絆を培い、やさしさに包まれた地域環境の創出を目指した、かかわりによる市民主体の活動を進める大きな柱となるものです。

そして、地域により具体化された計画を、より親しみやすく分かりやすい計画として愛着をもっていたりたく、それぞれの地域における「地域やさしさプラン」としました。市は、市民の主体性と自主性、自立性を尊重し、地域づくりを支援します。



2 地域別計画の計画期間

基本計画における地域別計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までの8年間です。

計画期間は滝沢市地域コミュニティ基本条例第8条に基づき、8年間です。令和9年度に見直しをしますが、各地域による毎年の振り返りを推奨していきます。

これは、課題の確認や完了した事業を共有することで、地域と人との繋がりや達成感を感じることができ、常に各計画を最新の状態に保つことができます。



3

計画地域

市内の11地域を地域別計画の計画地域とします。

滝沢市に存する単位自治会を基本とし、単独又は複数の単位自治会の組合せとします。

市内には明治期の合併前の旧村(大釜村、篠木村、大沢村、鶺鴒村、滝沢村)単位に独自の歴史文化があることから、それらを尊重した形で区域を基礎とし市内11の地域で策定しました(図9参照)。

策定に当たっては、単位自治会や地域まちづくり推進委員会の他、公益活動を行う団体及び個人が参加して「地域づくり懇談会」を開催し、話し合いを行い取りまとめました。

今後、各地域別計画を推進し、見直ししながら基本構想が掲げる「やさしさに包まれた滝沢」に向けた仕組みづくりを進めてまいります。

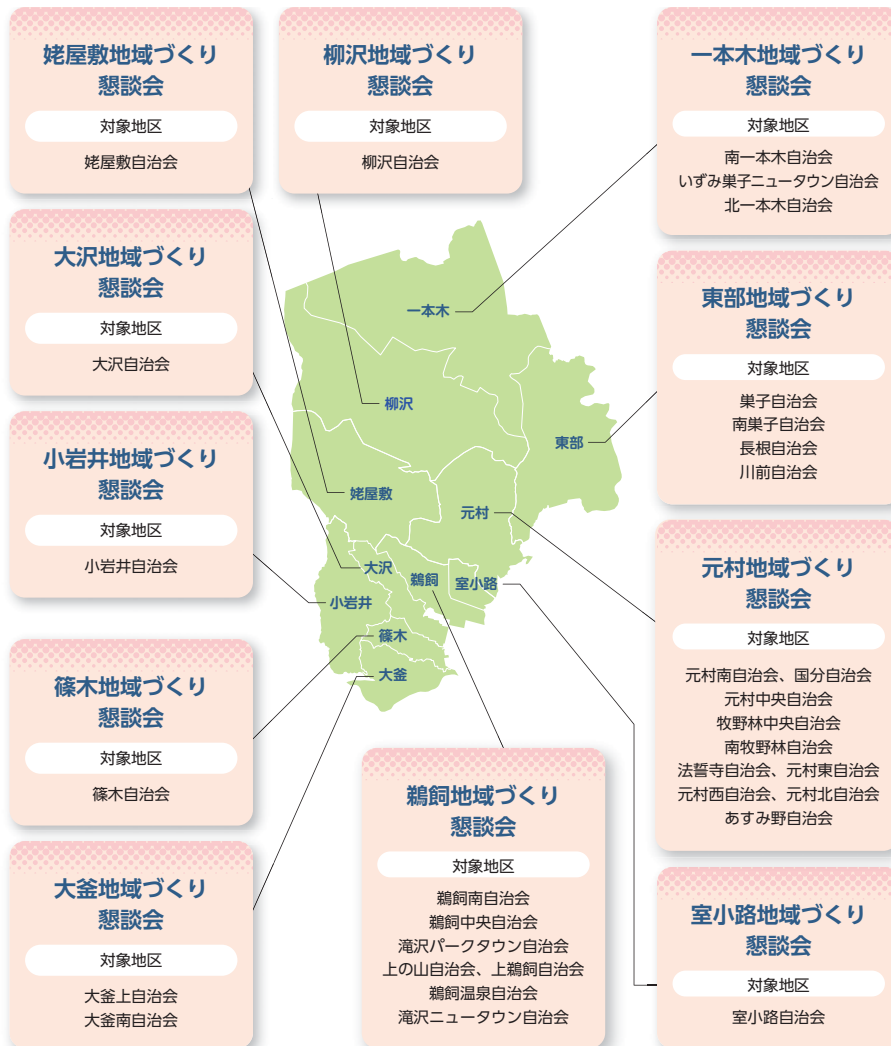


図9 地域別計画の対象地区と構成自治体

4

計画を構成する内容

1 目指す地域の姿

市民が抱く生活実感に基づく気づきから、「より愛着を持ちながら、その地域で一人一人の人生を送る」ための、やさしさあふれる地域の状態を表す将来像です。

2 地域の現状と課題

市民個々の気づきである、「自身の地域が今どういう状態なのか」を集約したものになります。

課題だけではなく、魅力や誇れる部分を再確認することで、より地域に愛着を持ち続けることができます。また、課題については、それぞれが同じ問題意識を持つことで、地域づくりに対する気持ちを合わせることができます。

3 目指すべき地域づくりの方向性、具体的な取組

目指す地域の将来像を実現するため、「将来、地域がどのような状態になると実現できるか」を考え、「地域づくりの方向性」を示しました。その後、取組に対して「何を、どのように、誰が、いつ」と具体的に記載することで、地域の役割を明確化しました。

これにより、中長期的な課題に対して地域全体で同じ方向に向かうことができます。

4 地域の宝物

地域には歴史や文化に育まれてきた、様々な地域資源(自然、景観、伝統芸能や祭り、歴史・文化遺産、社会活動など)が息づいています。

地域資源は、地域をより豊かにし、人々の幸せを醸成するための生活環境の基盤であり、地域の強み、長所、自慢したい資源を発掘し、磨きをかけることで「他の地域に誇れるもの」が地域づくりにとっての基盤(=共通のプラットフォーム)となる可能性を秘めています。

このことから、次世代に継承したい地域資源を宝物と概要にまとめました。







小岩井地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



小岩井駅

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、滝沢市の西南端に位置し、西側は栗石町に接し、北部は小岩井農場、中心域は区画整理された水田が広がり、南部の小岩井駅を中心とするエリアは住宅化が進んでいます。小岩井駅の南側には、盛岡西リサーチパーク(産業支援サービス業向け分譲地)が整備されています。

地域では、「あんぜん・あんしん・つながり」をテーマに地域づくりを取り組んでいます。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	小岩井地域 (R5.3.31)	割合
人口	54,961 人	2,104 人	3.8%
世帯数	23,979 世帯	941 世帯	3.9%

▶ 小岩井地域づくり懇談会

小岩井自治会、小岩井地区まちづくり推進委員会、小岩井自治会婦人部、老人クラブ、子ども会育成会、滝沢南中学校PTA、地域内事業者、地域住民、大学生(順不同)

目指す！
地域の姿

水よく、風よく、情けよく、牧歌的情緒漂う 小岩井

地域の現状と課題

小岩井地域の魅力

- 岩手山の麓で、澄んだ空気と豊かな自然と素晴らしい景観があります。
- 盛岡が近く小岩井駅もあり、生活が便利です。
- 小岩井農場や温泉地など観光資源が近くにあり、新鮮な地元農産物もあります。
- 世代間交流が多く、子育て世代も増えています。温かくやさしい人が多いため、住んでいて楽しいです。
- ふうりん会の運動行事は参加者も多く、地域活動が活発です。
- 日本全国で知られている名称「小岩井」という地域名に誇りを感じています。
- リニューアルされる小岩井駅には大きな期待をしています。

小岩井地域の課題

- 道路が狭く、危険な箇所があります。大型車の往来も多いため、不安です。
- 日常の買い物に不安があります。
- 特に私道の除雪が大変です。
- 避難所が狭く、災害対策が不安です。越前堰の改修が必要です。
- 気軽に集まることが出来るコミュニティ施設が必要です。
- 小岩井駅を活用した観光客の呼び込みが必要です。
- 以前より住民交流が減ってきています。
- 地域行事に参加する人が固定化してきています。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 豊かな自然環境と住みやすさが合う、安心・安全なまち

雄大な岩手山の麓で豊かな自然に囲まれ、東西を繋ぐ小岩井駅を活用しながら、高齢者でも住みやすい安心・安全なまちにしていきます。

2. 支えあいとつながりのある、みんなにやさしいまち

住民同士が支えあい、活発で交流が盛んな楽しいまちを目指します。そして、若い世代がずっと住み続けてくれるようなまちにしていきます。

3. 小岩井と共に生き、新しい魅力を創出するまち

全国的に有名となっている「小岩井」と共存し、小岩井駅のリニューアルを契機に地域の盛り上げを図ります。

具体的な取組

1. 豊かな自然環境と住みやすさが合う、安心・安全なまち

取組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
環境美化活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●草刈り、花壇整備などを継続して行います。 ●駅から小岩井農場までの道の整備を検討していきます。
耕作放棄地の解消に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●組合で休耕田の活用を検討していきます。 ●空き地の大きな樹木の管理について検討していきます。
空き家の利活用をします。	<ul style="list-style-type: none"> ●管理体制の仕組みづくりを行い、空き家情報を市に伝えます。
交通安全対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールガードの活動を継続します。 ●リサーチパーク付近の交通安全対策について、市へ要望していきます。 ●行政、地域それぞれの役割を整理し、実施していきます。 ●通学路の側溝設置を検討します。
交通環境を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> ●新しい公共交通の仕組みを考えます。
災害対策に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●仁沢瀬川の早期改修・完成を要望していきます。 ●民生委員が中心となり、支援が必要な住民の把握をします。 ●避難方法を事前に準備をしておき、マップの更新もしていきます。
駅南地区も含めた駅の拠点整備を提案します。	<ul style="list-style-type: none"> ●小岩井駅南口の改札設置をJRに要望します。

2. 支えあいとつながりのある、みんなにやさしいまち

取組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
住民の交流を活発にします。	<ul style="list-style-type: none"> ●山散策ウォーキングや歩くきっかけづくりをしていきます。 ●夏祭りや文化祭など、集まるきっかけづくりをしていきます。 ●全世代が交流できる企画をしていきます。 ●若い世代の組織づくりの検討をしていきます。 ●婦人部、子育て世代の活動を発展させていきます。 ●ボランティアの会の活動(高齢者支援)を充実させます。
地域の役員の負担を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> ●分担の整理を行い、一定の人に負担が集中しない組織をつくります。
気軽に集まることが出来る場をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ●新公民館の建築を促進するため、協議をしていきます。
健康づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいきサロン活動を継続していきます。 ●地域活動と健康づくりを兼ねたイベントを企画していきます。
地域情報を伝えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ集積所に地域情報を掲示します。 ●会報や回覧をスマホでも見ることができるよう、スマホ勉強会を実施します。

3. 小岩井と共に生き、新しい魅力を創出するまち

取組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
小岩井駅を核にした取組みをします。	<ul style="list-style-type: none"> ●小岩井農場とタイアップした、ウォーキングモデルツアーを企画します。 ●「小岩井マップ」を作成し、設置します。
小岩井地域の魅力を伝えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地元の人でも観光客も休むことができるイスの設置を行います。 ●宮沢賢治が歩いた道としてのPRを行います。
地域の買い物拠点をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ●リニューアルされた駅舎内に販売スペースの設置を企画、要望していきます。
協働による仕組みづくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●JR、小岩井農場、市、地域などが集まり協議する場を設けます。
「新しい」を取り入れていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ●小岩井マルシェのような新しく楽しいイベントを企画します。 ●小岩井農場とタイアップするなど、花を植える活動を行います。 ●季節行事や伝統行事を復活させます。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



小岩井の石割桜



岩手山



賢治の石碑

▶ 地域づくりの歴史

- 大正10年 小岩井駅開業
- 昭和41年 部落自治会設立
- 平成11年 小岩井地域まちづくり推進委員会設立

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
JR小岩井駅	大釜風林 19-2	
小岩井郵便局	大釜風林 62-12	686-2910
小岩井地区コミュニティセンター※	大釜風林 18-7	
小岩井運動場	大釜大清水 338-2	687-1466

施設名	住所	問合せ先
盛岡西 リサーチパーク	大釜風林地内	
ふうりん保育園	大釜風林 59-17	686-2155
風の子くらぶ	大釜風林 42-185	601-8467
ベルヴェーレの里	大釜風林 445-1	601-5768



大釜地域

＼ 地域やさしさプラン /



八幡館山からの眺望

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、前九年の役で源義家が巨大な釜で兵馬に給仕したことから大釜と呼ばれ、現在も八幡神社、八幡館山などにその名が残っている歴史の深い地域です。

地域内には雫石川が流れ、近年まで水田を中心とする農村地帯として発展してきました。

現在では国道46号とJR田沢湖線などの広域交通網の発達により市の南の玄関口として都市化がすすみ新しい地域づくりが進んでいます。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	大釜地域 (R5.3.31)	割合
	人口	54,961 人	2,524 人
世帯数	23,979 世帯	1,051 世帯	4.4%

▶ 大釜地域づくり懇談会

各自治会(大釜上、大釜南)、大釜地域まちづくり推進会、老人クラブ、子ども会育成会、滝沢南中学校 PTA、滝沢市議会議員(順不同)

目指す！
地域の姿

みんなで創るふれあいと活気あるまち 大釜

地域の現状と課題

大釜地域の魅力

- 交通の便がよく、盛岡にも近いので、暮らしやすいです。
- 自然環境と市街地のバランスがいいです。
- 組織も人も健康づくりに積極的です。
- 人と人との繋がりが深く、結いの精神があります。
- 過ごしやすい気候です。
- 稲作から果樹まで、農業が盛んです。
- 人口が増えている地区があります。

大釜地域の課題

- 住宅用地が少なく、まちの発展性がありません。
- 車移動が必須で、今後高齢者を中心に交通支援が必要です。
- 災害を想定した対応が必要です。
- 道路整備など交通安全対策が必要です。
- ゴミ捨てマナー向上が必要です。
- 世帯数が多い地区では雪捨て場が不足しています。
- 活動への参加が少なく、関心が低くなっています。集合住宅に住む人との接点構築も難しいと感じています。
- 子どもが少なくなっており、防犯面で不安があります。
- 耕作放棄地が増え、管理が難しくなっています。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 誰もが暮らしやすく、自然と市街地が調和したバランスがよいまち

安全・安心な環境を構築しながら、周囲の自然と市街地のバランスがよく、発展していくまちにしていきたいです。

2. 「お互いさまの心」で安心して健康に暮らせる笑顔あふれるまち

繋がりが深く助け合い、お互いを理解できるまち。そして健康で笑顔が広がる地域を目指します。

3. 住民が交流し合い、住みたい・住み続けたいと思えるまち

農業体験を通して継承にも取り組み、住んでいる年数にとらわれずにみんなが地域活動に参加・交流できる地域にしたいです。

具体的な取組

1. 誰もが暮らしやすく、自然と市街地が調和したバランスがよいまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
住宅地を広げたいです。	●市及び地域の発展のため、市に要望します。
暮らしに必要な施設を要望します。	●スポーツ施設、店舗、病院、銀行等の暮らしを支える施設誘致について、市に要望します。 ●若い世代の働く場の確保を要望します。
防災対策を行います。	●近年は水害も多く、周辺の自治会とも連携した訓練を検討します。 ●非常食の試食会など、新しい訓練の実施を検討します。
交通安全対策を行います。	●危険箇所を把握し、市に要望します。 ●自治会を中心に行っている活動を継続していきます。
環境美化活動を行います。	●年3回のクリーン作戦を継続していきます。 ●参加者が減少傾向なので、参加者確保の工夫を行います。 ●ごみ捨てルールづくりを行い、周知を徹底します。
道路網や公共交通対策を検討します。	●細い道路の拡幅整備を市に要望します。 ●公共交通の充実を市に要望します。

2. 「お互いさまの心」で安心して健康に暮らせる笑顔あふれるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
健康づくりの取り組みを継続します。	●若い世代の関心事を調べ、企画していきます。 ●百歳体操やいきいきサロンの活動を継続していきます。 ●地域内のランニング等の企画をします。
高齢者の暮らしを支援します。	●ゆいづくり事業を継続していきます。 ●小学校との連携を図ります。 ●高齢者施設と連携し、災害対応など一緒に活動を実施します。
広報の充実を図ります。	●現在の広報紙の充実を図ります。 ●住民や子どもと記事を書く仕組みをつくります。 ●企業などから生活に役立つ情報を掲載してもらいます。 ●地区内の掲示板を活用し、回覧で見忘れた人も見られるように工夫します。 ●SNSやHPの立ち上げを行い、活動を紹介します。
子ども達の教育環境を整えます。	●充実した公園になるよう、市に要望します。 ●スクールガードの担い手が少ないため、負担の少ない仕組みづくりをします。
地域の歴史を大切にします。	●大釜探検隊の活動を継続します。 ●地域の歴史を学ぶ副読本を作成し、小学校で活用してもらいます。 ●小中学校で地域の歴史を調べてもらい、広報紙等で紹介します。 ●大釜八幡宮近くに集まることのできる場を設けます。

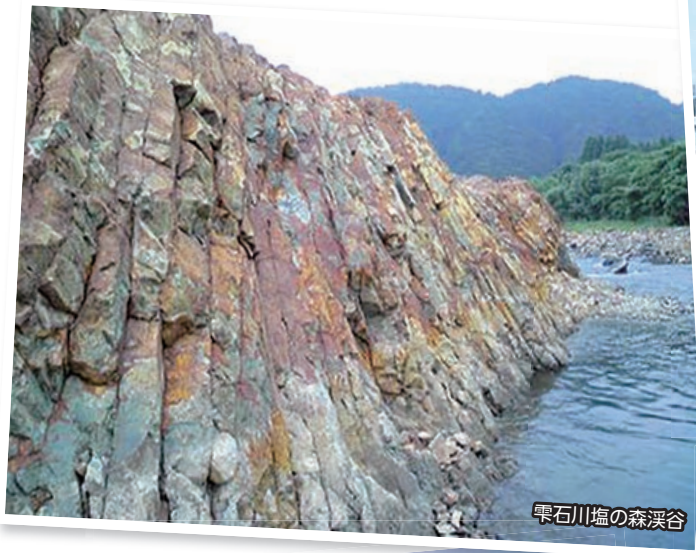
3. 住民が交流し合い、住みたい・住み続けたいと思えるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
女性、若い世代および学生の協力体制をつくります。	●子ども会と連携して事業を実施します。 ●イベント後の懇親会を実施します。
地域全体の交流の機会を設けます。	●イワナのつかみ取りを復活できるよう検討をします。 ●大釜探検隊の活動として、八幡館山や遺跡を学ぶ機会を設けます。 ●挨拶を交わし、お互いを知ることができる環境づくりを勧めます。
交流できる場所の確保に努めます。	●八幡館山の近くに駐車場とトイレ整備を要望します。 ●大釜八幡宮の道を活用します。 ●旧看護短大体育館の利用を打診します。
地域資源を活用します。	●コミュニティセンターの調理室を活用し、地産地消イベントを企画します。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



▶ 地域づくりの歴史

- 平成14年 大釜地域まちづくり推進委員会設立
- 平成21年 八幡館山遺跡が村指定遺跡として登録

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
篠木小学校※	篠木中屋敷 60	687-2064
滝沢南中学校※	鵜飼滝向 11-1	687-2021
滝沢勤労者 体育センター※	大釜高森 58-5	687-1466
大釜地区コミュニ ティセンター※	大釜外館 116-9	

施設名	住所	問合せ先
盛岡西警察署 大釜駐在所	大釜八幡前 117-2	687-2843
滝沢大釜 簡易郵便局	大釜竹鼻 167-1	687-5414
JR大釜駅	篠木明法 22-16	
大釜幼稚園保育園	大釜外館 117-5	687-3030



篠木地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



田村神社と杉・桂の古木

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、長い歴史を持つ神社仏閣や篠木神楽など伝統を重んじる風土と豊かな水資源に育まれた水田地帯として栄え、明治6年に市内初の公立篠木小学校が開校し、多くの人材を世に送り出しています。

地域には、大釜駅、多目的研修センターなどの公共施設が設置され、住民の利便性の向上につながっています。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	篠木地域 (R5.3.31)	割合
	人口	54,961 人	1,273 人
世帯数	23,979 世帯	569 世帯	2.4%

▶ 篠木地域づくり懇談会

篠木自治会、しのぎ夢づくり委員会、子ども会育成会、老人クラブ(長寿会)、衛生指導員、保健推進員、食生活改善推進員、ゆいっこの会、滝沢南中学校篠木地区PTA、篠木小学校PTA、民生児童委員、消防団第2分団、JA女性部(篠木)、篠木神楽保存会、スクールガード、地域住民(順不同)

目指す！
地域の姿

伝統的な文化を継承し、豊かな人材を育てる里 篠木

地域の現状と課題

篠木地域の魅力

- 美化活動が行き届き、安全で静かな住環境があります。
- 大釜駅や主要道路、高速道路が近く利便性が高く、公共施設も充実しています。
- 田園風景に囲まれ自然を楽しむことができます。
- 篠木神楽や田村神社の祭りなど伝統的な魅力があります。
- 高齢者も元気があり住民の交流が活発です。
- 地域の仲が良く、連携がとれています。

篠木地域の課題

- 道路、通学路の安全確保が必要です。
- 買い物や通院など移動が難しい方々へのサポートが必要です。
- 越前堰の洪水などへの災害対策が望まれます。
- 高齢者等の見守り体制は強化が必要です。
- 担い手不足をはじめとし、歴史・伝統の伝承が不安です。
- 子どもから高齢者までが交流する場が少ないです。
- 新しい住民との交流が少ないです。
- 地域活動の企画と人が固定化しています。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 健康で安心して、快適で便利に暮らしていけるまち

交通安全や防災対策を推進しながら、交通面の利便性向上を目指し、全世代が住みやすい地域をつくれます。

2. 豊かな自然や長い歴史と伝統が残り、住み続けたい、 住んでみたい、戻ってきたいと思えるまち

歴史と伝統、そして田園風景からなる美しい自然を守り、次世代に継承していきます。

3. 地域の人みんなでつながり合い、協力し合う元気なまち

全ての地域住民が相互にコミュニケーションがとれ、世代が関係なく楽しめる活動が行われ、外部交流も盛んな地域にします。

具体的な取組

1. 健康で安心して、快適で便利に暮らしていけるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
交通・移動支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通弱者対策を市と一緒に検討していきます。 ● 買い物や通院を行う際の交通手段の確保の検討を行います。
健康づくりをします。	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいきサロンや100歳体操などの健康づくりを継続していきます。 ● 健康づくり支援者を中心に生活習慣病やフレイル[*]の予防に取り組みます。 （※「フレイル」とは、加齢や疾患により身体的・精神的な機能が徐々に衰え、また、社会性が低下した状態のこと。）
高齢者や要支援者の支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員やゆいっこの会の協働による見守り活動を継続していきます。 ● 高齢者宅の除雪支援を継続して行います。 ● ごみ出し支援を継続して行います。
防災活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会や消防団が中心となった避難訓練を継続して実施します。 ● 消防団の担い手確保のため、きっかけづくりを行います。
交通安全対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールガードが中心となり、子どもの安全対策を進めます。
道路の危険箇所を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会が中心となり、待場踏切などの危険箇所を把握し、市へ改善を要望します。

2. 豊かな自然や長い歴史と伝統が残り、住み続けたい、住んでみたい、戻ってきたいと思えるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
環境美化活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体でのクリーン作戦の実施を目指します。 ● 花壇整備は、自治会・JA女性部・子ども会・長寿会と連携して実施します。 ● 越前堰の環境整備は、夢づくり委員会や土地改良区と共同して継続します。 ● 参加者の増加を図ります。
田村神社の祭典を盛り上げます。	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる世代が楽しめ、関わる事が出来る企画を考えていきます。 ● 参加者の満足度が高い内容を追求するため、関係団体等で協議していきます。
篠木神楽を伝承していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的にイベントに参加をしていきます。 ● 後継者の育成に努めます。
越前堰の活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● カワシンジュガイ等の水生生物を見る自然観察会を実施します。 ● 越前堰を歩きながら、地域の歴史を知るようなイベントを実施します。

3. 地域の人々でつながり合い、協力し合う元気なまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
イベントの企画をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者が固定化せず、みんなが楽しめるレクリエーションなどを企画、実施します。 ● 大釜駅や公園など地域の施設を活用しながら、多くの人々が和めるような空間づくりに取り組みます。
市内の他地域と新しいつながりをつくりたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報交換、防災対策の連携など、近隣の地域とのつながりを持ちます。
新しい住民とのつながりをつくりたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動に興味をもってくれるようなきっかけづくりに努めます。 ● PTAへのアプローチをします。
地域住民のつながりを保ちたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 挨拶を大切にし、「あいさつ運動マーク」の整備など運動を進めます。 ● 地域内の様々な団体との連携を図ります。

地域の
宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



篠木小学校



石川啄木の妻・節子の碑



篠木跨線橋と岩手山



篠木神楽

▶ 計画期間

8年間(令和6年度～令和13年度)

● 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
篠木小学校※	篠木中屋敷 60	687-2064
滝沢市多目的研修センター	篠木鳥谷平 52	684-2632
大釜駅前コミュニティセンター	篠木明法 22-16	699-1171

施設名	住所	問合せ先
盛岡西警察署 大釜駐在所	大釜八幡前 117-2	687-2843
滝沢市消防団 第2分団屯所	篠木黒畑 135-1	
JR大釜駅	篠木明法 22-16	



大沢地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



南部曲り家とチャグチャグ馬コ

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、田園風景や恵まれた自然、大沢田植え踊り、大沢さんさ踊りなど伝統文化のほか、手打ちそばや雑穀料理などの豊かな食文化等、馬と人が共生する南部曲り家などの様々な地域資源があり、歴史的な財産や文化を大切にする風土があります。

また、高齢者との交流会や防災点検・環境美化活動等のコミュニティ活動が盛んであり、定住しやすいような活気のある地域づくりが展開されています。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	大沢地域 (R5.3.31)	割合
	人口	54,961 人	557 人
世帯数	23,979 世帯	214 世帯	0.9%

▶ 大沢地域づくり懇談会

大沢自治会、大沢地域づくり推進協議会、老人クラブ、子ども会育成会、滝沢南中学校PTA、消防第3分団、婦人会、市議会議員、農業委員、民生児童委員、岩手山麓土地改良区理事、大沢農業振興推進組合、大沢農家組合(順不同)

目指す！
地域の姿

豊かな田園風景や地域の持つ自然、歴史を大切にし、
多様な人々が真心でふれあうやすらぎのある郷づくり

地域の現状と課題

大沢地域の魅力

- 多世代世帯が多く、世代間交流が得意です。そして、地域の協力体制が整っており、結いの心や思いやりも感じられ、結束力があります。
- 子どもから高齢者まで性別問わず元気な人が多いです。
- 治安がいいです。
- 田園風景、水のせせらぎなどの自然環境がよく、農業が盛んです。
- 健康づくりに積極的で、コミュニティとして盛り上がっています。
- 郷土芸能、南部曲り家など、歴史と伝統があります。
- 盛岡も近く、住みやすい地域です。

大沢地域の課題

- 農道、林道、大きい樹木など道路整備、交通安全確保に課題があります。
- 木の伐採などで景観が悪くなってきています。
- 担い手不足もあり、歴史や伝統の継承が難しくなっています。
- 高齢化に伴い、買い物弱者、空き家、耕作放棄地も増えてきています。
- 防災の取り組みをもっと進める必要があります。
- 都市計画の関係で住宅を建てづらい場所です。
- 新しい魅力づくりが必要です。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 誰にでもやさしく思いやりと気づかいのある、住みやすいまち

健康づくりなどにも地域として取り組み、高齢者のみならず全員が健康で安心・安全な暮らしの中、豊かな自然環境と共存していくことが出来るまちにします。

2. 住民どうしが交流しながら、
若年層が定住しやすい元気な地域コミュニティのまち

昔からの団結力を大切に、全世代が元気で仲良く交流し、若い世代が活動に参加しながら、定住したくなるようなまちにしていきます。

3. 地域の大切な財産や資源を活用した、新しい魅力づくりを行うまち

今まで大切にしてきた伝統芸能や農業などの地域資源と財産を大切にし、さらなる活用も考えながら新しい魅力の創出と発信をしていきます。

具体的な取組

1. 誰にでもやさしく思いやりと気づかいのある、住みやすいまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
自然環境を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤やせせらぎ公園を綺麗に管理します。 ● 休耕田を組合化して整備をします。 ● ホタル、マキガイ、タニシなどの自然観察会を実施します。
暮らしの安全対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災福祉マップを活用し、避難方法や高齢者見守りに繋げていきます。 ● 隣接地域と一緒に防災について検討をしていきます。
健康づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり事業を継続します。 ● 新しいイベントを企画します。 ● 山里整備事業で組織している2つの団体を中心に、散策コースを整備します。
子どもを大切にします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落センター隣の公園を、もっと利用してもらえよう工夫します。 ● 子どもにとって安全な遊び場の検討をします。
高齢者の暮らしやすさを求めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 雪かきボランティアを継続します。 ● 移動販売を継続していきます。 ● 乗合システムの検討を進めます。
交通安全対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路用地の木の伐採を市に要望します。 ● 通学路の危険個所を把握し、市に要望します。

2. 住民どうしが交流しながら、若年層が定住しやすい元気な地域コミュニティのまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
イベントの継続をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● おおさわ祭りやおおさわ文化祭を継続していきます。 ● 多くの来場者を得られるよう、工夫をします。
コロナ禍で開催できなかった取組を復活していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏祭り、運動会、敬老会など、コロナ禍で中止していたイベントを復活させていきます。
世代間交流を生み出す新しい仕組みをつくりまします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大沢かるたと季節の歳時記を活用します。 ● 田植え体験や稲刈り体験など、地域の文化に触れる機会を設けます。
若い世代の地域活動への参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ● IT関連の教室を実施します。 ● SNSを使い、若い世代も地域活動に参加できるきっかけづくりを行います。
若い世代が定住したいと思える地域を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の規制について、市に要望を続けます。

3. 地域の大切な財産や資源を活用した、新しい魅力づくりを行うまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
食文化を活かします。	<ul style="list-style-type: none"> ● そば(ごん八そば)、きびだんご、漬物など、地域の食文化を紹介します。 ● 地域内外の人を招いて、地域の食のイベントを開催します。
地域資源の利活用を考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大沢の南部曲り家の保存に向けた取り組みを検討します。 ● 大学と連携して、研修などを行います。 ● 市民農園の実施に向けて、農業委員会に相談します。
伝統芸能を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 田植え踊り継承に向けて、篠木小学校とも協力します。 ● 動画撮影し、継承や発信に活用します。
若い世代と協力していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代のニーズ把握と親睦のため、子ども会の集まりに自治会も参加します。 ● 若い世代も楽しめる企画を行い、一緒に活動をします。

地域の
宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



岩手山と田園風景



大沢田植え踊り



大沢かるた



大沢さんさ踊り



大沢保育園

▶ 地域づくりの歴史

- 平成14年 大沢地域まちづくり推進委員会設立

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
大沢保育園	大沢堰合 32-2	687-2509
篠木小学校※	篠木中屋敷 60	687-2064
滝沢南中学校※	鵜飼滝向 11-1	687-2021
大沢集落センター※	大沢堰合 20-3	

施設名	住所	問合せ先
JA新いわてマテリアルセンター	大沢鶴子 126	687-3011
南部曲り家藤倉邸	大沢籠屋敷 24	684-3211



鶺鴒地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、岩手山の眺望や田園風景が素晴らしく、市役所や総合公園、ビッグライフ滝沢などの公共施設や総合病院があり、住環境が整備された市の中心地域です。

毎年6月の第2土曜日に開催されるチャグチャグ馬コには、県内外から大勢の観光客が地域を訪れ大変賑わいます。

今後、中心拠点整備により、地域づくりの中心地として発展が期待されます。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	鶺鴒地域 (R5.3.31)	割合
	人口	54,961 人	9,584 人
世帯数	23,979 世帯	4,164 世帯	17.4%

▶ 鶺鴒地域づくり懇談会

各自治会(鶺鴒南、鶺鴒中央、滝沢パークタウン、上の山、上鶺鴒、鶺鴒温泉、滝沢ニュータウン)、老人クラブ、子ども会育成会、中学校PTA、民生児童委員、消防団第4分団(順不同)

目指す！
地域の姿

チャグチャグ馬コ発祥の地として栄える、
住みよく、活気にあふれるまち

地域の現状と課題

鵜飼地域の魅力

- 市の中心として、ヒトとモノが集約されています。
- 豊かな自然と便利な暮らしとのバランスが良いです。
- 自治会と子ども会・地区PTAの信頼関係も築けており、地域が一緒になって子どもを育てる雰囲気があります。
- 岩手山、チャグチャグ馬コ、鬼越蒼前神社など、歴史や伝統、誇りがあります。
- 昔ながらの道幅が残っている場所もあり、ほっとします。
- バス路線も多くあり、交通の便が良いです。

鵜飼地域の課題

- 地域の担い手が不足してきています。
- 地域資源の活用やPRが足りません。(観光客の滞在時間を増やして地域経済にも貢献できるような仕掛けを)
- 交通量が多い道路の交通安全対策や道路網の整備に課題があります。
- 魅力ある公園などの遊び場が少ないです。
- 飲食店なども少なく、賑わいがなくなっています。
- 広域的な視点で地域が発展していくべきです。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 滝沢市の中心として、賑わいと活気のあるまち

市の中心として多くの施設と機能を有しており、その強みを生かしながら広域的な視野をもって地域づくりに取り組みます。

2. 自然の豊かさと歴史の誇りが残り、快適で安全な暮らしができるまち

岩手山を代表とする緑豊かな自然環境の中、チャグチャグ馬コなどの伝統も守りつつ、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできるまちを目指します。

3. みんなで仲良く交流し、地元愛を育むことができるまち

若い世代の地域活動参加を促しながら、地域外との交流を進めることで関係人口を増やします。また市との協力体制も強化しながら共にまちづくりに取り組みます。

具体的な取組

1. 滝沢市の中心として、賑わいと活気のあるまち

取り組み項目 (何をするのか)	実施方法 (どのように進めるのか)
総合公園やビッグルーフ滝沢をもっと活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人育ての場、学びの場として企画・実施します。 ● 広報活動を積極的に行いながら利用を増やしつつ、少人数でも企画や利用ができるようにします。
コンパクトな地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力的でコンパクトな地域づくりを検討します。
雇用の場を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労支援の実施している農園と連携し、雇用の場としての農業を推進します。 ● 農家と大学を繋げていきます。 ● 農業初心者への営農支援を行います。
農家の担い手不足に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同組合の組織化を検討します。 ● 農業高校や大学と一緒に農家への就職を支援します。 ● 農家が主体となり、行政との連携を強化します。
健康づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいきサロンの活動を継続します。

2. 自然の豊かさと歴史の誇りが残り、快適で安全な暮らしができるまち

取り組み項目 (何をするのか)	実施方法 (どのように進めるのか)
歴史や文化を知る機会を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会による鶴飼地域の歴史や文化を知る出前講座を依頼します。 ● 鶴飼の名所を巡るツアーを企画します。
チャグチャグ馬コをもっと活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ● お祭り、地域活動を経験させ、担い手を育てます。 ● チャグチャグ馬コと農業、マラソンなどとの連携事業を検討します。 ● さらなる盛り上げを図るため、市に要望していきます。
環境美化活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治会により実施している環境美化活動を継続します。 ● 多くの参加を得られるよう、工夫をします。 ● 市とともに空き家の草刈りについて検討していきます。 ● 諸葛川周辺の桜並木整備をし、集客に努めます。
子育てしやすいまちにします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の公園に遊具が少ないため、市に要望していきます。 ● 公園の草刈りを住民でも協力していきます。
高齢者等の見守り活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員による見守り活動を継続していきます。 ● スマホなどで家族を確認できるような仕組みを検討します。
交通安全対策や道路網整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車のマナー向上に努めるとともに、市に整備要望をしていきます。 ● 道路の拡幅等について、市に要望していきます。
街路灯・防犯灯の継続的整備が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路灯や防犯灯の整備が必要な箇所を把握し、継続して市に要望をしていきます。

3. みんなで仲良く交流し、地元愛を育むことができるまち

取り組み項目 (何をするのか)	実施方法 (どのように進めるのか)
住民間の交流をもっと活発にしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● ビッグルーフ滝沢などをもっと活用して、みんなが参加できるイベントを継続・企画します。(雪まつり、雪あかり、夢あかりなど) ● 自衛隊や企業への協力も打診していきます。
自治会役員の担い手や若い世代の活動を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> ● LINEなどのツールも活用して、情報を伝えやすくしていきます。 ● リモート会議なども導入するなど、事業の検討や見直しを行い、参加環境をつくります。
新しい住民との交流を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流の機会が生まれる企画を検討します。
子ども達の交流を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生の親子登校事業を開始します。 ● 資源回収を子ども会と一緒に実施します。ストックヤードの活用も行います。 ● 学校と地域のつながりを強化し、情報共有を行います。
情報共有の強化を図り、広報活動に繋がっていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 滝沢ナビを活用し、地域の情報を掲載していきます。 ● スマホ教室を実施し、地域の多くの方がスマホで情報交換や情報共有を行えるような環境づくりを行います。 ● 年代に合った情報交換方法も検討していきます。
行政と協働した地域づくりを進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政と地域の橋渡しをする支援職員を活用していきます。 ● 行政と地域の役割を明確にしていき、情報共有していきます。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



▶ 地域づくりの歴史

鵜飼地域は昭和46年頃、農村地域で鵜飼自治会のみでしたが、昭和50年代以降滝沢ニュータウン、上の山団地、滝沢パークタウンなど大小の宅地開発や施設整備が進み人口が急増しました。現在は7つの自治会で構成されており、馬っこ広場・アヤメ園の整備、諸葛川の桜並木剪定作業、行進日の馬こ踊り(共催)などを行っています。

▶ 計画期間

8年間(令和6年度～令和13年度)

● 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
滝沢市役所	中鵜飼 55	684-2111
ビッグライフ滝沢※	下鵜飼 1-15	656-7811
滝沢市 社会福祉協議会	中鵜飼 47-1	684-1110
滝沢市ファミリー サポートセンター	中鵜飼 47-1	684-6158

施設名	住所	問合せ先
鵜飼小学校※	鵜飼洞畑 87-1	687-2004
滝沢南中学校※	鵜飼滝向 11-1	687-2021
鵜飼保育園	鵜飼笹森 1-2	687-1375
認定こども園ふじな でしこども園	鵜飼狐洞 1-102	684-3404
総合公園体育館※	鵜飼御庭田 1-1	687-3311



姥屋敷地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



新鬼越池と岩手山

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、岩手山の麓に位置し、戦後に開拓入植され、酪農、高冷地野菜生産などの農業専用地域です。雄大な自然を背景に、鞍掛山、相の沢牧野などの地域資源もあり、来訪者も多い地域となっています。

人口の少ない地域ですが、子どもから高齢者まで「絆」を大切にした地域づくりを進めています。



姥屋敷地域

▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	姥屋敷地域 (R5.3.31)	割合
人口	54,961 人	272 人	0.5%
世帯数	23,979 世帯	121 世帯	0.5%

▶ 姥屋敷地域づくり懇談会

姥屋敷自治会、姥屋敷いきいき21推進委員会、消防団第10分団、姥屋敷小中学校PTA、老人クラブ、子ども会育成会、地域内事業者、地域住民(順不同)

目指す！
地域の姿

健康をつくる白い牛乳、緑の野菜、
住むならばお山のふところ 姥屋敷

地域の現状と課題

姥屋敷地域の魅力

- 春子谷地から望む山並み、石清水の景色、のどかな農村風景など自然の豊かさがあり、のびのび子育てをするのは良い環境です。
- 岩手山を中心とした山々に近いです。
- 地域交流のあるお祭りがあります。
- 水害リスクが少ない地域です。
- スマートインターチェンジにより交通の便が良くなりました。
- 除雪対策がしっかりされています。

姥屋敷地域の課題

- 道路環境が悪い場所が多いです。
- 自家用車が必須で交通面に不安があります。
- デジタル放送、携帯電話の電波環境が悪いです。
- 人口減少が深刻で、小中学校存続の協議も必要になってきています。
- 高齢化により、各作業が難しくなっている世帯が増えています。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 子どもからお年寄りまで、みんなが元気で安心して暮らせるまち

道路環境や交通環境の改善を要望し、地域防災にも取り組みながら、子どもからお年寄りまでが安心・安全な暮らしが出来るまちにします。

2. 豊かな自然を守るとともに、地域の資源を活用したまち

岩手山をはじめとして、春子谷地、石清水など素晴らしい景観の自然を守りながら、地元で根付いている酪農・農業の盛り上げも図りながら、新しい魅力づくりにも取り組みます。

3. 住民が交流し合い、住みたい・住み続けたいと思えるまち

人口減少の中でも、地域で協力・交流を大切にし、イベントを通して世代間交流も続けていきます。

具体的な取組

1. 子どもからお年寄りまで、みんなが元気で安心して暮らせるまち

取組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
公共交通の利便性を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> ● デマンド交通の社会実験が良かったため、継続を要望します。 ● 周辺の地域と一緒に公共交通について考える場を設けます。 ● 公共交通について、市への要望を進めます。
地域で買い物ができる工夫をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動販売を継続するように、生協やJAなどと連携します。
高齢者の見守りを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員と一緒に見守り活動を継続します。
除雪対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 雪が多い地域であるため、除雪隊などの仕組みづくりを検討します。
道路整備（草刈り、表示）を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 鬼越線の草刈りについて、市に要望します。
子どもが遊べる場所を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊び場の検討を継続します。
地域全体で子どもを見守り、育てる体制を続けます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童が地域内にあると良いので、要望を継続します。 ● 子どもの安全確保のための見守り活動を継続します。
交通安全対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡西警察署にスクールゾーン設置の要望を継続します。 ● 速度超過の注意喚起をする取組を行います。 ● 警察や市への要望を継続して行います。

2. 豊かな自然を守るとともに、地域の資源を活用したまち

取組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
岩手山の活用をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観の保全を市の景観施策と連動して行います。 ● 観光地としての検討をしていきます。 ● 草刈りを市と役割分担しながら進めます。
春子谷地の活用をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地質や植生の調査を専門家に要望します。 ● 展望台の設置を検討します。 ● 市の案内看板の充実を要望し、活用について市とともに検討します。
相の沢キャンプ場、牧野の活用をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路拡幅を市に要望していきます。 ● キャンプ場周辺の施設を活用したイベントを実施します。 ● 広い牧野をイベント等に活用できるように検討します。
観光整備をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● お店をまとめ、まち歩き、サイクリング、ドライブに繋げるようなマップを作成します。 ● サイクリングロードの整備、自転車競技の誘致などを検討する。 ● 歴史や文化を元に物語をつくり、地域の関心をえられるよう進めます。
特産品をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 山ブドウなどを活用した6次加工化に取り組みます。 ● 地産地消の飲食店が増やし、経済活動に繋げていきます。

3. 住民が交流し合い、住みたい・住み続けたいと思えるまち

取組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
移住・定住に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住者を増やすために、農業体験できる場を設けます。 ● 牛と交流できるような場を設けます。
イベントへの参加者を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 多団体との共催イベントを検討します。 ● 参加者が増える工夫をします。 ● 家族以外の方との交流の機会を増やすような取組を進めます。
新しい交流の場の検討をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊ぶことができる広場や遊具設置の検討をします。 ● キャンプ場などの自然を活かした場の設置を検討します。 ● 農家や酪農家と交流する機会を設けます。 ● カブトムシの幼虫採取体験、ヒマワリ迷路などの企画を検討します。
休んでいたイベントを復活させます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏祭り、運動会など実施していたイベントの復活を目指します。 ● 世代間交流を目的としたイベントを検討していきます。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



▶ 地域づくりの歴史

- 平成14年 姥屋敷いきいき21推進委員会設置

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
姥屋敷小中学校※	鶉飼安達 117-19	680-2401
岩手花平農業協同組合	鶉飼安達 138-13	680-2211

施設名	住所	問合せ先
たきざわ自然情報センター	鶉飼安達 114-7	691-6555
相の沢牧野	鶉飼姥屋敷 108	680-2411



元村地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



五龍のフジと角掛神社

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、滝沢市のほぼ中央部に位置し、南北に東北自動車道、主要地方道盛岡環状線が走り、また地域内には秋には鮭が遡上する諸葛川が流れ地域にうるおいをあたえてくれます。

平蔵沢の堤や滝の沢、五龍のフジ、外山桜並木、湯舟沢ストーンサークルなど名所も多く、歴史と文化、自然や農地、住宅街の調和がとれた地域が形成されています。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	元村地域 (R5.3.31)	
		人口	割合
人口	54,961人	17,610人	32.0%
世帯数	23,979世帯	7,103世帯	29.6%

▶ 元村地域づくり懇談会

各自治会(元村南、国分、元村中央、牧野林中央、南牧野林、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野)、元村地域自治会連絡協議会、滝沢小学校、滝沢中央小学校、滝沢中学校、老人クラブ、子ども会育成会、地区生徒会保護者(順不同)

目指す！
地域の姿

すこやかに安心して暮らせる 川と緑と名所を活かしたやすらぎのまち

地域の現状と課題

元村地域の魅力

- 住宅や店舗が増え生活利便性が向上しており、スマートICや道路整備も進んでいます。
- 街並みが綺麗です。
- 角掛神社でのお祭りなど伝統行事を大切にしています。
- 市内では比較的若い住民が多い地域です。
- 10自治会での活動がそれぞれ活発です。
- 諸葛川など豊かな自然環境がすぐ近くににあります。

元村地域の課題

- 交通利便性が上がったが、逆に交通安全対策が重要となってきています。
- 道路整備や交通施策が必要です。
- 担い手不足により地域活動に関わる住民が高齢化しています。
- 高齢化に伴い、耕作放棄地が増え、排除雪が大変になってきています。地域活動も難しくなっています。
- 新しい住民と昔から住んでいる住民との交流が少ないです。
- 諸葛川、市兵衛川からの越水の可能性があり、災害対策が不安です。
- 安全に散歩できる場所、自由に楽しめる場所が少ないです。
- 若い世代が忙しく、自治会活動に参加できないことが多いです。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 地域全体で協力し、次世代に繋げていくまち

元村地域は比較的若い住民も多く、10自治会がそれぞれ活発に活動しておりますが、交通安全対策、道路整備、災害対策など協力して地域全体で考えて取り組み、次世代に繋げていきます。

2. 誰もが暮らしやすく、便利で安心・安全のまち

道路、河川整備や防犯、交通施策など、行政への要望と地域活動をしっかりを行いながら協同で取り組み、子どもからお年寄りまで、誰もが安心・安全で、健康な暮らしが出来るまちを目指します。

3. 住民の交流が活発で、住んでいて楽しいまち

地域の資源や伝統行事を大切にし、さらに新しい魅力づくりにも取り組む姿勢を忘れず、全世代の交流を図ることが出来る地域活動を持続していきます。

具体的な取組

1. 地域全体で協力し、次世代に繋げていくまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
地域全体でイベント企画をします。	●複数自治会合同での行事の開催について、それぞれの自治会で検討します。
複数自治会の拠点を設けます。	●隣接する自治会で、利用しやすい地域施設を提案し、市に要望していきます。
役員の負担軽減を目指します。	●選任方法、負担軽減策などを他地域からも聞き、改善策を取り入れていきます。
土地の有効活用を推進します。	●遊休農地活用など、有効な土地利用を推進し、地域の活性化を図ります。 ●スマートインターチェンジ周辺開発を推進するよう、行政に要望していきます。
自然を中心としたまちづくりを行います。	●自然整備を行いながら、自然をテーマにした住民が考えるイベントなどを企画していきます。（例→諸葛川の川サミット）

2. 誰もが暮らしやすく、便利で安心・安全のまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
安全な道路整備を行います。	●スクールガードなどを通して危険箇所の把握をし、行政へ要望を続けていきます。
防災対策を行います。	●現在の防災活動を継続し、ハザードマップの整備など地域全体の取組も進めます。また、氾濫防止の川底の掘削などを行政に要望していきます。
防犯・安全対策を行います。	●子どもの見守りを存続していくため、担い手の確保をしていきます。 ●散歩時の「ながら見守り」や、小学生の送迎時、ベストを着用します。
環境整備を継続します。	●親子が楽しみながら出来る作業になるような仕組みづくりを行います。
子どもが遊べる場をつくります。	●遊び場の整備を検討し、行政に要望していきます。
「ゴミ出し」について取り組みます。	●鳥獣害対策をしていきます。 ●ゴミ出しマナーアップに努めます。 ●隣接市と「ゴミステーション」について協議を重ねていきます。
健康づくりを進めます。	●健康づくりの活動を継続していきます。 ●検診率のアップを図ります。

3. 住民の交流を活発で、住んでいて楽しいまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
自然や農業を活用したイベントを行います。	●自然環境の調査を行いながら、自然と触れ合える場づくりを企画します。 ●鮭の放流と遡上を見る会を子ども会などと一緒に実施します。
歴史や文化を活用したイベントを行います。	●角掛神社をもっと活用できる取り組みを行います。 ●元村地域のさんさ踊りの普及・啓発を行います。 ●地域の観光・まち歩きマップを作成します。 ●あすみ野のストーンサークルのPRをします。
若い世代の地域活動への参加を促します。	●SNSなども活用しながら、地域活動の情報発信を行います。 ●若い世代からアイデアをもらいながら、交流イベントを企画します。 ●子ども会と合同でイベントの企画・運営をし、親子で一緒に地域活動を行います。
新住民に対して、地域のPRを行います。	●自治会だよりを紙以外での発信を検討します。 ●ゴミステーションを掲示板として有効活用します。 ●地域を知ってもらうイベントを継続します。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



←りんご スイカ↓



▶ 地域づくりの歴史

- 平成14年 元村地域まちづくり推進委員会設立

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
滝沢ふるさと交流館※	土沢 265-3	687-5511
滝沢市埋蔵文化財センター	湯舟沢 327-13	694-9001
つばめ幼稚園	牧野林 1030-2	687-2544
元村保育園	外山 86-17	684-2222
牧の林すずの音保育園	牧野林 891-8	699-2230
りんごの森保育園	鶴飼細谷地 146-45	687-3000

施設名	住所	問合せ先
滝沢小学校※	外山 86-19	687-2314
滝沢中央小学校※	室小路 275	601-3311
滝沢中学校※	外山 86-20	684-1771
月が丘小学校※	穴口 328	684-3744
北陵中学校※	穴口 419	684-3323
盛岡北高等学校	牧野林 298-1	687-2311
盛岡みたけ支援学校(小中学部)	穴口 218-4	641-0789
滝沢中央交番	土沢 224-19	684-2766



室小路地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



室小路公民館と岩手山

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、平成4年頃からの区画整理事業とともない整備された住宅街と秋には鮭が遡上する諸葛川をはじめとした豊かな自然環境が共存している地域です。

また「室小路遺跡群」が縄文から平安時代頃まで広がり、歴史の深い地域でもあります。

地域では子どもから高齢者まで幅広い世代で活動に取り組み、安全安心なまちづくりを目指しています。



室小路地域

▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	室小路地域 (R5.3.31)	割合
	人口	54,961 人	2,685 人
世帯数	23,979 世帯	1,095 世帯	4.6%

▶ 室小路地域づくり懇談会

室小路自治会を中心とする「室小路地域づくり懇談会」構成員による

目指す！
地域の姿

ささえあう 心はひとつ 室小路

地域の現状と課題

室小路地域の魅力

- 盛岡にも隣接しており、通勤や通学、買い物などに便利です。
- 岩手山を望みながら、諸葛川の流れと緑に囲まれ、ホテルもいるなど環境がいいです。
- 夏祭りも人気で交流が生まれており、地域活動が盛んです。
- 幅広い世代がジョギング、ウォーキング、散歩などを行っています。
- 室小路の歴史や文化を大切にしています。
- 子育て世代が多く、街に活気があります。子ども会との連携もとれています。
- 公民館が建て替えられました。

室小路地域の課題

- 新住民と疎遠であるため、交流をもちたいが、コロナ禍でもあったために進んでいません。
- 空き家が増えてきています。
- 除雪機も足りず、除雪が大変です。
- 交通マナー、ペットマナー、ゴミ出しマナーの悪い人がいます。
- ごみ集積所は数が足りず、管理問題もあります。
- 通学路の安全確保など、交通安全対策を進める必要があります。
- 高齢者等の見守りを進める必要があります。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 豊かな自然と便利さが調和した、住んでいてやすらぐまち

岩手山の眺望、諸葛川のせせらぎ空間、周囲の田園風景、動物や鳥、虫など自然の豊かさがありながら、日常生活が便利で交通利便性の高いまちを大切にしたいです。

2. あらゆる世代が笑顔で健康でいられるまち

若い世代が多い地域特性を活かし、笑顔が溢れ、つい散歩したくなるようなまちを目指します。

3. みんな仲良く交流し、地域に誇りを持てるまち

新住民にも参加を促しながら、夏まつりなどのイベント、清掃や緑化活動などの交流活動を継続していき、室小路の歴史や文化を大切にしたいです。

具体的な取組

1. 豊かな自然と便利さが調和した、住んでいてやすらぐまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
生活環境部が中心となりゴミ捨てのマナーの問題を改善します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ集積所の掃除当番制を継続して、マナー向上に努めます。 ●ごみ集積所に用紙を張り出し啓発に努めます。
環境美化活動に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●メイン通りなどの花壇の植栽に継続して取り組みます。 ●活動回数を増やし、一斉清掃の日と合わせて実施します。
防犯交通部が中心となり、交通安全対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども会やスクールガードの見守りを継続します。 ●危険箇所を調査して、注意喚起の看板を設置します。 ●PTA、子ども会育成会、スクールガードと連携をします。
生活ルールの向上に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会の広報でルールやマナーの周知を図ります。

2. あらゆる世代が笑顔で健康でいられるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
子どもが集まる場をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会の他のイベントに合わせて、子どもが集まりやすい企画を実施します。 ●新しい公民館でのイベントを企画します。
スポーツイベントを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●グランドゴルフ大会を継続していきます。 ●体育部が中心となって、スポーツイベントを企画します。
お散歩マップを活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ジョギング、ウォーキングのコースを入れたお散歩マップを活用します。
サロン活動を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいきサロンを継続します。
高齢者等の見守り支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員が中心となり、見守り活動を行います。 ●自主防災組織を整備し、緊急時の連絡体制づくりを行います。

3. みんな仲良く交流し、地域に誇りを持てるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
新公民館の活動を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域みんなが利用しやすいようなルールづくり(管理マニュアル)を作成します。 ●会議室の貸出方法を検討します。
交流行事を復活するとともに、新しい行事を企画します。	<ul style="list-style-type: none"> ●夏まつりなどのイベントを継続していきます。 ●諸葛川沿いの桜を活用した、桜まつりを企画します。
多種多様なプログラムにより世代間交流を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●世代交流を目的としたイベントを企画していきます。 ●集合住宅に住んでいる方も参加してもらえるような企画をします。
地域情報の周知を工夫します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ集積所に地域情報を掲載します。 ●自治会の回覧を市のHPに掲載します。
地域の歴史・文化を学びます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史や文化を学ぶことができる講座などを企画します。
未就学児世帯の地域活動参加を呼び掛けます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の保育園と連携していきます。
地元企業との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の協力を継続していきます。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



▶ 地域づくりの歴史

室小路自治会は、もともと元村南自治会(昭和46年設立)に含まれていましたが、年々世帯数が増え、平成17年4月に単位自治会として独立しました。平成26年4月からは、さらなる人口の増加により3区制となりました。

▶ 計画期間

8年間(令和6年度～令和13年度)

●令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
室小路公民館	室小路 605-4	
鵜飼小学校※	鵜飼洞畑 87-1	687-2004
滝沢中央小学校※	室小路 275	601-3311

施設名	住所	問合せ先
なでしこ保育園 子育て支援センター	室小路 251-2	699-3080
滝沢南中学校※	鵜飼滝向 11-1	687-2021



東部地域

＼ 地域やさしさプラン ＼

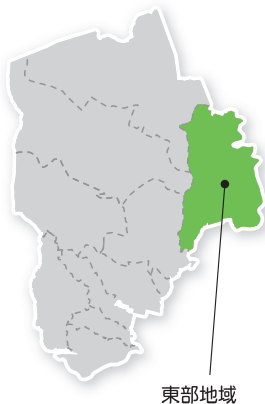


滝沢山車まつり

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、東に姫神山、西北に岩手山を仰ぎ、県立大学や盛岡大学そして数々の研究施設を存し、県内でも有数の文教地域を形成しています。さらにツガワ未来館アピオ、森林公園、ネイチャーセンターなどがあり、自然と調和のとれた地域です。また、国道4号、282号、県道16号盛岡環状線、IGRいわて銀河鉄道滝沢駅、巣子駅、東北自動車道滝沢ICがあり交通拠点として、商業施設、金融機関や医療機関が立地し、新しい地域づくりが進んでいます。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	東部地域 (R5.3.31)	
		人口	割合
人口	54,961人	14,322人	26.0%
世帯数	23,979世帯	6,471世帯	27.0%

▶ 東部地域づくり懇談会

各自治会(川前、長根、巣子、南巣子)、各保育園、滝沢第二小学校、滝沢東小学校、滝沢第二中学校、東部地域まちづくり推進委員会、各小中学校PTA、学童保育クラブ、子ども会育成会、老人クラブ、消防署北出張所、岩手県立大学、滝沢駅前振興会(順不同)

目指す！
地域の姿

世代を超え、住む人みんなで創る、
ふれあいとゆとりの研究学園都市

地域の現状と課題

東部地域の魅力

- 岩交通手段が多く、お店や病院なども充実しているため、暮らしやすいです。
- 子どもや学生も多く、まちに活気があります。
- 地域活動に協力してくれる地元企業、大学があります。
- 比較的、災害が少ない地域です。
- 祭りも多く、地域の交流があります。
- 美しく豊かな自然があります。

東部地域の課題

- 交通量の増加に伴い、交通安全対策が必要です。
- 交通環境を改善、高齢者支援が必要です。
- 若い世代の地域活動への参加が少ないです。
- 集合住宅の住民を把握できていません。
- 巢子川の環境維持と災害対策が必要です。
- ショッピングモール、物産施設の整備が必要です。
- みんなが集まる場の新改築が必要です。
- 東部地域の全体の活性化を考える必要があります。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 東部地域全体の活性化を目指したまち

地域の核となる施設を整備してもらい、道路ネットワークや公共交通を充実させ、地域全体のにぎわいをつくれます。

2. 安心安全で暮らしやすいまち

道路整備を要望し交通安全対策を図るとともに、環境美化や防災対策にも取り組み、子どもから高齢者まで安心した生活を送ることができるまちにします。

3. みんなが協力し合い、つながりと思いやりのあるまち

4つの自治会が中心となり、企業や大学との連携を図り、若い世代も地域活動に協力してもらうことができる仕組みづくりをします。

具体的な取組

1. 東部地域全体の活性化を目指したまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
道の駅のような観光物産施設の検討をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 実現可能なのか調査や研究をしていきます。 ● 市に要望し、地域も協力します。
高齢化に向けた交通対策の検討をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 一本木地域や姥屋敷地域と一体となった地域全体での交通のあり方を検討する場を市と一緒に設けます。
広域的な道路ネットワークの検討をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所方面への道路や公共交通の充実を市に要望するとともに、地域との協議の場を設けます。
地域みんなが集まることができる場所を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 巢子自治会集会所の新設を検討します。 ● 葉の木沢山活動センターの機能充実のために、市との協議の場を設けます。
4自治会ででのまちづくりの検討する場を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 4自治会の執行部の協議の場、地域住民全員での協議の場、市との検討の場を設けます。 ● 育成会、子ども会などと連携を図ります。 ● 大学、山、川など地域の宝を生かす工夫を考えます。

2. 安心安全で暮らしやすいまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
地域内の道路整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所を把握し、市に道路整備の要望を行います。 ● 自転車専用レーンや街灯の設置の要望をします。
地域の安全対策、子どもの見守り対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯協会が中心となって安全対策を進めます。 ● スクールガードの担い手確保に努めるとともに、大学生の協力や散歩をしながらの「ながら見守り」も進めていきます。
地域の環境美化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● ヤマユリの保全、巢子川の草刈りなどを継続するとともに、ホテルの観賞会、外来種の駆除も実施します。 ● 滝沢環境パートナー会議や大学との連携も行います。
防災対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 4自治会が中心となって防災対策を進めます。 ● 市と協力して、東部地区全体としての備蓄確保の検討を進めます。
高齢者の買い物支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動販売の実績があることから、他の自治会とも連携を行い、広域での高齢者の買い物支援の実施検討を行います。

3. みんなが協力し合い、つながりと思いやりのあるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
4自治会で夏祭りを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学生も巻き込んだ協議の場を立ち上げます。
若い世代の地域活動参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 除雪や山車づくりに若い世代の参加を促します。 ● 防災訓練に大学生の参加を要望します。 ● 岩手県立大学の地域連携センターやボランティアセンターと協力し、自治会活動に参加協力する体制をつくります。
企業との連携を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在はスクールガードや消防団活動で連携があるが、さらに連携を作っていくため自治会情報を提供していきます。
民間の資源や財源を利用します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩手牧場などの民間施設の利用を考える会を設けます。 ● 国との協議の場を設け、地域の雇用について勉強する機会を設けます。
交流イベントを継続していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで実施しているイベントを継続していきます。 ● 大学生の参加も呼びかけます。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



川前神楽



岩手県立大学



滝沢森林公園・ネイチャーセンター



川前夏まつり

▶ 地域づくりの歴史

- 平成14年 東部地域まちづくり推進委員会設立

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

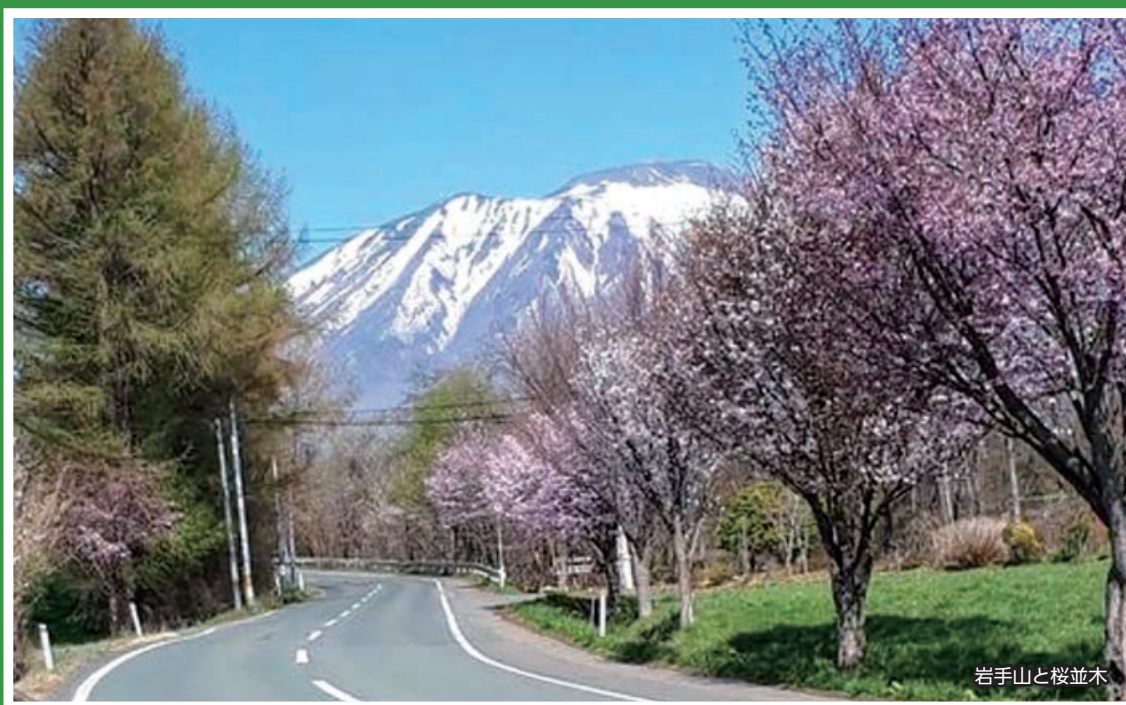
施設名	住所	問合せ先
川前保育園	巢子 152-91	688-4145
巢子保育園	巢子 761-5	688-2270
ハレルヤ保育園	葉の木沢山 373-1	688-6773
南巢子保育園	巢子 1162-38	688-7706
あさひ幼稚園	巢子 850	688-4333
滝沢第二小学校※	巢子 156-8	688-4002
滝沢東小学校※	狼久保 795-1	688-6602
滝沢第二中学校※	巢子 152-91	688-4907
盛岡農業高等学校	砂込 1463	688-4211
ツガワ未来館 Apio	砂込 389-20	688-2000
IPUイノベーションセンター	巢子 152-409	681-1037

施設名	住所	問合せ先
岩手県立大学	巢子 152-52	694-2000
盛岡大学	砂込 808	688-5555
葉の木沢山活動センター※	葉の木沢山 460-1	688-2032
滝沢交番	葉の木沢山505-16	688-4331
滝沢駅前郵便局	野沢 62-139	688-4831
巢子簡易郵便局	巢子 1177-14	688-5006
滝沢消防署北出張所	巢子 992-21	688-0119
東部体育館※	大崎 94-7	688-4872
IGR 滝沢駅	野沢 90	688-8370
IGR 巢子駅	巢子 281	694-9622
滝沢森林公園	巢子 152-71	688-5522



柳沢地域

＼ 地域やさしさプラン ＼



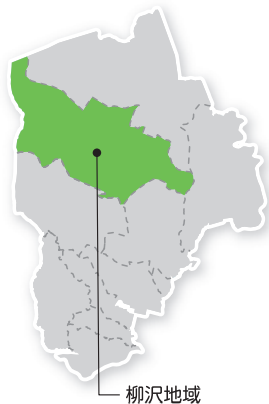
岩手山と桜並木

滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、岩手山東南部に位置し、山麓の丘陵地は戦後に開拓され、現在広大な森林を背景に公共牧野や飼料畑が広がり、酪農が盛んな地域です。近年は山麓の自然に魅力を感じた工芸家に移り住み、木工、漆器などの工芸品の生産も行われています。

地域で、県道沿線の紅山桜並木や唐松並木、またカタクリ、水芭蕉などの生息地の保全など地域景観の形成に取り組み、住民の憩う場の創出に努めています。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	柳沢地域 (R5.3.31)	割合
	人口	54,961人	781人
世帯数	23,979世帯	370世帯	1.5%

▶ 柳沢地域づくり懇談会

柳沢自治会、柳沢地域まちづくり推進委員会、柳沢保育園、柳沢小中学校、小中学校PTA、子ども会育成会、桜の会、柳沢日曜市場、げんまん柳沢、老人クラブ、大石渡農業振興推進組合、農業委員、児童民生委員(順不同)

目指す！
地域の姿

岩手山の麓で人々が集い、 ほっとするふるさと、森と酪農の柳沢

地域の現状と課題

柳沢地域の魅力

- 岩手山が近く、その麓の牧草風景も雄大ですばらしいです。
- 車があるとまちへのアクセスがいいです。
- ほにほに柳沢を拠点に、多くの世代や他地域との交流が盛んです。
- 朝市は他地域からも来客があり、情報交換も盛んで賑わいがあります。
- 地域資源が豊富で、養蜂、そば栽培、市民農園など地域資源を大切にしています。
- 健康づくりを積極的に取り組んでいます。
- SNS等、デジタルの活用も積極的に取り組んでいます。

柳沢地域の課題

- 地域資源をもっと活用したいです。
- 遊休農地の活用や牧草畑の維持が必要です。
- 地域活動のメンバーが固定化しており、特に若い世代の参加が少ないです。
- 地域の活動を知らなかった地域住民がいます。情報共有が必要です。
- 子どもたちと地域の接点が少なくなっています。
- 高齢化が進んでおり、生活弱者が増えてきています。
- 特に冬の移動が困難です。
- 排除雪が大変です。
- 移住・定住した時期の違いで住民間に少し壁を感じます。もっと交流があるといいです。

目指すべき地域づくりの方向性

1. みんなが元気で暮らしやすいまち

増加していく高齢者とともに、健康づくりや地域の宝である自然環境を大切にしながら、元気なまちにしていきたいです。

2. 地域みんなが協力し合う、持続可能なまち

子どもから高齢者まで全世代が協力して「地域づくり」の輪を広げ、参加しやすく活発な活動をしていきたいです。

3. 豊かな地域資源を活用し、魅力を発信していくまち

市内外から多くの人々が訪れたいような地域資源を活かした取り組みを進め、魅力をデジタルの力を使って発信していきます。

具体的な取組

1. みんなが元気で暮らしやすいまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
自然環境の維持を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●桜の木の枝払いをさくらの会で継続します。小学校の清掃活動との連携も検討します。 ●げんまん柳沢の活動を継続し、市と協力していきます。
健康づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ヨガイベント、ノルディックウォーク、登山客の宿泊支援、スノーシュー、トレッキング、および小学校の体育館の活用など、「出来ること」を考えていきます。
「住んでみたい」と思えるような地域をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代にとって嬉しい企画をつくります。 ●保育園との連携を強化して、交流を徐々に復活させたいです。
高齢者が暮らしやすい地域を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のレストランと連携し、高齢者向けの配食サービスを検討します。
交通環境の改善に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●デマンド交通の社会実験は好評だったため、市に本格運用を要望します。 ●高齢者の買い物支援を検討します。

2. 地域 みんなが協力し合う、持続可能なまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
新しい世代間交流イベントを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●地区民登山を企画します。 ●太鼓を披露できるような夏まつり、盆踊りを企画します。 ●実行委員会などの新しい組織づくりも検討します。
企画を検討する場を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> ●今までの協力者を集め、未来への企画会議を開催したいです。
地域内の人を繋げ、体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSを利用し、情報発信、情報共有をします。
地域活動の参加者を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> ●年代が広い消防団との連携を図ります。 ●「可能な範囲で参加できる」地域活動を考えていきます。 ●担い手の確保、育成に努めます。

3. 豊かな地域資源を活用し、魅力を発信していくまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
地域外の人を呼び込む新しい企画を考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●テンパークなどの地域の施設を活用します。 ●子育て世代に地域のことをアピールします。 ●子育て親世代へのアンケートでニーズを把握します。
既存の企画を継続・拡大していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ●休止していた活動の復活を進めていきます。 ●夢あかりの拡大を図ります。
地域資源を活用した取り組みを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●蜂蜜生産者や休耕田等の活用希望者の支援をしていきます。
地域の魅力を情報発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSを活用し、デジタル回覧板を継続していきます。 ●空き家情報の発信の取り組みを検討します。 ●地域外からの来客が多いイベントを活用し、情報発信に繋がります。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



柳沢日曜朝市

広大な牧草地

大豆の会の豆腐作り

▶ 地域づくりの歴史

- 平成 8 年～ 桜の会設立
- 平成 9 年～ 19年 工房まつり開催
- 平成11年～ 19年 まるごと広場開催
- 平成15年～ 地域通貨発行
- 平成17年～ 柳沢日曜朝市開催
- 平成18年～ げんまん柳沢設立
- 平成19年～ 大豆の会設立
- 平成20年～ 柳沢ツーリズムの会設立

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
柳沢小中学校※	柳沢 1171	688-2221
柳沢地区コミュニティセンター※	大石渡 1522-6	

施設名	住所	問合せ先
滝沢清掃センター	大石渡 332-2	688-2464
北部コミュニティセンター※	巢子 148	688-5111



一本木地域

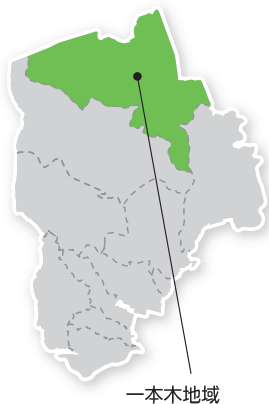
＼ 地域やさしさプラン ＼



滝沢市における根幹の計画である「第2次滝沢市総合計画」がスタートいたしました。そして、各地域とともにワークショップを開きながら、地域自らが実行していく「地域別計画(地域やさしさプラン)」を策定いたしました。今後、振り返りをしながら市民一人一人がやさしさを広めていきましょう。

▶ 地域の紹介

私たちの地域は、岩手山麓に陸上自衛隊岩手駐屯地があり、地域内を走る国道282号の東側は水田、西側は畑地に利用され、沿線に集落を形成しています。地域には、一本木郵便局、青少年交流の家、北部コミュニティセンターなどの公共施設が設置され、住民の利便性の向上に寄与しています。一本木バイパスの全線開通により豊かで、明るく、健やかな地域づくりが進められています。



▶ 地域の情報

	滝沢市 (R5.3.31)	一本木地域 (R5.3.31)	割合
	人口	54,961人	2,269人
世帯数	23,979世帯	936世帯	3.9%

▶ 一本木地域づくり懇談会

各自治会(南一本木、北一本木、いずみ巣子ニュータウン)、民生児童委員、交通指導員、子ども会育成会、老人クラブ、消防団第6分団、一本木小学校、一本木中学校、各小中学校PTA、一本木学童保育クラブ、一本木保育園(順不同)

目指す！
地域の姿

岩手山麓に開き行く、みどりの里 一本木

地域の現状と課題

一本木地域の魅力

- 鳥の鳴き声が響き、カモシカ、リス、キツネなどの野生の動物がおり、岩手山が美しいです。
- バイパスが開通したことで、地域内の車は少なくなり、安全が確保され、住みやすい空間が広がりました。
- 近所付き合いがよいです。
- 子どもに目が届きやすいです。子どものあいさつがよいです。
- 子育てを終えた世代が学校関係に協力的で、学校周辺の環境がよいです。
- 一本木さんさ踊りなど、伝統芸能があります。
- イベントや地域作業の参加者も多く、人と人との協力体制があります。

一本木地域の課題

- 地域の少子高齢化が進んでおり、地域活動も高齢者となってきています。
- 公共交通が不便で生活がしにくいです。
- 自衛隊駐屯地の騒音や振動問題があります。
- 学校の老朽化、塾等が無いなどの教育環境に課題があります。
- 地域の交通安全対策に課題があります。
- 集会所の老朽化が進んでいます。
- 除雪が大変です。
- 空き家対策が必要です。
- 交流の機会が少なくなってきています。

目指すべき地域づくりの方向性

1. 地域のつながりがあり、住み続けたいと思うまち

交通安全対策や除雪対策を継続しながら、集会所整備、空き家対策にも取り組み、全世代が暮らしやすいまちにしていきます。

2. 豊かな自然や伝統をみんなで守り育てていくまち

岩手山をはじめとする豊かな自然環境、そして秋まつりやさんさ踊りなどの地域の伝統を守り、地域で協力していく体制をつくります。

3. 多様な世代が交流し合う、魅力あふれるまち

地域資源で魅力を高め、世代間交流が活発な地域となるよう、3自治会で協力していきます。

具体的な取組

1. 地域のつながりがあり、住み続けたいと思うまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
防犯など安全対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 一本木防犯安全協会の活動を受け継ぐ仕組みをつくりまます。 ● 高齢者の世帯は、民生委員を中心に活動を行います。
老朽化している集会所を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 東門公民館は、地域集会施設のバランスを考えて建て直しを検討します。 ● いずみ巣子ニュータウンの集会所は、候補地の場所から検討を行います。
交通の利便性を改善します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅に接続するバス路線や、通学時のバス路線を確保するよう、市に要望します。 ● 地域での送迎ボランティアの組織づくりの検討を行います。
交通安全対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域で行っている交通安全対策を継続します。 ● 警察等と協力し交通安全対策を進めます。
除雪対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 除雪の体制を整える協力を市に要望します。
空き家対策が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家バンク制度を活用し、市と一緒に取組を進めます。
合併浄化槽の負担を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市への要望を継続します。

2. 豊かな自然や伝統をみんなで守り育てていくまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
伝統芸能の継承と発展を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 一本木さんさ踊りを発表できる場を設けます。 ● 中学校とも検討し、進めます。
地域を知る機会を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を載せた地域マップを作成します。 ● 地域を知るまち歩きなどのイベントを開催します。 ● 地域の歴史に詳しい方を中心として検討を開始します。
地域の景観を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩手山の景観を大切に守っていきます。 ● 景観に関わる事柄は、市から情報提供してもらいます。
環境美化活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 花壇づくりを企画します。 ● 複数の地区が合同で取り組みます。 ● 地域内の人材で役割分担し、一日楽しめる企画にします。

3. 多様な世代が交流し合う、魅力あふれるまち

取り組み項目（何をするのか）	実施方法（どのように進めるのか）
現在の交流事業を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏祭りや秋祭りを継続していきます。 ● 自治会だけで役割を持たずに、地域施設と分担して行います。 ● 様々な人が協力し合う体制をつくり、話し合いの場をつくっていきます。
地域の特色を生かしたイベントを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校とタイアップをしてイベントを企画していきます。 ● 全世代が参加できる農業体験を企画していきます。
学校と連携をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報共有の場をつくることから始めます。 ● 運動会など、学校のイベントと一緒に企画します。
地域の施設を生かします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 一本木地区コミュニティセンターでの地域合同イベントを企画します。 ● テンパークを活用します。
3自治会での交流と協力体制をつくりまます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 3自治会での集まりを増やします。 ● 役員の集まりから徐々に広がっていきます。

地域の宝物

私たちの地域には、自然・歴史・文化に育まれた伝統芸能・食文化・景観・自然環境など、次の世代に継承したい宝物があります。

▶ 地域の写真



▶ 地域づくりの歴史

- 平成14年 一本木まちづくり推進委員会設立

▶ 計画期間

- 8年間(令和6年度～令和13年度)
- 令和6年4月1日 策定

▶ 地域の施設 ※印のある所は指定避難所です

施設名	住所	問合せ先
一本木保育園	柳原 74-1	688-2662
一本木小学校※	柳原 22	688-4253
一本木中学校※	巢子 148	688-4634
ひだまりキッズクラブ一本木	柳原 197	688-0920
一本木駐在所	後 290-36	688-4054

施設名	住所	問合せ先
一本木郵便局	留が森 347-125	688-4830
青少年交流の家	後 292	688-4221
北部コミュニティセンター※	巢子 148	688-5111
一本木地区コミュニティセンター※	留が森 128-2	

IV 資料編

第1章 計画策定に係る基礎的指標分析

1 将来人口

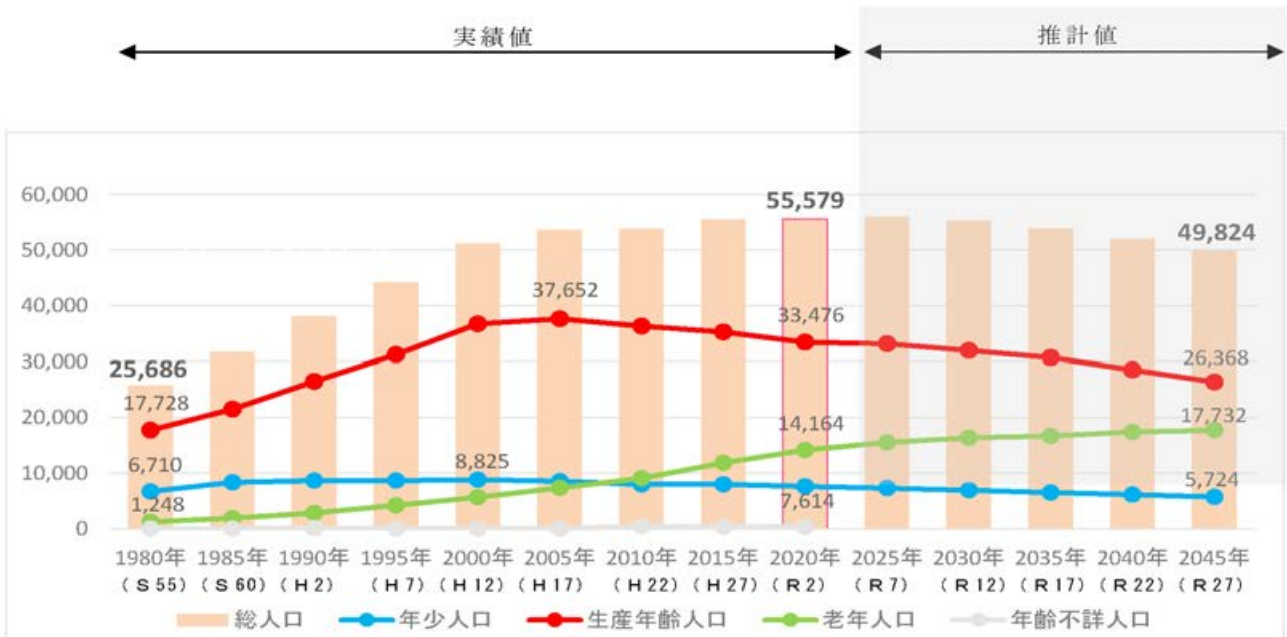
今後見込まれる人口の減少について、要因の分析、また、分析を踏まえた効果的な施策展開などにより、持続可能なまちづくりを進めることが求められます。

1 滝沢市における人口推計

本格的な少子高齢社会の到来は、全ての自治体に影響を与えています。

滝沢市では、これまで人口が増加するという前提のもと、目標人口を設定し人口増加をどのように加速させていくかという点を重視した政策を展開してきました。

しかし、人口推計に基づく、第2次滝沢市総合計画期間は、人口減少局面に転じる、まさに転換期であり（図10参照）、トレンドとしての人口減少を踏まえつつ、人口減少及び人口構成の変化によって生まれる課題を克服しながら、やさしさに包まれた持続可能な地域社会の実現を図ることが重要な視点になります。



資料：1980年～2020年：各年 国勢調査

図10 滝沢市の人口推移

2 本市の人口動態の傾向・特徴

少子高齢化による問題の多くは、人口構成の中で特定の世代が突出して減少することなどによって引き起こされます。したがって、人口構成をバランス

の取れた適切な形へ変化させていくこと、つまり若い世代の減少を食い止め、増やしていくことが必要となります。この手立てを考えるため、世代ごとの増減に着目した人口構成の動態の分析が必要です。

本市の将来人口を5年ごと、また5歳刻みで区分し、同一世代の本市の将来人口動態を予測すると(表2参照)、

- ①10～14歳から15～19歳に上がる際に人口が大きく増加していること(市内に所在する大学等の入学に伴う転入が主要因と想定)
- ②15～19歳から25～29歳にかけて人口が大きく減少していること(進学・就職に伴う他自治体への転出が主要因と想定)
- ③25～29歳以降、40～44歳までは人口が

緩やかに増加していくこと(住宅購入などに伴う転入が主要因と想定)

の3点が傾向として浮かび上がってきます。

本市の人口動態の傾向を踏まえ、若者の流出を食い止め、活力ある持続可能なまちづくりを展開するためには、滝沢で生まれ育った人や、市にかかわりのあった若い世代の人たちが自分らしさを発揮できるような環境をつくり、戻ってくるのできる場所、又は住みたい場所として滝沢市が選ばれるようにしていくことが重要です。

表2 滝沢市の将来人口(5歳階級別)

年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総数	55,463	55,254	55,998	55,255	53,935	52,072	49,824
0～4歳	2,392	2,263	2,171	2,074	1,954	1,822	1,683
5～9歳	2,700	2,591	2,460	2,287	2,179	2,052	1,909
10～14歳	2,879	2,760	2,650	2,566	2,380	2,266	2,132
15～19歳	3,284	3,170	3,100	2,903	2,790	2,567	2,430
20～24歳	3,271	2,852	2,976	2,830	2,633	2,513	2,292
25～29歳	2,826	2,454	2,554	2,448	2,318	2,153	2,048
30～34歳	3,389	2,901	2,834	2,604	2,480	2,324	2,151
35～39歳	3,868	3,494	3,110	2,968	2,713	2,560	2,388
40～44歳	4,089	3,886	3,598	3,158	3,002	2,752	2,585
45～49歳	3,432	4,105	3,934	3,591	3,155	2,992	2,748
50～54歳	3,587	3,469	4,160	3,970	3,617	3,181	3,012
55～59歳	3,675	3,473	3,431	4,110	3,936	3,582	3,155
60～64歳	4,142	3,672	3,519	3,397	4,072	3,910	3,559
65～69歳	4,083	4,011	3,508	3,406	3,296	3,949	3,790
70～74歳	2,813	3,872	3,786	3,346	3,257	3,164	3,786
75～79歳	2,073	2,550	3,607	3,527	3,132	3,062	2,988
80～84歳	1,444	1,814	2,256	3,158	3,094	2,770	2,728
85～89歳	929	1,134	1,372	1,715	2,440	2,394	2,175
90歳以上	587	783	972	1,197	1,487	2,059	2,265

注：2020年以前は国勢調査、2025年以降は国立社会保障人口問題研究所による推定値

2 経済指標

市内総生産、市民所得、就業者数等の経済指標は拡大傾向にあります。引き続き、本市の強みや地域特性を生かした企業集積、多様な人材が活躍できる環境づくりを進める必要があります。

1 市内総生産等

市内総生産及び市民所得は、順調に拡大しており、人口が増加している局面においても、人口一人当たりの市民所得の額も増加しています(表3参照)。

同時期の岩手県内の県内総生産・県民所得・人口一人当たりの県民所得は、横ばい又は減少傾向にある(表4参照)ことから、本市における市民所得等は一定の拡大が図られているものと考えられます。

表3 滝沢市内総生産、市民所得及び人口一人当たりの市民所得の推移

	平成26年度		平成29年度		令和2年度	
市内総生産※19	124,198百万円	—	126,087百万円	—	144,204百万円	—
第1次産業	2,242百万円	(1.8%)	2,713百万円	(2.2%)	2,702百万円	(1.9%)
第2次産業	15,402百万円	(12.4%)	14,816百万円	(11.8%)	32,054百万円	(22.2%)
第3次産業	105,505百万円	(84.9%)	107,927百万円	(85.6%)	108,848百万円	(75.5%)
市民所得※20	133,921百万円		139,555百万円		141,895百万円	
人口一人当たりの市民所得※21	2,425千円		2,516千円		2,553千円	

(出典：令和4年度市勢統計書ほか)

表4 岩手県内総生産、市民所得及び人口一人当たりの県民所得の推移

	平成26年度	平成29年度	令和2年度
県内総生産	4,652,936百万円	4,864,349百万円	4,747,426百万円
県民所得	3,481,895百万円	3,473,757百万円	3,224,356百万円
人口一人当たりの県民所得	2,711千円	2,768千円	2,664千円

(出典：「令和2年度(2020年度)岩手県市町村民経済計算年報より作成)

2 就業者数

本市における就業者数は、これまで増加傾向で推移してきました(表5参照)。しかし、今後は少子高齢化の影響による生産年齢人口の減少により、就業者数の減少圧力が高まることが予見され、市内企業の人材・後継者不足の深刻化や、購買力の低下に

伴う市内消費額の減少などが懸念されます。

このような状況下で、今後も市内総生産額を維持し、拡大していくためには、本市の強みや地域特性を生かした企業集積を進めるほか、女性、高齢者、障がい者をはじめとする多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、人材の安定的な確保、育成を図る必要があります。

表5 滝沢市内における就業者数の推移

	平成22年度		平成27年度		令和2年度	
就業者数※22	26,478人		27,861人		28,621人	
(第1次産業)	1,374人	(5.2%)	1,399人	(5.0%)	1,336人	(4.7%)
うち農業	1,326人	(5.0%)	1,322人	(4.8%)	1,243人	(4.3%)
(第2次産業)	5,683人	(21.5%)	6,100人	(21.9%)	6,075人	(21.2%)
うち製造業	2,819人	(10.7%)	2,851人	(10.2%)	2,835人	(9.9%)
(第3次産業)	19,421人	(73.3%)	19,792人	(71.0%)	20,592人	(71.9%)
うち卸売・小売業	4,891人	(18.5%)	4,814人	(17.3%)	4,916人	(17.2%)
うちサービス業	3,482人	(13.2%)	5,244人	(18.8%)	5,222人	(18.2%)

(出典：国勢調査データより作成)

※19 1年間に市内の各産業の生産活動によって新たに生み出された価値(付加価値)の総額。なお、市内総生産には、第1次～第3次産業による生産のほか、関税等が含まれるため、本表において内訳と合計は一致しない。

※20 市内居住者が1年間携わった生産活動によって発生した純付加価値が市民に対して、生産要素を提供した対価として、賃金(雇用者報酬)、利潤(企業所得)、利子・配当(財産所得)などの形でどのように配分されたかを示したものの総額

※21 人口一人当たり市民所得…市民所得を人口で除して求めた値。なお、個人に配分される所得(被用者報酬等)のほかに、民間法人企業所得なども含まれていることから、個人の所得水準を表す指標ではないことに留意

※22 就業者には分類不能者がいるため、合計は一致しない。また、平成22年度の第3次産業のうち「サービス業」は、その後の調査との項目の相違がある。

3

市民の幸福実感

幸福感を感じる市民の割合は増加傾向にあります。今後も、「やさしさに包まれた滝沢」の実現、また、その先にある「誰もが幸福を実感できる地域」の実現に向けた取組を進めます。

幸福を実感できる地域社会の実現を市の将来像として規定した滝沢市自治基本条例の策定以降、市では、幸福感に関する市民の意向を、毎年のたきざわ幸福実感アンケート調査によって測定しています。新型コロナウイルス感染症の発現前である令和元年度調査までの数値は順調に向上しています。その後、感染症の影響下にあった令和2年度から令和4年度までの数値は令和元年度と比べると低下しています(図1-1参照)。

計画期間全体の傾向としても、感染症の影響はあったものの、幸福感を育む環境づくりの基盤構築を目指した第1次滝沢市総合計画に基づく取組により、数値は、上昇の傾向にあります。

国連の調査によると、我が国は、健康寿命や人口

1人当たりのGDPといった客観的な幸福度は比較的高いものの、主観的な幸福度は低いとされており、コロナ禍を経て、なお、社会に漂う閉塞感は、幸福を実感しにくい状況を反映しているものと考えられます。

幸福の感じ方は一人一人によって異なりますが、市民が幸福を実感しやすい環境づくりを今後も進めていくためには、これまで社会が追い求めてきた「物質的な豊かさ」の追及ではなく、多様性の尊重、他者への配慮、支え合いなどのやさしさが感じられる雰囲気の中で、市民主体の地域づくり活動が行われるような環境づくりを、市民と行政が協力しながら進めていく必要があります。

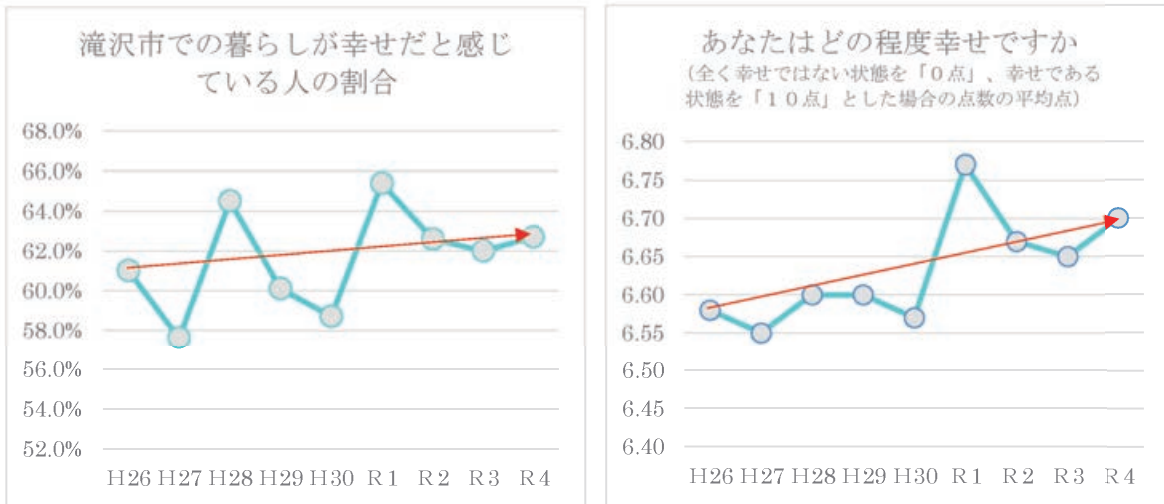


図1-1 幸福に関する市民の感じ方の推移

4

暮らしに関する市民ニーズ

令和4年度たきざわ幸福実感アンケート調査における暮らしの最適化条件ごとに、重要度から満足度を差し引いた値を「実現に向けた要求度合」(＝「ニーズ度」)として捉え、ニーズ度の上位項目を整理すると、安全・安心な市民生活、働く場の確保、子育てなどに関するニーズ度が高いことが示されます。

(表6参照)。

なお、同アンケート調査における暮らしの最適化条件の重要度(平均4.14ポイント)と満足度(平均3.12ポイント)を表した散布図は、図12及び表7のとおりです。

表6 市民ニーズ度の上位15項目

順位	項目	暮らしの最適化条件	ニーズ度	(重要度)	(満足度)
1	1 2	老後が不安なく暮らせること	1.93	4.62	2.69
2	3 2	農業の担い手がいること	1.84	4.21	2.37
3	3 3	みんなが自分のやりたい仕事ができること	1.81	4.06	2.25
4	2 1	急病の時に病院に行きやすいこと	1.66	4.69	3.03
5	2 2	交通の便がよく、移動がしやすいこと	1.64	4.52	2.88
6	3 1	働く場があること	1.58	4.37	2.79
7	3 4	子育てしながらでも安心して働くことができること	1.55	4.38	2.83
8	1 3	子ども達が不安なく暮らせること	1.52	4.62	3.10
9	4 0	必要な情報がわかりやすく伝わること	1.37	4.22	2.85
10	6	地域に安心できる防災の仕組みがあること	1.32	4.43	3.11
11	2 8	子ども達の体力・学力が向上していること	1.31	4.14	2.83
12	2 0	交通安全が保たれていること	1.26	4.60	3.34
13	4 3	必要な時に欲しい情報が得られること	1.24	4.06	2.82
14	3 5	市の特色を活かした産業があること	1.23	4.04	2.81
15	1 9	安心して子育てができること	1.22	4.52	3.30

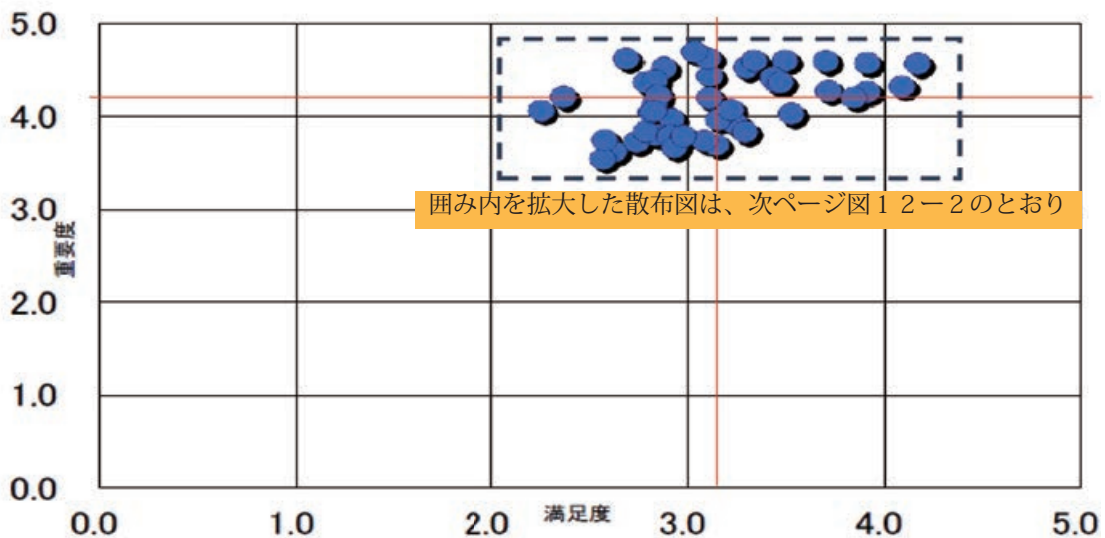


図12 - 1 暮らしの最適化条件の重要度及び満足度の散布図(全体)

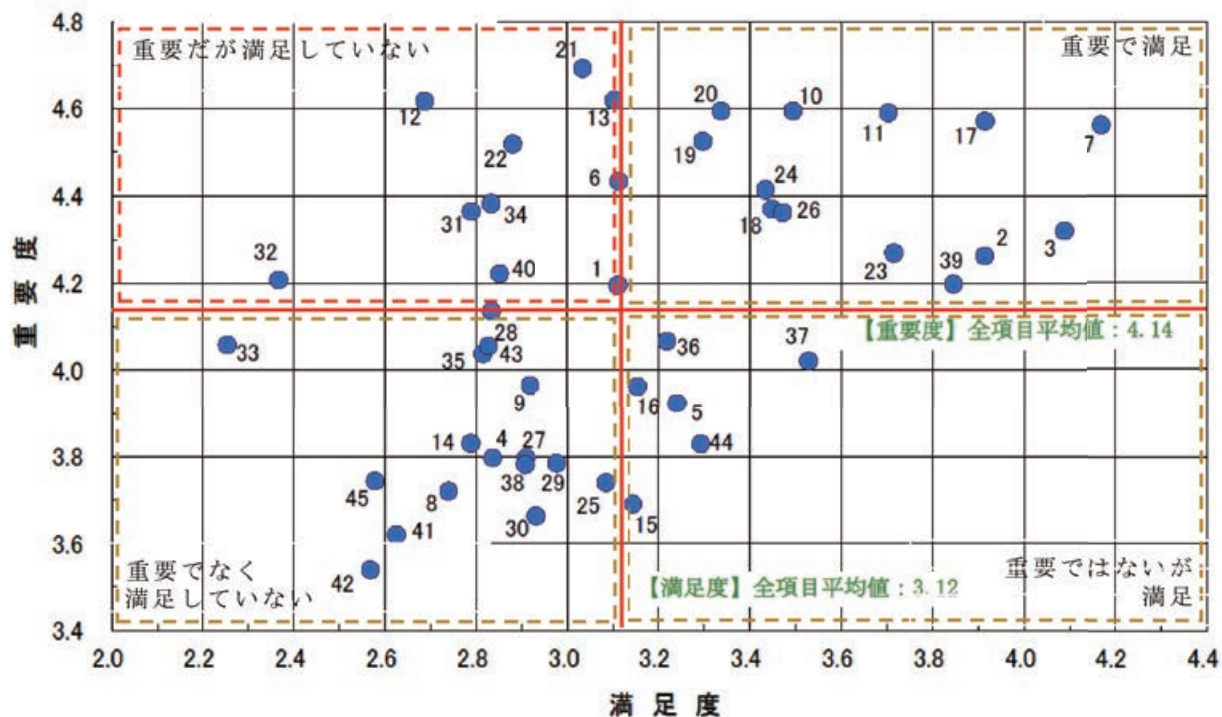


図12-2 暮らしの最適化条件の重要度及び満足度の散布図（一部拡大）

表7 暮らしの最適化条件45項目一覧

番号	暮らしの最適化条件	番号	暮らしの最適化条件
1	自然環境に配慮する取組が行われていること	24	市役所の仕事は信頼できること
2	自然とふれあえる環境があること	25	自ら学んだり、取り組める環境があること
3	市に豊かな自然がたくさん残っていること	26	子ども達が生き生きとしていること
4	みんなで地域の夢の実現のために取り組むことができること	27	自分の夢の実現のため取り組むことができること
5	隣近所とのつきあいがあること	28	子ども達の体力・学力が向上していること
6	地域に安心できる防災の仕組みがあること	29	地域と学校との間で交流があること
7	家族がお互いに支え合っていること	30	スポーツに親しむ機会があること
8	ボランティアやNPO活動が活発であること	31	働く場があること
9	地域の中に支え合う仕組みがあること	32	農業の担い手がいること
10	市に犯罪がないこと	33	みんなが自分のやりたい仕事ができること
11	心身ともに元気で暮らせること	34	子育てしながらでも安心して働くことができること
12	老後が不安なく暮らせること	35	市の特色を活かした産業があること
13	子ども達が不安なく暮らせること	36	地場産品が広く販売されていること
14	一人一人の個性が尊重されていること	37	伝統・文化が受け継がれていること
15	高齢者が自ら率先して活躍していること	38	伝統・文化や芸術に親しむ機会があること
16	健康や介護などが学べる「場」があること	39	チャグチャグ馬コの知名度が活かされていること
17	かかりつけの病院があること	40	必要な情報がわかりやすく伝わること
18	放課後の子どもの居場所があること	41	同じ目的を持った人との交流があること
19	安心して子育てができること	42	地域間での交流があること
20	交通安全が保たれていること	43	必要な時に欲しい情報が得られること
21	急病の時に病院に行きやすいこと	44	人々が集まり活動できる場所があること
22	交通の便がよく、移動がしやすいこと	45	地域や世代を超えて市全体がつながっていること
23	ずっと住みたいと思える市であること		

第2章 計画付属資料

1

市域全体計画に係る分野別計画及び実施計画

(一覧表は 140 ページ)

1 分野別計画

各部門の計画において、他の部門との連携により展開する計画は「分野別計画」として記載しています。

分野別計画は、総合計画の趣旨を計画に反映させることを義務付けるほか、今後計画を策定又は見直しをする場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。

2 実施計画





各施策において、同一部門内の他の施策との連携により展開する計画を「実施計画」として記載しています。



実施計画においても、総合計画の趣旨を反映させることに努めるほか、今後計画を策定又は見直しする場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。

2



めざす地域の姿及びSDGs目標（ゴール）との関連

表8 めざす地域の姿及びSDGs目標（ゴール）との関連



めざす地域の姿1 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域	
特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門	
SDGs目標（ゴール6）／安全な水とトイレを世界中に	
	【取組の着眼点】安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
SDGs目標（ゴール7）／エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
	【取組の着眼点】公共建築物に対して率先して省エネや再エネを活用したり、住民が再省エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
SDGs目標（ゴール12）／つくる責任つかう責任	
	【取組の着眼点】環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
SDGs目標（ゴール13）／気候変動に具体的な対策を	
	【取組の着眼点】気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

SDGs目標（ゴール14）／海の豊かさを守ろう	
	【取組の着眼点】海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海部のまちだけではなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
SDGs目標（ゴール15）／陸の豊かさを守ろう	
	【取組の着眼点】自然体系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。


めざす地域の姿2 みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域

特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門	
SDGs目標（ゴール16）／平和と公正をすべての人に	
	【取組の着眼点】平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
SDGs目標（ゴール17）／パートナーシップで目標を達成しよう	
	【取組の着眼点】自治体は公的／民間セクター、住民、NPO等の多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。


めざす地域の姿3 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域




特に関連する部門：健康こども部門、福祉部門	
SDGs目標（ゴール1）／貧困をなくそう	
	【取組の着眼点】自治体行政は貧困に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
SDGs目標（ゴール3）／すべての人に健康と福祉を	
	【取組の着眼点】住民の健康維持は自治体の健康福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。


めざす地域の姿4 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域



特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門	
SDGs目標（ゴール11）／住み続けられるまちづくりを	
	【取組の着眼点】包括的で、安全、レジリエント（強靱性）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

めざす地域の姿5 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域

特に関連する部門：教育文化部門	
SDGs目標（ゴール4）／質の高い教育をみんなに	
	【取組の着眼点】教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校生活と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

めざす地域の姿6 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域	
特に関連する部門：経済産業部門	
SDGs目標（ゴール2）／飢餓をゼロに	
	【取組の着眼点】 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産業などの食糧生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
SDGs目標（ゴール8）／働きがいも経済成長も	
	【取組の着眼点】 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に積極的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
SDGs目標（ゴール9）／産業と技術革新の基盤をつくろう	
	【取組の着眼点】 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

めざす地域の姿7 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域	
特に関連する部門：教育文化部門	
SDGs目標（ゴール4）／質の高い教育をみんなに	
	【取組の着眼点】 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校生活と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

めざす地域の姿8 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域	
特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門、政策支援部門	
SDGs目標（ゴール5）／ジェンダー平等を実現しよう	
	【取組の着眼点】 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
SDGs目標（ゴール10）／人や国の差別をなくそう	
	【取組の着眼点】 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

【取組の着眼点】…国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）に記載されている国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したものを取組の着眼点として記載したものの。

第3章 総合計画策定関係資料



第2次滝沢市総合計画策定の経過

令和3年度

10月12日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第1回）（策定方針について）
10月26日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第2回）（基本構想骨子案について）
11月9日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第3回）（基本構想骨子案について）
11月16日	令和3年度第2回総合計画審議会（策定方針について）
11月30日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第4回）（基本構想案（総合計画が目指す状態）について）
12月28日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第5回）（基本構想案（人口推計・AI分析）について）
1月18日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第6回）（基本構想案（持続可能性の捉え方）について）
1月31日	総合計画策定に関する研修会として、京都大学こころの未来研究センター内田由紀子教授による講演
2月1日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第7回）（基本構想本文案について）
3月15日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第8回）（基本構想本文案について）

令和4年度

4月12日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第9回）（基本構想案（土地利用の基本方針）について）
4月22日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第10回）（基本構想案（広域連携）について）
4月28日	総合計画策定に係る勉強会（講師：京都大学人と社会の未来研究院内田由紀子教授）
5月18日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第11回）（政策提言AIシミュレーション結果の共有）
6月6日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第12回）（市域全体計画の策定について）
6月16日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第13回）（市域全体計画部門別計画策定の手引きの共有）
6月23日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第14回）（市域全体計画重点プロジェクト案について）
6月30日	令和4年度第1回総合計画審議会（第2次滝沢市総合計画について）
7月12日	市議会全員協議会説明（第2次滝沢市総合計画策定状況について）
7月14日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第15回）（市域全体計画政策案について）
7月28日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第16回）（市域全体計画政策案について）
8月10日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第17回）（市域全体計画政策案について）
8月24日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第18回）（市域全体計画案（土地利用に関する計画）について）
9月5日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第19回）（市域全体計画案（政策内施策案）について）
9月16日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第20回）（市域全体計画案（施策及び事務事業の整理）について）
9月29日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第21回）（市域全体計画案（施策及び事務事業の整理）について）
10月11日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第22回）（市域全体計画案（施策及び事務事業の整理）について）
10月13日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会説明（基本構想案）
10月25日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第23回）（市域全体計画案について）
10月27日	令和4年度第2回総合計画審議会（基本構想案について）
11月1日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第24回）（市域全体計画案（施策及び事務事業の整理）について）
12月15日	市議会全員協議会説明（第1次滝沢市総合計画期間の延長について）
1月17日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第25回）（総合計画期間の延長について）
1月30日	市議会全員協議会説明（総合計画期間の延長等について）
2月7日	令和4年度第3回総合計画審議会（第1次滝沢市総合計画期間の延長について）
2月8日	滝沢市議会において第1次滝沢市総合計画期間の延長等議案審議
3月14日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第26回）（総合計画策定方針案について）
3月28日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第27回）（総合計画策定方針案について）

令和5年度

4月4日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第28回）（総合計画策定指針案について）
4月11日	市議会全員協議会説明（第2次滝沢市総合計画策定指針について）
5月9日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市内各小中学校PTA会長）【10人】
	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市商工会女性部）【10人】
5月10日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（県立盛岡農業高校）【10人】
5月17日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（株式会社ミクニ）【10人】
5月18日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（株式会社やまびこ）【9人】
5月19日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第29回）（基本構想骨子案について）
	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市立第二中学校）【8人】
5月23日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（盛岡大学・盛岡短期大学部）【12人】
	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市放課後児童クラブ連絡協議会）【11人】
5月25日	令和5年度第1回総合計画審議会（総合計画期間の延長、基本構想策定指針、基本構想骨子について）
	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市地域婦人協議会）【14人】
5月26日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市商工会青年部）【17人】
5月27日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（岩手県隊友会滝沢支部）【17人】
6月1日	広報たきざわ6月号「第2次滝沢市総合計画策定に向けて」記事掲載
6月2日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市立姥屋敷中学校）【7人】
6月5日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市立滝沢中学校）【8人】
6月8日	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（東部地域づくり懇談会）【24人】
6月13日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第30回）（基本構想案について）
6月15日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（県立盛岡北高）【9人】
6月19日	市議会全員協議会説明（第2次滝沢市総合計画の策定状況について）
6月20日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市内各小学校児童）【9人】
6月21日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市立柳沢中学校）【10人】
	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（大沢地域づくり推進協議会）【23人】
6月23日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（岩手県立大学）【12人】
	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（上の山自治会）【25人】
6月24日	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（篠木地域づくり懇談会）【24人】
	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（鶯飼地域づくり推進委員会）【33人】
6月25日	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（姥屋敷いきいき21推進委員会）【12人】
	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（やなぎさわ地域づくり懇談会）【12人】
6月26日	第2次滝沢市総合計画策定に係る市長講話及び職員説明会（3回開催）
	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市立一本木中学校）【5人】
6月27日	第2次滝沢市総合計画策定に係る市長講話及び職員説明会（1回開催）
6月28日	第2次滝沢市総合計画策定に係る市長講話及び職員説明会（2回開催）
	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市教育・保育施設長会議）【16人】
7月2日	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（大釜地域づくり推進会）【31人】
7月4日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第31回）（基本構想案及び政策体系案について）
7月7日	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市立滝沢南中学校）【4人】
	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（室小路地域づくり懇談会）【17人】
7月8日	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（小岩井自治会）【16人】
	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（元村地域自治会連絡協議会）【24人】
7月11日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第32回）（基本構想案及び政策体系案について）
7月13日	総合計画策定に係る懇談会（出前講座）（川前地区保健推進員）【13人】
7月15日	総合計画策定に係る懇談会『市政懇談会』（滝沢ニュータウン自治会）【44人】
7月18日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第33回）（基本計画案について）
7月25日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第34回）（基本計画案について）
	総合計画策定に係る懇談会『市長と話そう』（市手をつなぐ育成会）【9人】

8月1日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第35回）（新たな視点の追加について）
8月8日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第36回）（基本構想及び基本計画本文案について）
8月21日	令和5年度第2回総合計画審議会（基本構想素案について）
8月22日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第37回）（第1次総合計画評価書案及び部門別計画進捗の共有）
8月28日	市議会全員協議会説明（第2次滝沢市総合計画基本構想素案について）
8月30日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第38回）（第1次総合計画評価書案及び部門別計画進捗の共有）
9月1日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第39回）（部門別計画案について）
9月5日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第40回）（部門別計画案について）
9月19日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第41回）（部門別計画案について）
9月26日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第42回）（基本計画案の共有）
9月29日	第2次滝沢市総合計画策定に係る副市長講話及びグループディスカッション（2回開催）
10月2日	第2次滝沢市総合計画策定に係る副市長講話及びグループディスカッション（1回開催）
10月3日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第43回）（部門別計画案について）
10月5日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査
10月6日	令和5年度第3回総合計画審議会（基本構想素案及び基本計画素案について）
10月12日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第44回）（部門別計画案について）
10月16日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査（基本構想素案について）
10月23日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第45回）（部門別計画案について）
10月24日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査（基本計画素案について）
11月1日	広報たきざわ11月号「第2次滝沢市総合計画を策定しています」記事掲載
11月8日	令和5年度第4回総合計画審議会（基本計画素案、部門別計画案及び第1次滝沢市総合計画の評価）
11月14日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査（部門別計画及び地域別計画について）
11月16日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査
11月24日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査
11月29日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第46回）（第2次滝沢市総合計画案について）
12月5日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査
12月12日	市議会第2次滝沢市総合計画調査特別委員会調査報告書提出
12月14日	第2次滝沢市総合計画策定本部会議（第47回）（第2次滝沢市総合計画案について）
12月15日	パブリックコメント（～1月10日まで）
12月21日	総合計画審議会会長に対し第2次滝沢市総合計画（案）を諮問 令和5年度第5回総合計画審議会（答申案の検討）
1月11日	総合計画審議会会長から第2次滝沢市総合計画（案）に対する答申
1月16日	パブリックコメント実施結果公表（1人から5項目の意見の提出。市の考えをホームページで公表）
1月17日	庁議（第2次滝沢市総合計画案について）
2月9日	令和6年市議会定例会2月会議において第2次滝沢市総合計画基本構想議案可決

令和6年1月11日

滝沢市長 武田 哲 様

滝沢市総合計画審議会
会長 丸山 仁

第2次滝沢市総合計画（案）について（答申）

令和5年12月21日付け滝企第1214006号により諮問がありました標記件名のことについて、本審議会は慎重に審議した結果、その内容を適切と認めると共に、「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向け、市民と行政が連携した取組が着実に展開されることを願い、次のとおり留意点を付して答申いたします。

1 留意点

- (1) 総合計画に掲げる市の将来像をはじめとした理念の実現に向け、着実な推進を図ること。
- (2) 市民が総合計画を自分たちの計画であると感じることができるよう、多様な手法を用いながら理解促進に努めること。
- (3) 総合計画の実現に向けては、市民や市議会、様々な団体等と対話を重ね、多様な意見を聞くことが重要であることから、その機会を確保するため、「市長と話そう」をはじめとする各手段を講ずるとともに、あらゆる層や団体等へ市から積極的にアプローチを図ること。
- (4) 地域別計画は、地域自ら考え、行動するための計画であることから、多様な活動が自主的に展開されるよう各地域で取り組むとともに、市行政としても必要な支援施策を講ずること。
- (5) 基本計画で定める「重要な5つの視点」、「部門別計画」について、重点事業も含めた実行計画によって効果的な事務事業の展開を図ること。
- (6) 若者の活躍や地域の活性化のため、市全体として子育てがしやすい環境となるような取組について検討すること。
- (7) 総合計画の展開を通じて地域の魅力を磨きながら、その魅力を効果的に情報発信することにより、市全体の魅力向上を図ること。
- (8) 総合計画を効果的に展開するため、適切な組織編制や分掌事務となるよう常に見直しを図りながら進めるとともに、政策等の展開に当たっては、行政組織の縦割りの取組ではなく、広く横断的な連携による取組を推進すること。
- (9) 市職員が総合計画に掲げるテーマや目指す状態を理解しながら職務に当たるよう、情報共有の機会を十分に確保すること。

2

関係例規

1 滝沢市自治基本条例

滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 理念及び原則（第4条—第6条）
- 第3章 協働による地域づくり（第7条・第8条）
- 第4章 地域づくりの推進（第9条—第12条）
- 第5章 地域コミュニティの運営（第13条—第15条）
- 第6章 行政運営の原則（第16条—第21条）
- 第7章 議会運営の原則（第22条—第24条）
- 第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携（第25条・第26条）
- 第9章 権利及び責務（第27条—第30条）
- 第10章 公正及び信頼の確保（第31条—第33条）
- 第11章 条例の実効性の確保等（第34条—第36条）

附則

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。

また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政124年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。

私たちには、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかねばなりません。

これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 本市に住所を有する者
 - イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市で公益性を有する活動を行う者
- (2) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 市政 行政及び議会の運営をいいます。
- (4) 協働 市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。
- (5) 地域づくり 地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすい地域を実現するための取組をいいます。

- (6) 参加 市民が、市政又は地域づくりに関わり、意見を表明し、及び行動することをいいます。
 (7) 地域コミュニティ 自治会及び公益性を有する活動を行うもの並びにこれらを含む総体をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、滝沢市の自治に関する最高規範であり、個別の条例及び規則の制定等又は総合計画等各種計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

- 2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講ずるものとします。
 3 市民、市及び議会は、この条例に定める事項を相互に関連付けることにより、より効果的に活用し、住民自治の深化を図るものとします。

第2章 理念及び原則

(市民憲章)

第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。

滝沢市民憲章

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは
 一人一人が大きな夢をいただきます。
 地域の絆と支えあいを築きます。
 楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。
 健康で心豊かな生活をめざします。
 未来に輝く子どもたちを育てます。

(めざす地域の姿)

第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。

- (1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(基本原則)

第6条 市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。

- (1) 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- (2) 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。
- (3) 協働による地域づくりを推進します。
- (4) 市政及び地域の情報は、互いに共有します。

第3章 協働による地域づくり

(協働による地域づくり)

第7条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、前条第3号に規定する基本原則に基づき、協働により推進するものとします。この場合において、必要に応じて協定等を締結し、役割等を定めるものとします。

(協働における役割)

第8条 市民は、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。

- 2 市民は、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。
- 4 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。

第4章 地域づくりの推進

(総合計画)

第9条 市長は、第5条に掲げる、めざす地域の姿を踏まえ、総合的かつ計画的な地域づくりを推進するため、滝沢市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実行計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その実現を図るものとします。

- 2 総合計画を策定する場合は、市民が参加できる方法を用いるものとし、その意見を当該計画に反映するものとします。
- 3 基本構想は、議会の議決を経なければなりません。
- 4 市が行う政策は、総合計画に基づくものとします。
- 5 市長は、総合計画を展開し、その進捗状況を公表するものとします。
- 6 市長は、社会経済情勢の大きな変化及び第17条第2項に規定する行政評価による見直しを踏まえ、必要に応じて総合計画の見直しを行うものとします。

（情報共有等）

第10条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、第6条第4号に規定する基本原則に基づき、情報を共有して推進するものとします。この場合において、市及び議会は、市政に関する情報について、市民に対し積極的かつ丁寧な説明を行う責任を負うものとします。

- 2 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。
- 3 市は、個人に関する情報の保護及び行政情報の公開に関する手続その他の必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

（市政参加等）

第11条 市及び議会は、市政について、市民の多様な参加の機会を設けるとともに、意見及び提案を求め、これを反映するよう努めるものとします。

- 2 市は、市民が市政に参加するに当たり、男女共同参画社会の形成等に配慮し、誰もが参加しやすい環境を整備するよう努めるものとします。
- 3 市及び議会は、子ども（18歳未満の市民をいいます。）が意見を表明できる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。
- 4 市民は、市及び議会が設ける多様な参加の機会を活用し、積極的に自治の主体として発言し、及び行動するよう努めるものとします。
- 5 市民は、公益的な観点から、市及び議会に対し市政に関する提案を行うことができるものとします。
- 6 市及び議会は、前項の提案があった場合は、公開を原則とした審査を実施し、有益であると認められる提案については、その実現に向けて適切な措置を講ずるものとします。
- 7 市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

（住民投票）

第12条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施できるものとします。

- 2 市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。
- 3 市は、住民投票の市長への実施請求及び実施に係る手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第5章 地域コミュニティの運営

（地域コミュニティ活動）

第13条 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進するものとします。

- 2 地域コミュニティは、地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努めるものとします。
- 3 地域コミュニティは、その活動に各世代の市民が参加できる機会を設けるとともに、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努めるものとします。

（運営の原則）

第14条 本市に居住する者は、地域コミュニティを構成する各種団体（以下「各団体」といいます。）に積極的に加入し、その活動に参加するものとします。

- 2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わるものとします。
- 3 地域コミュニティは、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努めるものとします。
- 4 地域コミュニティは、その活動の活性化を図るため、各団体の相互で評価を実施し、その結果を共有してその後の活動に反映させるよう努めるものとします。

(条例の制定)

第15条 市は、地域コミュニティの活力が最大限に発揮されるよう、その役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとしします。

第6章 行政運営の原則

(財政運営の原則)

第16条 市は、健全な財政運営に努めるものとしします。

2 市は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを公表するものとしします。

(行政評価)

第17条 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため、政策、施策その他行政の運営に関する事項について行政評価を実施するものとしします。

2 市は、前項の行政評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを総合計画の進行管理等及び予算の編成等に反映させるものとしします。

3 市は、第1項の行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、行政評価の結果を公表するものとしします。

(自治立法権の行使による政策実現)

第18条 市は、行政運営上の課題解決を図るため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令との整合性を図り、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努めるものとしします。

(行政組織)

第19条 市は、行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応するものとしします。

(審議会等)

第20条 市は、法令等の規定により設置する附属機関及び必要に応じて設置する審議会等の委員を選任する場合は、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとしします。

2 市は、会議及び会議録を公開しなければなりません。ただし、市長が公開することが適当でないと認める場合は、その限りではありません。

(行政運営等に関する条例)

第21条 市は、行政の機能、役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとしします。

第7章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第22条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うよう努めるものとしします。

2 議会は、政策立案機能の充実を図るとともに、自治立法活動、調査活動等を行うものとしします。

(議会評価)

第23条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会の運営に関する事項について議会評価を実施するものとしします。

2 議会は、前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとしします。

3 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとしします。

(議会の運営等に関する条例)

第24条 議会は、議会の機能、役割その他必要な事項について別に条例を定めるものとしします。

第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携

(危機管理体制の確立)

第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。

2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとしします。

3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとしします。

4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとしします。

(地域づくりにおける連携等)

第26条 市民、市及び議会は、大学、研究機関、企業等と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとしします。

- 2 市民、市及び議会は、国及び他の自治体と連携し、協力し、地域づくりの共通課題の解決に努めるものとします。
- 3 市民、市及び議会は、市外の人々と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。
- 4 市民、市及び議会は、国際交流の推進に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立った地域づくりを推進するものとします。

第9章 権利及び責務

(市民の権利及び責務)

第27条 市民は、市政に参加する権利を有するとともに、自治の主体としてその発言及び行動に責任を持ち、積極的に市政に参加するよう努めるものとします。

- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、自らも積極的に市政に関する情報を入手するよう努めるものとします。
- 3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとします。
- 4 市民は、法令の定めるところにより選挙権を有するとともに、自治の主体として最大限その権利を行使するよう努めるものとします。

(市長の責務)

第28条 市長は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、行政運営に関する基本方針を毎年度策定し、公表し、その方針に基づいて職務を遂行しなければなりません。

- 2 市長は、職員の能力向上に努めるとともに、適切に指揮監督し、行政運営を行わなければなりません。
- 3 市長は、選挙公約を総合計画に反映させるよう努めるものとします。

(市議会議員の責務)

第29条 議員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、常に市民全体の利益を優先し、職務を遂行しなければなりません。

- 2 議員は、自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。

(市職員の責務)

第30条 職員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

- 2 職員は、行政運営上の課題等に的確に対応するため、積極的に知識、技能等の習得に努めるものとします。
- 3 職員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、市民との対話を図るとともに、地域コミュニティの一員として、自らも積極的に地域づくりの活動に参加するよう努めるものとします。

第10章 公正及び信頼の確保

(行政手続)

第31条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、市民の権利利益を保護するとともに、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。

(倫理)

第32条 市長及び議会は、政治倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

- 2 市長は、公務員倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

(公益通報等)

第33条 市長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及び同様の取扱いに対する公益通報（以下「公益通報」といいます。）を受ける体制を整備しなければなりません。

- 2 市は、市民からの意見、要望等（以下「意見等」といいます。）を受けた場合は、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとします。
- 3 市及び議会は、公益通報又は意見等を行った者に対し、それを理由とする不利益な取扱いを一切してはなりません。
- 4 市は、公益通報及び意見等の処理に係る手続その他必要な事項について、別に条例等を定めるものとします。

第11章 条例の実効性の確保等

(条例の運用状況の調査等)

第34条 市民、市長、議員及び職員は、この条例を遵守し、地域づくりを推進するものとします。

- 2 市長は、この条例の運用状況の調査及び検討を毎年行い、その結果を公表するものとします。
- 3 市長は、前項の規定による調査及び検討の結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとします。

(条例の検証等)

第35条 市長は、別に条例で定めるところにより、滝沢市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」といいます。）を設置するものとします。

2 委員会は、この条例の運用状況及びこの条例に基づく地域づくりに関して、市長に提言できるものとします。

3 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、地域づくりを推進するために解決すべき課題、必要な措置等を検討し、その結果を市長に答申するものとします。

4 市長は、委員会の答申又は提言を尊重し、その内容を公表するものとします。

(条例の見直し)

第36条 市長は、前2条の規定によりこの条例の見直しを行う場合は、多様な方法を用いて、市民の意見及び提案を求めるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

2 滝沢市地域コミュニティ基本条例

滝沢市地域コミュニティ基本条例（平成28年滝沢市条例第2号）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 地域づくりの原則（第3条—第5条）

第3章 地域コミュニティの活動（第6条・第7条）

第4章 地域づくりの推進（第8条—第10条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第15条の規定に基づき、市民主体の地域づくりに関する基本的事項を定め、市民一人一人が地域活動を行い、地域内の様々な団体と連携し、地域づくりを推進することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

第2章 地域づくりの原則

(基本原則)

第3条 市民は、住みよい環境づくり及び安全・安心な地域を維持するため、地域づくりを実践する者としての自覚を持ち、行動するものとする。

2 地域づくりは、市民の主体的な取組が尊重されるものとする。

3 地域づくりは、協働により推進するとともに、市民及び地域コミュニティの連携により行うものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域づくりの推進及び災害時に備えた活動のため、日頃から交流を大切にし、人と人とのつながりを広めるよう努めるものとする。

2 市民は、地域づくりの主体として行動し、自主的に地域づくりに努めるものとする。

3 市民は、自治会、企業、NPO法人等の公益性を有する活動を行う団体（以下「地域コミュニティ団体等」と総称する。）の活動に参加し、地域づくりを推進するよう努めるものとする。

4 市民は、市が行う地域づくりを推進するための施策について、その内容に関心を持ち行動するよう努めるものとする。

(市政への参加の推進)

第5条 市民は、市及び議会が行う懇談会に積極的に参加するとともに、各種計画策定その他市政に関する施策に協力するものとする。

2 市民は、地域づくりの主体として発言及び行動に責任を持ち、市政に関する提案ができるものとする。

3 市民は、地域づくりを推進するに当たり、市へその支援を要請することができるものとする。

第3章 地域コミュニティの活動

(情報の共有等)

第6条 地域コミュニティ団体等は、地域づくりに関する情報を共有するとともに、地域の活動及び地域づくりに関する情報を市へ求めることができるものとする。

2 地域コミュニティ団体等は、地域づくりに関する学習会及び地域づくりの担い手の育成の機会を設け、市民に参加を促すものとする。

(地域コミュニティ団体等の役割)

第7条 地域コミュニティ団体等は、市民へ積極的な参加を呼び掛けながら、それぞれが協力し合い、地域づくりを推進するものとする。

2 地域コミュニティ団体等は、それぞれを尊重し、地域づくりを推進するとともに、各世代の市民が参加できる活動を行うものとする。

第4章 地域づくりの推進

(地域別計画)

第8条 地域コミュニティ団体等は、連携し、市民主体の地域づくりの推進を目指して、地域ごとに課題解決及び幸せづくりを目的とした計画（以下「地域別計画」という。）を策定するものとする。

2 地域別計画は、目指す地域の姿及び地域の情報等から構成され、その期間は8年とする。

(地域づくり懇談会)

第9条 地域活動の特性を踏まえ、地域コミュニティ団体等で構成する地域づくりを推進するための組織（以下「地域づくり懇談会」という。）は、地域コミュニティ団体等による相互理解及び連携により組織し、地域づくりの推進を目的に運営するものとする。

(地域づくり懇談会の役割)

第10条 地域づくり懇談会は、地域別計画を推進するため定期的に情報交換を行い、地域づくりを進めるものとする。

2 地域づくり懇談会は、総合計画をはじめとする市の施策に関する情報を共有するものとする。

3 地域づくり懇談会は、地域づくりに関する市民からの提案等を地域別計画に活かすとともに、地域別計画が、市民に広く理解されるよう努めるものとする。

4 地域づくり懇談会は、地域別計画の推進状況を検証し、及び評価し、地域づくりに反映させるものとする。

5 地域づくり懇談会は、地域づくりの推進状況を検証し、その内容を市へ提案するとともに、地域づくりに関する支援要請を市へ行うことができるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3 滝沢市議会基本条例

滝沢市議会基本条例（平成25年滝沢村条例第41号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会と議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条—第11条）

第4章 市長等と議会の関係（第12条—第16条）

第5章 会議の運営（第17条—第19条）

第6章 会派及び議員連盟（第20条・第21条）

第7章 議会支援機能の充実（第22条—第25条）

第8章 政務活動費（第26条）

第9章 議会及び事務局の体制整備（第27条—第30条）

第10章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬（第31条—第33条）

第11章 危機管理（第34条）

第12章 議会の評価と議会改革の推進（第35条・第36条）

第13章 最高規範性及び見直し手続（第37条・第38条）

第14章 補則（第39条）

附則

わが国は、地方分権の進展とともに地方が独自に物事を決める時代へと移ってきています。

これからは、市民の意思を市政に反映するため「全体的な視点」で「調整と統合」を重視する地方政治を築いていかなければなりません。

地方議会は、二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める議事機関として地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。

滝沢市議会は、滝沢市民によって選ばれた議員で構成し、市民の意思を代弁する合議制機関であります。

議会は、与えられた権限を自覚し議決責任や説明責任を再認識しつつ、議員間討議を繰り返して問題の本質を掘り起こし、統合度の高い意思決定を行わなければなりません。

議会は、市民の福祉向上のため市民との協調の下、まちづくりを推進していく必要があるため、開かれた議会、市民とともに歩む議会、行動する議会をめざし地域経営の仕組みのひとつとしてここに滝沢市議会基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民と議会及び市長と議会との関係並びに議会活動の基本原則を定めることにより、議事機関である議会が市民の負託に応え、市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有するもの及び市内で活動を行うものをいう。

第2章 議会と議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1）市民に信頼される議会をめざし、公正で透明な議会運営に努めること。
- （2）市民の多様な意見を反映させるための議会運営に努めること。
- （3）市民への積極的な情報公開に努め、議会の議決責任を果たすこと。
- （4）市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めること。
- （5）市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。
- （6）市民の参加意欲が高まるように、分かりやすい議会運営に努めること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- （1）議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- （2）市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- （3）議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上をめざして活動すること。

（通年議会）

第5条 議会は、前2条に掲げる活動原則を達成するため、会期を通年とする。

2 通年議会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 市民と議会の関係

（情報公開と市民参加）

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。
- 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。

5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(広聴広報活動の充実及び市民との連携)

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。

2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。

(市民議会)

第8条 議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。

2 市民議会に関し必要な事項は、別に定める。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民懇談会)

第10条 議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。

2 市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

(政策討論会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関し必要なことは、別に定める。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第12条 市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。

2 議会における議員と市長及び執行機関の長(以下「市長等」という。)との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。

3 議長から本会議、委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。

4 議員は、法律の規定によるもののほか、市長等が任命する附属機関の委員には就任しないものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策の必要性

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たって、各常任委員会等がそれらの政策の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後においても政策評価に資する審議を行うものとする。

(政策評価)

第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。

2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(予算、決算における政策説明)

第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるも

のとする。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 会議の運営

(自由討議による合意形成)

第17条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。

3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。

(委員会の活動)

第18条 議会は、委員会の開催に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。

2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、報告に当たっては、論点、争点等を明確にし、責任を持って質疑に対する答弁を行うものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

(政策検討会)

第19条 議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。

2 政策検討会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 会派及び議員連盟

(会派)

第20条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

3 会派に関し必要な事項は、別に定める。

(議員連盟)

第21条 議員は、特定の政策や課題について調査研究を行うことに賛同する議員が共同して調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

2 議員連盟の調査研究は、議員個人でこれを行う場合に比べ、広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、特定の政策や課題に関する議員間の共通の認識が深められるように努めるものとする。

3 議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するように努めるものとする。

4 議員連盟に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 議会支援機能の充実

(議会モニターの設置)

第22条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。

2 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。

3 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるように努めるものとする。

4 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。

5 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。

(議会サポーターの設置)

第23条 議会は、議会への市民参加を促進するため、必要に応じて議会サポーターを設置する。

2 議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。

3 議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。

4 議会サポーターの氏名は公開を原則とし、その協力活動は原則として無償とする。

5 議会サポーターに関し必要なことは、別に定める。

(議会アドバイザーの設置)

第24条 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。

- 2 議会アドバイザーは、議会全般にわたって、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。
- 3 議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。
- 4 議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めるときは、謝礼等を支給するものとする。
- 5 議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。

(附属機関の設置)

第25条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置するものとする。

- 2 附属機関に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第26条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例（平成15年滝沢村条例第15号）の定めるところにより、これを適正に使用しなければならない。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。

第9章 議会及び事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第27条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

(議会図書室の充実)

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議会費の確保)

第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、議会費の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、議長交際費を含め、議会費の使途等を議会だより、議会ホームページ等により市民に公表しなければならない。

第10章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第31条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、並びに識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第32条 議員の定数は、滝沢市議会の議員の定数を定める条例（平成13年滝沢村条例第17号）で定める。

- 2 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関として機能を果たす役割についても考慮するものとする。
- 3 第1項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の客観的な意見を聴取するために参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。
- 4 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第33条 議員の報酬は、滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年滝沢村条例第16号）で定める。

- 2 前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。
- 3 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

第11章 危機管理

(危機管理)

第34条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合

的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

- 2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。
- 3 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、市民とともに、一日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。

第12章 議会の評価と議会改革の推進

(議会の評価)

第35条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。

- 2 議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。
- 3 議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。
- 4 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。
- 5 議会評価に関し必要な事項は、別に定める。

(議会改革)

第36条 議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組むため、滝沢市議会改革推進会議（以下「議会改革推進会議」という。）を設置するものとする。

- 2 議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。
- 3 議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第37条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員にこの条例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第38条 議会は、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証するものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検証を議会改革推進会議で行うものとし、検証の結果を市民に公表するものとする。
- 3 議会は、第1項の規定による検証を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。
- 4 議会は、前3項の規定にかかわらず、常に社会情勢及び市民の意見の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定を検討し、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

第14章 補則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

滝沢市行政基本条例（平成27年滝沢市条例第2号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 行政運営の原則（第3条—第6条）
- 第3章 市の経営に関する理念（第7条—第10条）
- 第4章 総合計画（第11条—第13条）
- 第5章 市民参加の推進（第14条—第16条）
- 第6章 職員のコンプライアンスの原則（第17条—第20条）
- 第7章 条例の検証（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。
- （2）経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。
- （3）コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。
- （4）市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。
- （5）任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

第2章 行政運営の原則

（行政運営の基本原則）

第3条 市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。

- 2 市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。
- 3 市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直し及び改善に努めなければならない。
- 4 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。
- 5 市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。

（行政組織の整備等）

第4条 市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。

- 2 市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。

（市民との連携協力）

第5条 市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。

（議会との関係）

第6条 市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。

第3章 市の経営に関する理念

（経営理念）

第7条 市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定める

ものとする。

(経営の姿勢)

第8条 市は、経営理念に沿った取組の姿勢（以下「経営の姿勢」という。）を定め、これに基づき経営を行うものとする。

(行動指針)

第9条 市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準（以下「行動指針」という。）を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。

(経営理念等の公表)

第10条 市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めたときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。

第4章 総合計画

(総合計画の策定)

第11条 市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。

(総合計画の構成及び期間)

第12条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。

2 基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。

3 基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。

4 実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。

(総合計画との整合)

第13条 総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。

2 市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針（以下「市長方針」という。）を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。

3 市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。

第5章 市民参加の推進

(情報の共有)

第14条 市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。

(市民意見の把握)

第15条 市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。

2 市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。

(市民意見への対応)

第16条 市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。

第6章 職員のコンプライアンスの原則

(職員の倫理原則)

第17条 職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。

2 職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。

(職員の行動原則)

第18条 職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。

(任命権者の責務)

第19条 任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(管理監督者の責務)

第20条 職員を管理し、又は監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。

2 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。

第7章 条例の検証

(条例の検証)

第21条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【別紙】分野別計画・実施計画一覧表

部門別計画	分野別計画	計画の始期及び終期	実施計画	計画の始期及び終期
市民環境部門	たきざわ親子プラン3「滝沢市男女共同参画計画」	令和5年度～令和13年度	滝沢市地域防災計画	令和62年度～令和19年度
	第2次滝沢市交通安全計画 第1次滝沢市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編・地域気候変動適応計画含む))	令和5年度～令和5年度	滝沢市国土保護計画	令和19年度～令和19年度
健康こども部門		令和5年度～令和12年度	第3次滝沢市地域保健計画「たきざわ健康プラン21」	令和5年度～令和9年度
			第2次滝沢市自殺対策計画	令和5年度～令和9年度
			第3次滝沢市食育推進計画 第2次滝沢市母子保健計画「すこやか親子たきざわ」 第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画 国民健康保険事業計画	令和5年度～令和9年度 令和2年度～令和6年度 令和6年度～令和11年度
福祉部門	第2次滝沢市地域福祉計画	令和5年度～令和13年度	第3期保健事業実施計画及び第4期待定健康診査等実施計画	令和5年度～令和10年度
			第2次滝沢市障がい者計画 第7期滝沢市障がい福祉計画、第3期滝沢市障がい児福祉計画 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)	令和6年度～令和8年度 令和6年度～令和8年度
経済産業部門	滝沢農業振興地域整備計画	令和5年度～令和9年度	滝沢市PUイノベーションパーク整備計画	平成21年度～令和11年度
			滝沢市酪農・肉用牛生産近代化計画 滝沢市森林整備計画 滝沢市鳥獣被害防止計画	令和3年度～令和12年度 令和3年度～令和12年度 令和4年度～令和6年度
都市基盤部門	滝沢市都市計画マスタープラン	平成27年度～令和16年度	第7次国土調査事業十箇年計画	令和2年度～令和11年度
			滝沢市耐震改修促進計画	令和3年度～令和7年度
			滝沢市の道路整備計画	平成13年度～令和7年度
			滝沢市橋梁寿命延長整備計画	平成24年度～令和53年度
			滝沢市地財公共交通網形成計画	平成29年度～令和6年度
			滝沢市空室等対策計画	令和4年度～令和13年度
			滝沢市公園施設長寿寿命化計画	令和6年度～令和15年度
			養用河川に沢瀬川改修事業計画	平成29年度～令和28年度
			下水道事業計画(雨水)	昭和53年度～令和17年度
			滝沢市水道事業ビジョン(中期経営計画を含む。)	令和5年度～令和14年度
教育文化部門	滝沢市生涯学習推進計画「つづむ」	令和6年度～令和13年度	滝沢市汚水処理実施計画	平成27年度～令和17年度
	国土利用計画滝沢市計画	平成6年度～令和13年度	滝沢市下水道事業経営戦略	平成29年度～令和8年度
政策支援部門	滝沢市中期財政運営方針	令和5年度～令和8年度	滝沢市人材育成基本方針	令和5年度～令和19年度
	公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和28年度	滝沢市業務継続計画(災害編) 滝沢市職員定員管理計画 滝沢市情報システム最適化計画	令和5年度～令和9年度 平成23年度～令和19年度
前期基本計画 市域全体計画				
基本構想				
第2次滝沢市総合計画				
滝沢市自治基本条例				
前期基本計画 地域別計画				
	小岩井地域			
	大釜地域			
	篠木地域			
	大沢地域			
	雞飼地域			
	姥屋敷地域			
	元村地域			
	室小路地域			
	東部地域			
	柳沢地域			
	一本木地域			

Second Takizawa City Comprehensive Plan

第2次 滝沢市総合計画

基本構想 令和6年度～令和13年度
前期基本計画 令和6年度～令和9年度

《編集・発行》

令和6年4月発行

滝沢市企画総務部企画政策課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地

TEL 019-684-2111(代表)

